

第百五十五回
会

参議院經濟産業委員会會議録第十二号

平成十四年十二月十日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

十二月五日

辞任

加藤 修一君

補欠選任

鶴岡 洋君

十二月十日

辞任

片山虎之助君

補欠選任

山下 善彦君

小林 温君

後藤 博子君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

田浦 直君

魚住 汎英君

加納 時男君

松田 岩夫君

木俣 佳文君

平田 健二君

委員

小林 温君

後藤 博子君

近藤 剛君

齊藤 滋宣君

関谷 勝嗣君

保坂 三蔵君

山下 善彦君

直嶋 正行君

藤原 正司君

築瀬 進君

若林 秀樹君

鶴岡 洋君

松 あきら君

緒方 靖夫君

衆議院議員

修正案提出者

国務大臣

経済産業大臣

副大臣

文部科学副大臣

経済産業副大臣

経済産業副大臣

大臣政務官

経済産業大臣政務官

経済産業大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

原子力安全委員会委員長

原子力安全委員会事務局局長

警察庁警備局長

文部科学大臣官房審議官

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部長

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁電力・ガス事業部長

資源エネルギー庁原子力安全・保安院長

西山登紀子君

広野ただし君

田中 慶秋君

平沼 赳夫君

渡海紀三朗君

高市 早苗君

西川太一郎君

桜田 義孝君

西川 公也君

塩入 武三君

松浦祥次郎君

小中 元秀君

奥村萬壽雄君

広瀬 研吉君

細川 昌彦君

岡本 巖君

迎 陽一君

佐々木宜彦君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人原子力安全基盤機構法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(田浦直君) ただいまから経済産業委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る五日、加藤修一君が委員を辞任され、その補欠として鶴岡洋君が選任されました。

○委員長(田浦直君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案及び独立行政法人原子力安全基盤機構法案の審査のため、本日の委員会に原子力安全委員会委員長松浦祥次郎君、原子力安全委員会事務局局長小中元秀君、警察庁警備局長奥村萬壽雄君、文部科学大臣官房審議官広瀬研吉君、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部長細川昌彦君、資源エネルギー庁長官岡本巖君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長迎陽一君及び資源エネルギー庁原子力安全・保安院長佐々木宜彦君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案及び独立行政法人原子力安全

全基盤機構法案の両案を一括して議題といたします。

両案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○木俣佳文君 おはようございます。民主党・新緑風会の木俣佳文でございます。

今日は、二法案といながら三法案だと思えますけれども、この審議ということでございますけれども、本会議で質問をさせていただきまして、つるうに、例えば原子力の推進というものと、つるうところ、推進というものとそれから安全規制というものは表裏一体というのか、表裏一体というよりも、結局規制をきっちりしていくことが、これが安全性をはぐくんで原子力を推進を更にしていくんだということを結論で申し上げさせていただきます。

とかく我が国というのは、規制の方は何となく、規制といっても経済的規制、社会的規制がございます。社会的規制と云うと云いにくいので安全規制だと思えますけれども、経済的規制はいろいろあるということですが、安全基準というもの、安全規制というものが非常にいびつな形ではないかというように今なっているんではないかと。経済的規制はとにかく早く取り除いていくということがこれから日本では大事な一方で、結局、安全基準というものをどのように構築していくかということが、重ねて申し上げますが、原子力またほかの産業を育成するものになるんだらうと。

私も代表質問の中で申し上げていただきましたように、例えばアメリカは規制が少ない国であるというのとは間違ってございまして、例えばファインケミカル、医薬品の業界等挙げさせていただきますが、これは大きな規制がある。つまり、

かなり強い規制と、それからあと市民の目がある。こういうことが非常に世界で最強に強い医薬品業界を作り上げているという現状があるという例えをさせていただきましたけれども、日本の場合には、結局、経済的規制が残りが安全基準というものが非常に弱いということで、ちょっとした危機になりますとすべてがパアになってしまう、パアというか、すべてが駄目になってしまうという、こういう脆弱性のある産業界が現在国内に残っているというのが非常に問題でありまして、とかく国内に残っている産業というのは弱くて海外に出ていった産業は強くて、アメリカでは逆でございまして、国内に残っている産業は強くて外に出ていくのは弱いものが出ていく。このような構図を見ても、やはり日本のこれからの産業の政策を占う意味でも、この原子力の推進体制というものがどのようになるかというものが非常に大事であると思っておる一人でございします。

冒頭、我々もエネルギーの基本政策というものをこの八月にまとめさせていただいて、二十一世紀、やはり産業の米であるエネルギーの問題、それからやはり食糧の安全問題、この二つは国民生活になくてはならないものだという観点からまとめさせていただきました。マクロモデルを使ったりいろいろしながら定性的ならず定量的にも解析をさせていただいて作り上げた自信の作品でございしますけれども、いずれにしてもその中にも、例えば原子力の安全委員会について八条委員会ではなくてやはり三条委員会にしていくべきだ等々の意見を述べさせていただき、今国会、若干間に合わないかもしれないけれども、来国会にでもやはり続けて出させていただきたいと、かように思っておる次第でございします。

それで冒頭、我々が本二法に対して修正を掛けておりました、この修正の意義について冒頭、修正の提案者から御意見を伺いたいと思っておりますが、まずダブルチェックの体制につきまして、一連の事件の後、原子力安全委員会というのは設立、七八年でしょうか、一九七八年設立以来初め

で勧告を出した。このような、公正取引委員会でもよく言われる言葉であります、いわゆるはえぬ番犬と言われておりますけれども、これを作り出してしまった原因というのは、やはり安全委員会が八条委員会であつて弱い権限しか持たなかったたのではないかと、こういう推測がされております。さらには、安全委員会自体の人員も百名というところで非常に少ないのではないかと、こういう話もありまして、この辺り、今後どのようなことを考えようかと。そしてまた、今回の法案の修正案によつてこういった弱点がどのように改善されたのか、説明いただけますでしょうか。

○衆議院議員(田中慶秋君) 木俣先生の御質問に答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、今回、衆議院で修正案を出させていただいた中では、原子力安全委員会の権限の強化の観点からダブルチェックをするという、こういうことであります。今まではどちらかというとダブルチェックになっておりませんでした、ある面では一方通行、こういう形だったのですから、ダブルチェック、これを取り入れた、これが一つであります。

次に、原子力安全委員会の報告を、政府原案は年に一度という、こういう形になっておりましたけれども、私どもは四半期ごとにこの報告の頻度を上げることによつて原子力委員会のダブルチェックの実効性を上げるようにしたものであります。

次に、政府原案では工事計画の認可及び変更等を限定列挙された報告事項が、修正案ではそれを拡大しながら、この法律の施行状況に当たつて、原子力発電工事物にかかわる保安の確保という観点から、検査の結果だけではなく検査のプロセスをしつかりとこれを今回キープしよう、あるいは電気事業法及び原子力等の規制の施行全般にわたつて原子力安全委員会は報告を聞くことができると、今までは報告も聞くことができるというこ

とではなかったわけでありまして、その辺も明確にさせていただきました。

あるいはまた、原子力安全委員会では、平成十一年に発生したウラン加工施設の臨界事故を踏まえて、十二年度から許可設置後の建設及び運転段階での安全規制を把握するために、その確認を目的とした調査活動、いわゆる規制調査というものを実施しているわけでありまして、しかし、それだけでは私たちが足りないと思つておりまして、今回の修正案では、原子力安全委員会の調査に対し、事業者は全面的に協力を義務規定としてこの調査の実効性を上げるためではなくして、規定を行うことが安全に対する信頼も高まってくる、このように考えております。

さらに、今、問題になっております申告制度の問題、すなわち内部告発の問題でありますけれども、今般の東京電力にかかわる申告が二年間も掛かった理由は、その申告が主務大臣だけであつたということも原因の一つであつたと私たちは考えているわけでありまして、修正案では、この申告先を主務大臣に加えて原子力安全委員会に対してもこの申告を認めることとし、原子力安全委員会は調査の権限を付与し、かつまた関係機関に対して勧告をできる権限を今回与えたことによつて申告制度の信頼と充実を図つたものであります。

以上でございします。

○木俣佳文君 続きまして、過去に行われました自主点検結果の見直し作業というのが各電力で行われたわけですが、発表されけれども、この中間報告が、先々月ですか、発表されました。この結果、国に対して、報告すべき事項ではないかもしれないけれども報告していないというような傷が発覚したりしてございまして、この辺りも後に大臣に答弁をさせていただくわけですが、報告すべきではないものも含めて発覚をしております。これが結局は周辺住民の方々、そしてまた一般の国民の皆さんの不安をかき立てているという

のはこれは間違いないと思っております。

もちろん、安全性という意味で、運転の安全性という意味ではこれらは問題はないということがされておりますけれども、こういった傷の報告とすることがなかったということが、国の検査体制に対する根本的な不信感というものをやはりはぐくむというか、出してしまつていっているということで、今回この新法がこの国民の不安に対してどのように、特に修正を加えたことによつてこたえて

いるのか、田中代議士からお願いします。

○衆議院議員(田中慶秋君) 先生御案内のように、原子力の設置というもののに対する設置基準は法律的に大変厳しくなっているわけでありまして、けれども、維持基準というものであるいは点検基準というものが今日まで法律で規定されておりました。今回、そのような問題も私たちは原因の一つであつた。法的欠陥がやはり今回のような問題を大きく拡大させた。しかし、今回の政府原案では一歩前進とも言えるべき罰則の強化、あるいは記録の保存を義務されているわけでありまして、けれども、しかしこれだけでは十分でない、私たちはそんな認識に立ちながら、修正案では、保存だけではなく省令で定める事項について更に報告をする義務を課しているわけでありまして。

そして、それによつてひび割れのその兆候や、物には皆さんも御承知のように経年変化というものがあるわけでありまして、その経年変化についての技術基準に適合しなくなるおそれのある部分が発見された場合、すなわち制度への疲労とかあらゆる問題について発見された場合、経済産業大臣に報告をする義務を事業者に課することによつて、常に、傷などの進展状況やそれぞれの問題等について国が把握できる体制を作つてきたわけでありまして、このような対応によつて修正案は検査体制に対する国民の不信を解消するものと私は思つていところであります。

○木俣佳文君 ありがとうございます。

続きまして、我が党では、一応、衆議院において原子力安全規制委員会設置法案、仮称でござい

11

【参議院】

【参議院】

【参議院】

【参議院】

行われているかを国が監査することを意味する、このように理解をしておりますけれども、事業者検査の実施体制に対する国の審査がこの考え方に近いものと私どもは考えております。しかしながら、現状では、安全上重要な機能を有する設備の健全性を国自ら確認する定期検査について、我が国においては国が確認することに対する国民の根強い要請があることから、経済産業省といたしましては当面定期検査を維持することが必要ではないかと、このように考えています。

なお、今回の見直しにおきましては、定期検査におきましても、施設の健全性に関する試験の結果だけではなくて、事業者の試験手続順等が適切であるかについても確認をする、そういう考え方を導入をしているところでございます。

○木俣佳文君 今のお答えの中で、国が施設の健全性を確認することへの国民の根強い要請とありますけれども、これはどういったものを意味するわけでしょうか。つまり、何をもちて国民の根強い要請があるというふうにお思いかなと。

○国務大臣(平沼赳夫君) やはり国民の皆様方は原子力の安全性に関して非常に問題意識を持っておられます。特に、日本というのは戦争の最末期に原子爆弾を二発も落とされた、そういう形で核に対する大変御心配があるわけです。

そういう中で、国民の皆様方の意識としては、個々のいろいろな重要な機器の部分についてやっぱり国が本当に責任を持って検査をしているのかどうか、このことをやっぱり国民の意識として非常に強いものがあると、こういうことでございまして、そういう国民の皆様方の原子力に対する、安全性に対するそういう問題意識、そのことを私どもは今申し上げた、そういうことを申し上げたわけでございます。

○木俣佳文君 何というんでしょうか、国が確認することへの国民の根強い要請というのがどれほどあるのかなということだと現状では思うんですね。

私は代表質問の中でも挙げさせていただきました。

たように、やはり結局、何というんでしょうか、国民というのはある意味でいろいろなパターン、パターンというのか、地域住民を国民と言う場合もある、それから又はマーケット、市場というのを国民と言う場合もある。いろいろ国民というのは実在しているままて、一様の分類になるような国民というのなかなかないと思っております。

今、むしろ市場が発電業者、電力業者を排除するというか、という傾向がかなり私はあるんじゃないかと、というふうにも思っております。例えば東京電力の株式も二割実は下がっております。あるほかの電力会社以下になつていっているのは、債券で言うともまだトリプルAを多分維持していると思うんですが、結局そういうものがこれからより発生するんじゃないか、そしてまた、それが菌止めになるんじゃないかというふうにも私思っております。

て、やはり国のもちろん検査も大事ではないとは私も言い難いと思えますけれども、むしろやはり国民の目というか市場の目、もつとと言うと、それを着目して事業者自身がやっぱり律していくという態度がこれからの業界に大事なものになるんじゃないかと私は思っております。一人でございまして。

次の質問へ行きまして、この法律を一法、二法、先ほども三法の審議であると私申し上げましたが、運転段階、建設段階、設計段階見ましても、結局二つの、炉規制法と電力事業法、この二つで規制を掛けているわけでございます。

要は、私が申し上げたいのは、将来的にはやはり一本化して一つの法律で整理をした方がよいんじゃないかと私は思うわけですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(平沼赳夫君) お答えさせていただきます。

事業者は施設の運転方法や保守の方法など、操業時の安全確保のルールとして保安規定を定めることとされておまして、国は保安検査においてその遵守状況を確認をしているところでございます。

御指摘のように、今回の教訓を踏まえれば、事業者が安全確保活動について品質保証体制を確立することが重要であることから、保安規定におきまして事業者の品質保証体制を定めることを求めることといたしております。国はこれを保安検査において確認することにはいたしております。

一方、電気事業法の定期検査は国が、今回新たに導入される定期事業者検査は事業者が、それぞれ施設の健全性を確認するものでございまして、施設の健全性については国民の強い関心があることから、これらの検査制度は当面維持する必要があると考えております。

しかしながら、今回の教訓を踏まえまして、定期検査においても、施設の健全性に関する試験などの結果だけでなく、事業者の試験手続等のプロセスを抜き打ち的に確認することなどによりまして、合理的で実効性のあるものとすべく見直しを行ってまいりたいと、こういうふうにも思っております。

○木俣佳文君 次の質問へ移りたいと思っておりますけれども、今の法律の一本化も含めて、先ほどの答弁と重ね合わせて、基本的にはより自主的な検査が増える、そしてまた、よりハードからソフトというか、全体の中での安全性というんでしょうか、ね、つまり一個一個のパーツが安全というより、このシステムが安全であるという、いわゆる監査型というんでしょうか、こちらの方に移行するというのは、この二つの点は確認できますでしょうか。

○副大臣(西川太一郎君) 基本的には委員のおっしゃるとおりだろうと思えます。今、大臣が御答弁申し上げましたとおり、ハードの部分で、どこを調べるかということが最初から分かっている、そこをスケジューリングしていくというのでは緊張感が乏しく、抜き打ち的なものをやるということがどうしても今回付け加えざるを得ないということがございまして、自主的に事業者を信頼してきちんとしていくという監査型に移行していくというのは、ごもつともな御意見であるというふうには思っております。

○木俣佳文君 次の質問に参りますが、報告基準や記録の保存等というところでございますが、今回の電気事業法の改正案において、技術基準に適合しなくなると見込まれる時期その他の省令で定めるところにより、評価を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならぬと、このように書いてあります。この記録し、保存というところが問題というのか、重要でありまして、すべてを記録したり保存をしたりということは非常に難しいと私は当然ながら思っています。

そういう意味で、特に報告されるべき事象や保存されるべき記録について、重要性に応じてこれを区分を、区分けですね、するべきだと思っております。つまり、先ほどの監査型であり、そしてまたハードからソフトということも含めて、やはり設備一個一個のものというよりもそれぞれの機器トータルとしての、ある意味での全体性の重要性、それから安全性、安全度というものを考慮したルールを作る必要があると思っております。

○国務大臣(平沼赳夫君) 御指摘の検査結果の事業者による記録及び保存は、安全確保上重要なものとして現行法により技術基準が定められている機器の点検や修理、ひび割れ等の評価の結果などについて行うことを考えております。

また、定期事業者検査において事業者がひび割れ等を発見し、健全性評価を行った場合、省令で定める事項につきましては国に報告する旨の修正が行われたところでございまして、国への報告対象については、これらの評価結果のうち、安全性に影響を与える可能性が見込まれるものについて仕分けをきちんと行いまして、これを求める方向で今後検討をしていきたいと、このように思っております。

○木俣佳文君 今御答弁ありましたように、仕分けをきちんとしていくことで、重要なブレイキとかハンドルの非常に重要であると。しかし、何が大事ではないか分かりませんが、バック

ミラーのちょっとした傷とかということはそこそこ
にというようなことだと思います。

続きまして、このルールですね、重要度のルー
ルをどのように設定するかというのが大事だと思
いますけれども、これを具体的にどのように設定
をされるかお答えいただくんですが、特に、やは
りリスク情報とか機器の信頼度というようなもの
をもちろん使っていくと思うんですが、大臣から
お答えいただけますでしょうか。

○副大臣(西川太一郎君) 私から御答弁をお許し
いただきますと思います。

健全性評価結果について、事業者の社内での取
扱い、国への報告の在り方でございますとか、定
期事業者検査というのを今度の法律で盛り込むわ
けであります、この点検、修理、記録等の保
存の在り方につきましては、事業者の品質保証体
制の一環としてとらえることが大事であります。

その適切な在り方を検討することが先生御指摘
のように重要でございます、こうした品質保証
体制の在り方については、今後、総合資源エネ
ギー調査会原子力安全・保安部会において、専門
家の方々や学識経験者による綿密な議論を行っ
た上で検討していくこととしております。

検査の対象の範囲や健全性の評価を行うべき対
象などにつきましても、各種機器に不具合が生じ
た場合の安全性に与える影響、機器の信頼度の
データなどのたゞいま御指摘のリスク情報を活用
することによりまして、設備や機能の安全上の重
要度を評価し、これを考慮するというリスク評価
の手法について、今後御意見を十分踏まえて検討
してまいりたいと思っております。

○木俣佳丈君 ありがとうございます。

続きまして、今後、事業者から公表される情報
が増えてくると期待をもちろんなされるわけであ
りますが、国はその情報の安全性への影響度を公
平、適切に評価して、結果を遅滞なく、これまで
以上に明確に国民へメッセージを発信する必要が
あると思っております、国の責任について大
臣からお答えいただけますでしょうか。

○国務大臣(平沼赳夫君) お答えさせていただきます。

国といたしましては、これまでも事業者の事故
あるいはトラブル情報につきましては、安全性に
対する影響を客観的に評価してランク付けを行う
国際的評価の尺度、INESによる評価を行った
上で公表してまいりました。今後、事業者から公
表される情報が増加した場合にも、事故、トラブ
ル情報に関しては、これまでと同様に、安全性へ
の影響を分かりやすい形で発信していくことと
もに、それが持つ安全上の意味などについて正確
な理解が得られるよう十分な説明・解説に努めて
いかなければならないと、このように思っており
ます。

○木俣佳丈君 ありがとうございます。

ここは非常に重要なところであります、やは
り国民の皆さん、これがどういう意味を持つ
のか、これが重要なのかどうかということが
分からないという、分かりにくいと思いま
すね。私でも、新聞の見出しで活字が大きく出れば
これは重要なかなと、こういうふうにいるわけ
でございます、もちろん新聞記者もまたテレビ
のニュースのキャスターも重要だと思っ
た活字にするわけでありまして、案外それ
がそうでないことがあつたりすると。さらには、
保安院の方々の、又は省の有力な方々のやはり発
言自体も、報告をすべきだったのかどうかあつた
のかみたいなところがやはりニュアンス的に分か
らないものがあつたりして、事業者の方も非常に
当惑をするというふうなこともある。さらには、
当然事業者自体も対応が非常に良くなかつた
なんというところで大きないわゆる共振をしてし
まう、小さなトラブルがさも一大事で、原子力
発電所が溶けるような意味合いを感じてしまつて
おるといのが今現状ではないかと思ひますの
で、よろしくお願い申し上げます。

次のところへ行きますが、先ほどの在り方に
関する検討会の中取りまとめによつておりますけ
れども、「事業者の保安活動をより充実させるた
めに保安活動全般を検査対象とするには、まず、
事業者が実施すべき保安活動の内容を明確化する
とともに、規制当局が用いるべき判断基準」、こ
れを定めることが必要であると明言しておるわけ
でございます。

今回の、事業者検査という言葉に我々も直させ
ていただきましたけれども、それをまたしっかり
見るように独立行政法人が新しく新設するとい
うことでありますが、検査の間隔とか時期などが、
事業者の保安活動内容を省政令で余りにも細かく
規定してしまうということになると、やはり技術
の進歩がありまして、四十年前の原子力発電の技
術と現在ではかなり違うということをおつてお
ります。

こういった意味で、今までの日本の原子力の問
題というのは、安全性の基準というのを変えない
ことによつて技術開発、技術革新というのを止め
てしまつたというようなことが実際にあつたわけ
でありまして、こういったことがないようにしな
ければならない。先ほども何度も申しますよう
に、やはり市場がもう反応して、その業者を締め
出す時代になつておりますので、そういった意味
で、そこを注意しながら安全基準というものをや
はり設定しなければならぬと思つておる次第で
ございます。

そこで、国と事業者が両方、信頼性確保の面か
ら、重要な点をきちんと押さえた上で、事業者が
定めたルールにのつとつて保安活動を行つて、新
しい知見、そしてまた運転経験を踏まえたものを
入れて改良、改善を行うようにしていくべきだと
思つてございまして、どのようにお考
えかお答えください。

○大臣政務官(西川公也君) 御指摘いただきま
したように、国の安全規制につきましては、技術の
進歩や経験、知見の蓄積等によりまして的確な見
通しや改善が行えるような柔軟性を持った制度を
目指すべき点の点は重要なことだと認識をしてお
ります。

業者の自主検査を定期事業者検査、こういうこと
で法定化したわけでありまして、事業者の安全確
保の責任を明確にしましたが、その実施体制につ
いては事業者にゆだねるとともに、国はその実効
性を確保するための体制を確認しまして評価する
制度としました。技術進歩や知見、経験を反映さ
せやすいものとしてまいりたいと、こう考えてお
ります。

また、健全性の評価でありますけれども、最新
の知見が反映されまして明確なものとなるよう、
国の規制基準の整備に当たり民間規格を活用して
まいります。

このように、安全規制については、技術進歩等
を踏まえて、的確に規制内容の改良、改善を行う
ことができるような制度運用を目指してまい
ります。

以上です。

○木俣佳丈君 最後のところで、民間規格を活用
するというのは非常に大事でございます、機械
学会とかいろいろな基準がございます。これは衆
議院の方の答弁であつたわけでございますけれど
も、同様な御答弁いただきましたが、例えば民間
の方で一年掛けてこれなら安全であるという、例
えば一つのルールを作つたとします。それを国の
方に報告したら、同じように独立行政法人の方で
もまた一年掛けてこれをまた検証するなんという
ことでは、二年掛かつてしまつて非常に意味が薄
くなりまして、その辺り、やはり民間の技術を信
用して、国の方では書面で、例えば一年掛かつた
ものを三週間ぐらいでチェックをして、そして
オーケーだ、こういうふうにしていただきた
いと思つてございまして、いかがでしょうか。

○大臣政務官(西川公也君) 国で整備基準を整備
するといつても、民間の規格であります日本機械
学会等、ここの意見を聞かなければいけないわ
けであります、最も権威あるものでありますの
で、なるべく早く結論が出るように努めてまい
りたい、こう考えております。

○木俣佳丈君 次の質問に参りますが、今、若干

申し上げたアメリカでも機械学会等で、決められた頻度で検査する保全方法から、信頼度実績に伴う統計的手法も用いた方法、あるいは運転中に常時安全への影響をモニタリングをしていく運転中保全ですか、こういったものに移行する傾向にあると聞いておりますけれども、こういった技術の進歩の取り入れについてお考えをいただきたいと思っております。

○大臣政務官(西川公也君) 今御指摘がございましたように、運転中の検査に重点を置く、これがアメリカ型で、検査方法ではありますが、これも一つの在り方として検討の対象としていく、こういう必要性があると考えております。

我が国では、保安規定にそのような運転中の点検について規定しておりますし、国の保安検査により実施状況を確認しております。その一方で、我が国においては、定期的に設備を停止して国自らが設備の健全性を直接確認をする、現行の国による定期検査制度に対しての国民のニーズがあることを念頭に置き、その実効性について検討していくと、こういう必要性があると考えております。

○木俣佳丈君 今言われました国民のニーズというのは当然安全ということだと思いますが、それではよろしゅうございますか。

○国務大臣(平沼赳夫君) 先ほどの答弁の中でも触れさせていただきましたけれども、やはり国民の皆様方が特に原子力の安全性について大変な関心を持っておられる。そういう意味では、国が責任を持ってそういう肝心なところはしっかりやれと、こういうことでございまして、そういう意味でのニーズ、こういうふうには私も考えているところでございます。

○木俣佳丈君 確認の答弁で最後になりますけれども、五十二基ある原子力のプラントですね、定期検査というのは十二か月プラス一か月というところで大体やるのでありますけれども、プラントによってやはりできふきというのがあるんじゃないかと思うんですね。これを一括で十二プラス

一か月ということであるというのはいかに私はお粗末ではないかなど。あるものは、もともと短いというところとこれは、何か定期検査ごとというタービンを分解するとタービンが壊れるというような笑い話がありますけれども、十二か月は最短だと思えますが、やはりもう少しアドバンスのものは長くするというのがやはり今の市場のなか、事業者の向かうべき方向だと思うんですが、この辺りはどのようにお考えになりますか。

○国務大臣(平沼赳夫君) お答えをいたしますけれども、これは事業者の安全確保に向けた改善努力を促進する、そういう仕組み、インセンティブが必要じゃないか、こういうことだと思いますけれども、原子力施設の安全というのは一義的には施設を最もよく知る立場にある事業者の責任において確保されるべきものであると思っております。

事業者は、国の規制によるインセンティブの有無にかかわらず、常に安全確保のための改善努力を行いまして自律的に安全確保を図っていくことが必要であると考えています。しかしながら、規制の実効性を向上していくためには、画一的な規制を行うよりも、事業者による安全確保努力が十分でない施設など、より必要性の高い部分に集中的に規制資源を投入して厳格に規制を実施することが適切であると思っております。これが事業者の更なる改善努力につながることも期待されております。

このような考え方に従いまして、今回は、不正問題を起こした東京電力に対して特に厳格な定期検査や特別な保安検査を実施しております。他の事業者よりも厳格な規制上の対応を取っております。

本年六月に取りまとめられました総合資源エネルギー調査会の答申においても、過去の運転経験やトラブルから施設ごとに安全確保の水準を評価をしまして、その結果に応じて検査内容を変えることにより規制資源を効率的に利用するとともに、事業者の改善努力を促すような仕組みを導入

することの必要性についての御提言もいただいているところでございまして、経済産業省といたしましては、今後、検査の実効性向上のための検討を行っていく中で、御指摘のようなそういった仕組みの導入についても検討をしてみたい、このように思っています。

○木俣佳丈君 今のところをもう一回確認をしたんですけど、今、定期検査という決まりの年月でやっておるんですが、それはやはりこれからは、物によってはそれを長くしたり、いわゆる規制緩和とございまして、そういうことも含めて検討をしたいということでよろしゅうございますか。

○国務大臣(平沼赳夫君) そういうことも含めて今後の検討の対象に私ども加えて検討していきたい、こういうことでございます。

○木俣佳丈君 済みません。最後のところは突然の質問で難しい御答弁だと思っております。

先ほどのところにも一回戻りまして、今、大臣から御答弁がありました十七基が止まっているという状況で、三分の一が止まっているということだと思います。炉を停止するというのはかなり費用的にも掛かるという報道等がございます。

東京電力だけでも石油火力に切り替えていくことで月二百億以上の負担増となるのではないかと、いろいろな見通しも出ておまして、五兆円の東京電力、売上げが大体あります。電力全体だと二十兆ぐらいでしょうか。二百億月にあるというのは大変なことだと思いますけれども、この辺り、どのようにお考えになるか、大臣からお答えいただけますか。

○副大臣(高市早苗君) この原子力発電所の一部停止に伴いまして、東京電力の火力発電所のたき増しなどによる影響、費用面でございますが、年度では千四百億円の程度、下期で月平均二百二十億円の程度と聞いております。それから、先般発表されました、十一月なんです、中間決算のときの年度予想によりますと、東京電力の経常利益そして当期利益は、当初の予想をそれぞれ三〇%弱、

二七%でございます、下回る水準に下方修正しているということでございます。影響がどうかということですが、配当などの利益処分の額は十分賄える利益水準ですので、料金改定を必要とするような企業経営への影響はないものと考えております。

○木俣佳丈君 今の最後のところが非常に大事だと思っておりますが、基本的には料金的なものへの影響はないと、国民の負担は極めてないということではよろしゅうございますか。

○副大臣(高市早苗君) 今の段階ではそうでございます。

○木俣佳丈君 地球温暖化対策というのは、先ほどの我々のエネルギーの基本政策、そしてまた環境政策の中でも第一の重要度ということで考えておりますけれども、一応二〇一一年までに原子力発電所を十から十三基、二〇一一年ベースで造るということで、これがベースになってCO₂削減を、CO₂という温暖化ガスを削減するというところであります。

計算いたしますと、例えばエネルギー起源のCO₂というのはゼロ%というふうには考えますと、ステータスクオ、そのままいきますと、要は四千万トンCレベルで増加すると。これを経済産業省の試算では二千万トンC分を原子力発電で補うということ、半分を原子力発電が担うというふうな計算にございまして、ここから年間十数基、十七基といえ三分の一でございまして、一応計算上は八〇%ということで、何とか八五%ぐらいに持っていけないかというのが恐らくエネルギーの思いだったと思うんですが、恐らくはそれが三割マイナスぐらいになった稼働率になると。そうしますと、これは二〇一一年での目標、第一約束期間での二〇一二年ということをお考えたと、到底これはうまいかないかというのではないかと、思っております。としますと、この大綱の書き直しというのか、第一ステップの最終年が二〇一四

年ということなんでしょうか、ここでの評価、見直しをするという声もちらほら聞こえておりますが、この見直しを二〇〇四年ではなくて来年辺りに前倒しをするという考え方はございますか。

○大臣政務官(桜田義孝君) 本年三月に策定された地球温暖化対策推進大綱においては、ステップ・バイ・ステップのアプローチにより二〇〇四年に大綱の内容の評価、見直しを行うということになっておりますが、現時点では第一ステップの対策に真摯に取り組むということを考えておりまして、地球温暖化対策の見直しということは現在のところ考えておりません。大綱では、二〇一〇年度までの間に原子力発電電力量を二〇〇〇年度と比較して約三割増加することを目指した原子力発電所の新増設が必要とされております。

今回、東京電力における自主点検記録に関する不正等の問題により、原子力発電の安全性に対する国民の信頼が揺らいでいる中、原子力発電を取り巻く状況は以前にも増して厳しくなっていることを認識しているところでございます。現時点では、本大綱におきまして、目標達成に向けて原子力発電の安全性に対する信頼の回復に全力を傾注いたしてまいりたいと思っております。その上で、地元を始め国民の皆さんの理解が得られるよう、最大限の努力を続けていくことが肝要ではないかと考えているところでございます。

○木俣佳丈君 ちよつとまた来年、いろいろ伺いたいと思っております。

次に、最後の質問でございますが、手短に行きますが、来年というか、大体自由化の方向が部会の方で大体方向性が出てまいりまして、そうなりますと、自由化と原子力力というのがどのようにバランスが取れるのかなというところでございます。大臣も御案内のとおり、英国、米国でも自由化が進んでおり、特に英国の場合の原子力というのは、ちよつと目を覆うような状況になっていることは御案内のとおりであります。ですから、やはりバックエンドコスト等、やはりよく政府の方でしっかりとした基準を打ち出しながら自由化を進め

ない大変なことになる、つまり国民負担というのは実は増すだけであるということではないかと思っております。

本来自由化というのは、自由化をしながら効率化、健全化、そしてまたコストの削減ということが非常に重要なポイントだと思っておりますが、かえってこれがそうでなくなるという可能性がやはりあるということでありまして、大臣自体はどうでしょうか、自由化と原子力力というのが今の体制の中で十分に両立し得ると、又はその妙案は現在お持ちだということ認識してよろしゅうございませうでしょうか。最後の質問です。

○国務大臣(平沼赳夫君) 電力の自由化ということにしましては、既に大口の需要家に対しての自由化を実施しまして、それがインセンティブとなつて電力料金が下がったことは事実です。ですから、そういう意味では消費者というものの立場を考えれば、自由化ということはやはり一つの流れだと思えますけれども、しかし同時に考えますと、例えばカリフォルニアにおきます電力のパニックといふことの中で、過度な自由化を進めたときにその大きな弊害がございまして、

ですから、電力というのはやっぱり安定供給ということが非常に大切な側面を持っております。ですから、その中でしっかりと吟味をして私どもは考えていかなきゃいかぬし、また原子力発電の場合は今バックエンドと、こういうことを言われた。そういう中で、やはり総合的に国の支援の在り方等も含めて、総合的に私はこの自由化といふことをやっぱ考えていかなければならないと、このように思っております。

○木俣佳丈君 終わります。

○藤原正司君 藤原でございます。木俣委員に続きまして質問させていただきます。このたびの原子力発電所の不正にまつわる問題というものは、国にとりましてもあるいは事業者にとりまして、国民の信頼性の失墜を始めたかさんの犠牲を払ったということが言えると思いま

す。と同時に、このことを通じて大きな教訓も得たというふうにも思っております。この教訓をどう今後原子力の安全行政に生かしていくのか、あるいは事業者の安全維持活動に生かしていくかというところは、今後の原子力の信頼回復をこれから再スタートするんだという意味において大変重要な意味を持つというふうにも思っております。

この点から、今回の法律改正、法案というものはどういう形でこれが生かされているのか、簡潔にお尋ねしたいと思います。

○国務大臣(平沼赳夫君) 今回の一連の事案といひますのは、御指摘のように、原子力の安全確保に對する国民の皆様方の信頼を大変損なうものでございまして、その反省の上に立ちまして、抜本的な再発防止策の実施が必要である、このように考えているところでございます。

今回の一連の事案が発生した企業側の要因といひましては、その安全及び信頼確保についての認識が、一つは薄かったこと、それから国側の要因といひましては、自主点検の位置付けが不明確であつたこと、こういったことが挙げられると思っております。

このような今回の事案の背景を踏まえまして、総合資源エネルギー調査会原子力安全規制法制検討小委員会において、再発防止策について検討を行いました。中間報告を取りまとめた上で、このところでございますけれども、今回の法律案は、このような再発防止策のうち、法律上の措置が必要なものについて手当てを行ったところでござい

ます。具体的に申し上げますと、一つは、事業者が自主的に行う点検を法律上明確に位置付けさせていただいた。二つ目は、ひび割れ等があつた場合には、科学的、合理的な根拠に基づく手法を用いてこれを評価することを事業者による組織的な不正を防止するための罰則を強化することにいたしました。

○藤原正司君 ところで、安全規制の在り方という点についてお尋ねをしたいと思います。

先ほどの木俣委員の質問の中にも、今回の反省を踏まえて規制がどういうふうに加わってきたかという中で、例えば機構による審査の導入であるとか、従来とは少し異なつたような規制の在り方も入れられたということになっておりますが、全般的に今回規制がどう変わったのかということを見ますと、現行の規制の上に更に上乗せされる。ただ、その従来どおりの規制を上乗せするか、少し変わった、質的に変わった規制を上乗せするかというのとは別にしても、今までの上に更に規制を上乗せすると、こういう形になっているといふふうに思ふわけであります。

私は、こういう原子力をめぐる国民の批判が大変厳しいときに、規制という問題についてどうと国がしっかりと規制をどんどんやりなさいという声は当然高まるのは、これは十分理解はできるわけでありまして、その方向で国も検討されたんだらうというふうにも思ふ。ただ、冷静に判断してみたときに、規制の上に更に規制をどんどん上乗せしていくというやり方が本当にうまく機能していくのかどうか、幾ら机の上でいい規制をどんどん作つていったとしても、それが現場の中にマッチしないであらう機能しなければ、結局絵にかいたもちであり、結果としてそれは失敗だといふことになりかねないのではないかといふふうに思ふわけであります。

実は、先般も参考人の先生にその辺についてお尋ねをしたわけでございまして、余りにも規制が多過ぎますと、事業者はその規制というものに頼つてしまふといひますか、規制の中で動けばいいんだという極めて消極的な対応ということになつて、結果として消極的な対応に、自主的に新しい安全文化を作つていくというか、安全を確保するための対策を自らが講じていくということに

んぽんと留めていけば終わる。そうすると、いかに実際の資格を取るための検査と社会とがずれているかと。木ねじを一生懸命締めることの技能が上がつたからといって実際上何の関係があるのか、こういうふうなことがかつてはあった。それは国がという意識と、技術の変化に即応していないという、この二つの現われではないか。

その意味で、今回、民間の知見というものを導入するということは、これは極めて正しいわけであらう。

すし、問題はそういう、どういう形で、どういうスキームでこれを導入していくのか、あるいは先ほど木俣委員から話がありましたように、民間の規格を設定するに当たって国はどういうかわり方をしていくのか、そういうことも含めて民間の知見の取り込みというのは具体的にどういうことになってくるのか、お聞かせ願いたい。

○政府参考人佐々木宜彦君 今後、具体的に設備の健全性評価の基準の策定に当たりましては、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会において御検討いただくこととしております。そのメンバーは原子力の専門家や学識経験者を選定することを考えておりますけれども、この部会におきましては公正中立を旨として、例えば機械学会で策定された規格につきまして、その技術的妥当性の検討をしていただき、その結果をパブリックコメントに付して幅広く国民各層の御意見を承っていきたくと考えております。さらに、原子力安全委員会におきましても御議論いただきまして、地元の関係者の方々にも説明を行ってまいりたいと考えております。

このようなプロセスを経るによりまして、効率性、透明性を担保し、国民の皆様の御理解を得つつ、拙速とならないよう慎重に検討してまいりたいと考えているところでございます。

私どもも規制の立場から、最新の科学的知見といったことを規制の枠組みの中に取り入れるためには、こうした学会等での最新の知見を反映した技術策定を迅速に規制に反映することが必要であると考えております。今後、私どもも行政の立場から、こうした学会における規制策定の段階から参画をしていくというようなことも考えております。

また、省令の段階では、いわゆる性能規定化といいますが、基本的な考え方というものを策定し、具体的な規格については、私どもの行政上の執行判断をするときに、こういうものを使って私どもは判断をいたしますというものを世の中に公にすることによって、学会規格等が規制の中にき

ちんと取り入れて執行されているということを中心に説明をさせていただきたいと、こういうふうに考えているところでございます。

○藤原正司君 そこで、もう少しこの健全性評価と現在の技術基準の関係についてお尋ねをしたいと。

先ほど申し上げましたように、これはダブルスタンダードを作るものではない。技術基準で圧力保持のために最低三センチの厚みが必要なんだというふうに仮に決まった場合に、それは二センチでもいいですよということを作るものではなくて、製作したものが三センチまで劣化をしていく、機械もあるいは材質も必ず劣化するわけですし、そしていずれ寿命が来る。この過程をいかに正しく推測し、そして、その安全基準を守るために手だてが打てるかということであって、決してダブルスタンダードではない。むしろ、この技術基準、安全基準を守るために、今までちゃんとした評価方法が確立していなかった方がむしろおかしいと言ふべきだというふうに思っています。

結局は、材料も機器も必ず劣化をするんだ、そして寿命が来るんだということをまずきちっと言った上で、いかに科学的にそれを安全を担保していくのかと、こういうことの対応を余り真正面からやってこなかったということに私は大変大きな責任があるというふうに思っています。

と同時に、この評価というのは、単純に運用に供している機器の安全を保持するというだけではなくて、一体この材質が、この機器がこの環境で、この条件で使われていったときにどういう劣化をしていくのか、そういうデータ、知見というものをきちっと積み重ねていって、新しい機器の設計だとかそういうものに生かしていく。こういうことも大変大きな意味があるわけですし、私は先ほど、今回、その健全性評価という方式を入れたというのは、単に一つの評価方法が入ったというのみならず、我が国の安全規制というものを根本的に科学的な発想から見直そうという、大変重要な意味があるということを申し上げたの

はそこにあるわけございまして、そういう点を踏まえて、言うならば、私は率直に言って国の対応というのは大変遅いというふうに申し上げざるを得ないわけですが、この点について見解がありましたら。

○政府参考人佐々木宜彦君 安全規制が科学的、技術的な根拠に基づいてなされるべき一定の合理性を有するものでなければならぬということとで、保安院発足後も一生懸命取り組んできたつもりでございます。

現在、原子力の安全規制におきます技術基準は省令で定められておりますけれども、設備の維持について一定の強度など所定の水準を要求しております。現在でも、小さなひび割れがございまして十分な構造強度を有しておれば、直ちに技術基準に適合しないということになっているわけはございません。今回の改正におきましては、この技術基準自体を変更するものではありませんが、設計の建設時に適用すべきものと運転時に適用すべきものを明確にすることによりまして、誤解を生じさせないようにすることとしております。

また健全性の評価は、ひび割れ等が生じた場合に、それが十分な構造強度を有すべきとの安全水準を満たしているかどうかを評価する方法を明確に規定することとするものでございます。したがって、これまでの技術基準が定める安全水準を引き下げるものではなく、規制をより合理的に、明確にさせていただきたいということでございます。

○藤原正司君 現在の技術基準、いわゆる告示五〇一という分厚いものがありまして、読ませていただいて私、全然よく理解をしていないんですけども、言われたように、個別対応というのは今でもあるというふうにおっしゃっておりますけれども、きちつとした、前面に出した、例えば特認だとか、そういう個体のケース、個別個別のケース判断ということになっておりまして、これは事業者側から見ると一体どういうことで判断される

のか皆目見当が付かない、そのときになつてみないと分からないということにもなるわけでございます。

そこで、なぜ今回、この大きな問題が起きるときを契機にしてこの問題がクローズアップされ、そして具体的に制度化をされようとしているのかという観点の中で少し申し上げたいわけでありまして、私も、我が国の事業用の原子力発電所が稼働してから四十年弱たつわけでございます。

先ほど大臣も言われましたように、唯一の被爆国ということで大変国民が苦い経験を持っている。さらに、安保闘争の鎮静化とともに、極めて政治色の強い市民運動あるいは労働運動の運動目標の変化、こういう中で、あたかも原子力発電所と原子爆弾というものを同一視して、原子力をイデオロギー闘争や政争の具としてされてきた大変不幸な歴史があるわけで、さらに、相も変わらず科学的合理性を欠いた、さらに冷静性を欠いた、誠に申し訳ないけれどもマスコミ報道、あるいはエネルギー問題について余りにも無関心であり続けた教育現場など、様々な社会情勢が背景にあったというふうに思っておりますし、こういう背景の下で安全神話など、これはだれかが口にしたとかしないとかいう問題ではなくて、そのようなものをベールにまといつて原子力行政をスタートさせざるを得なかった背景というものは理解できなくもないわけでありまして。

しかし、神話であるとか絶対安全の絶対ということ、そのことを口にした途端、科学と無縁のものになってしまう。四十年近くたつてもまだなおこの安全神話を完全に抜け切れていない、あるいはこのベールを脱ぐという勇氣を持たぬまま、この科学的非合理の道を歩んでこざるを得なかったというところに我が国の安全規制の大変不幸な問題があるというふうに私は思っているわけでございます。

これまでの衆議院の答弁をお聞きしましても、何かやろうとしたけれどもトラブルが発生して出ないと。しかし、そういうことではなくて、本当

の科学の真理は一つであり、そのことに基づいたきちつとした対応というものは、これは片側の国民感情でありますとか、そういうものもこれは極めて大事ではありますけれども、しかし科学性を抜きにして、ただ情の世界だけ、政治、社会の世界だけで物事を考えていくということになると、結局一番大事な本質を失ってしまうということになってきたのではないかと、こういうふうに思うわけですが、この点について見解がございました。

○国務大臣(平沼超夫君) 今、藤原先生から非常に原子力の安全性の在り方について、戦後ずっとたどってきた歴史的な考察、私は非常に感銘を持って拝聴させていただきました。

確かに、日本の原子力というのは、神話という表現をおっしゃいましたけれども、全く完全無欠なものではないけれども、そういうものが根底にあったと思います。私は決してそれは否定するものじゃございませんで、原子力というのは、やっぱり安全性をいかに確保するかということはいずれの時代においても第一義だと思えます。しかし、それが正に完全無欠で全く誤謬を許さないというようなことじゃなくて、おっしゃるように、科学的な合理性に基づいてしっかりとした基盤に立つてやるといことは、私はこれは非常に必要なことだと思っています。

そういう中で、確かに国も、こういう維持基準等に関しまして、例えば欧米では原子力発電が稼働した時代からそういう科学的な正当性、そして科学的なやつぱりいわゆる根拠に基づいて確立をされてきましたけれども、我が国におきましては、そういう中でずっとそこところは整備されてこなかった。こういうことは非常にそのような背景があった、こういう私は御指摘のとおりだと思っております、しかし安全性をしつかりと私どもは担保しながら、今回のそういったことも踏まえまして、やはり科学的な根拠に基づいて、国民の皆様方が納得できる形で、そして国民の皆様方の信頼を損なわない形でしっかりとしたそう

いった形も取り入れていかなければならない。そういう意味で、今回もこのいわゆる健全性評価の基準というの私も私どもは考えに入れさせていだいて、そしてそれを第一歩としてやらせていただく、こういうことにさせていただいたわけでありました。

○藤原正司君 次に、報告基準とかあるいは公表の在り方とか、先ほど木俣委員の方からの質問でかなり出てきた。今回の改正の一つの考え方の柱としては、できるだけあいまい性というものを排して分かりやすくする。それは規制を受ける事業者はもとより、国民の皆さんから見ても分かりやすくするということが一つのキーポイントではないかというふうに思うわけでございます、今回、様々な報告が必要になってきておりますし、その点についてもきちつと省令でできるだけ定量的で分かりやすい基準、そして各法律、例えば電気事業法、炉規制法等、あるいはその他省令以下の問題とか、これらの問題についてもきちつと整理をして分かりやすくするというふうに先ほどお聞きをしたと思うわけですが、それでよろしいですね。

○政府参考人(佐々木宜彦君) いろいろ設備のトラブルあるいは不具合に係ります報告基準でございますと、軽微な事象にかかわる報告あるいは公表の在り方ということにつきまして、今、先生御指摘のとおり、私もこれを明確にしていきたいと考えております。

今回、原子力発電設備のトラブルあるいは不具合につきましては、電気事業法及び原子炉等規制法の二法に基づき国に対し報告を求めるとともに、法律上は報告の必要のない事象につきましても、通達に基づき一定の報告を求めてまいりました。今後は、原子力安全規制法制検討小委員会の中間報告の御指摘も踏まえまして、電気事業法に基づく報告については、供給支障事故に至ります等、同法の施行に必要なものに限定することとしたいと考えております。

一方、原子炉等規制法に基づく報告につきまし

ては、安全確保上の重要度を勘案し、報告対象を見直すこととしておりますが、法令に基づく報告と通達に基づく報告を二本立てにすることは望ましくないと考えておられまして、両者を一本化しつつ、報告基準についても定量化を図り、明確化を図ることとして考えております。

なお、軽微な事象でこうした報告の対象にならない事象につきましても、こうした情報については公開の下で共有化を図るという考え方を取っております。そしてまた、こうした情報の収集につきましては、今後保安規定の中にも、こうした軽微な事象を含め、トラブルの情報収集、整理する体制を保安規定の中に位置付けるなどの対応を取ってまいりたい、こういうふうに考えているところでございます。

○藤原正司君 今のお話をお伺いしまして、今私が申し上げた方向でできるだけ簡潔に分かりやすいものにしていきたいというふうにお伺いをしましたので、私は何も報告をすることが駄目だと言ふんではなくて、先ほどの健全性評価のようなものでも、そういう何か小さいことでもトラブルがあつて、そういうデータを共有することによって、それもちつとした科学的なデータを共有することによってさらに安全性のサイクルを回していくという意味にも使えるわけで、むしろ能動的なものとしてこれを受け止められるようにやっていく必要があるというふうに思っているわけでありました。

そこで、いわゆる情報公開と言われる公開の問題は、これはきちつとした報告義務の課されたものは当然公開ということにつながっていくわけですし、さらにそれに至らないものでも事業者が積極的に情報公開をしていく、これは原子力の信頼を高めるべく上でも必要なことだと思うわけですが、問題は軽微なトラブルといいますが、そういうものについて、事故について、これは一体どういうレベルの問題なのか、安全上どういうレベルの問題なのかというところをはつきりとしていかないと、何でも情報が漏れるたびに事故だ事

故だ、そこはたくさん情報を流すから一杯事故が起きているのではないかと。結局、積極的に安全文化の問題として、情報を公開することが逆になつてしまふおそれがある。それは、結局、例えば圧力容器のように極めて重要な機器もありますし、あるいは周辺のパイプのようなものもある。それらもこれらもひっくりかえった形の中でこれまで社会的に取り扱われてきた感じもありますし、あるいは国なども結局、外部への影響はない、この一言だけで、大変重要な機器に何かトラブルがあつて結果として外部に影響がないのか、元々どつちでも、どつちでもいいと言えない、極めて軽易な、安全重要度から見たらほとんど無視できるような機器にトラブルがあつて影響がないのか、こゝろが全然分からぬわけですね。

そうすると、例えばこれABCと付けるのか、何か分かりやすい基準を設けて、そしてそれに基づいて情報を公開しランクを理解してもらうというふうにしてもいいか、積極的に情報公開することが国民の皆さんの安心、信頼につながるというふうには全然意味がない。この辺について国としてどういうかかわりをされるのか、お尋ねしたいと思ひます。

○政府参考人(佐々木宜彦君) 先生の今の御指摘については、私も十分今の御指摘に沿った形で今後いろいろ制度運営も考えていきたいと考えておりますけれども、現在、私も保安院におきましては、業務の実施状況あるいは規制の考え方につきまして積極的な情報発信を行うことによりまして国民の皆様様の理解と信頼を得るとともに、更なる規制の実効性向上につながることを目的に広報も実施してまいりました。

今回の事態を踏まえれば、まず安全規制について、その考え方について、具体的に定めた基準や、あるいは個別の事案に関する規制当局の評価が安全確保の観点からいかに科学的、合理的なのかといった点を分かりやすく説明していくことが必要であると考えております。

いわゆる事故、トラブル等の評価には国際評価

尺度といったものもございすが、現在のいわゆる日本の原子力発電所における事故、トラブル等は評価レベルがほとんどゼロといったものでございすので、なかなか国民の皆様にはこのゼロというものの意味が分かりにくいというようなことも私も考えております。

そうした意味で、先生今御指摘の、ゼロの中でもさらにこういうレベルだというような御説明の仕方もあるかと思っておりますが、今後いかに分かりやすく御説明していくかということについては十分検討していきたいと考えております。

そうした意味で、規制の透明性を向上していくことも重要でございすとともに、規制を分かりやすくするものにとともに、自治体あるいは事業者者に対して、こうした仕組みを作る上で積極的に対応あるいは意見交換を行ってまいりたいと考えております。

○藤原正司君 先ほど国際評価基準の話がございましたように、我が国で起きているトラブルあるいはひび割れ、実際はトラブルを対象にしているわけですが、ゼロプラスだとかゼロマイナースとか、国際尺度に比べればほとんど掛からない問題なんです。

だからといって、私は情報をオープンにする必要はないということを言っているわけではなくて、むしろ信頼を高めていく上でそれをオープンにする必要はあるけれども、しかし、これはこういうものなんです、このレベルの問題なんですということについて分かりやすい広報の在り方、公表の在り方というものを考えていく必要がある。原子力というのは難しい、技術的に難しいからもう分からぬ、なかなか理解が得られないということではなくて、分かるところはどこまでなんだというのを考え、どういうレベルなら分かっているだけなのかという、そういうことを含めたやっぱり公表の在り方ということが大事で、国がそういうふうに行うんだと分かった、安全なんだなど、こういうふうにつなげていかないと、私は幾らやっても意味がない、意味がないとは言わ

ないんですけれども、なかなか難しい問題になってくるというふうに通じております。

問題は、今回のことを通じて、先ほど言いましたように、いかにあいまいさを排して国民の目から見ても分かりやすい規制というものにしていくのかということ、あるいは国自身が国民に対して原子力の安全とは一体どういうものなのかということについて分かりやすく伝えていく、そういうことが大変大事なのではないかというふうに通じているわけございまして、これは原子力に携わる者の共通の責任ではないかというふうに通じているわけございまして。

あるところだけがいい子になって全体が進むというところはあり得ない。それぞれが、規制は規制側の立場として、事業者側は事業者側の立場として両方安全を進めていくということが必要ではないか。だから、望ましいとか何とかそんな表現なんというのとは本来規制当局の発すべき言葉ではない。プラスかマイナスか、ベケカ丸かしかない中で、望ましいというふうな表現がぼろぼろ出ると、それは何か一人だけいい格好しようと、いい子になろうとしているふうにししか理解できないような部分もある。

その意味からも、様々な問題について、先ほど、できるだけ分かりやすいはつきりした基準という問題が必要だということを申し上げているわけございまして、国の安全推進に当たっては、今二つ申し上げたようなことについて十分意を用いてやっていく必要があるというふうに通じておりますけれども、ただ、正直言って、先ほど言いましたように、この問題は決して経済産業省だ、保安院だという狭い問題だけではなくて、国民の原子力に対する理解ということが極めて大事なことございまして。原子力がいいかどうかというその賛否を言う前に、客観的な根拠に基づく知識とか理解度というものが十分ない中でそれを問わなければならぬという今日の状況というのは、大変不幸なことであり、決してそれは経済産業省だけの責任だとは思っておりません。文部科

学省の問題あるいは原子力安全委員会、原子力委員会、そういうところがやっぱり十分責任を感じながらやっぱりやっていく必要がある。政府全体として進めていくということが極めて大事なことでないかというふうに通じているわけございまして。

先ほど我が党が出しました安全規制に係る三条委員会の話もございしましたが、それ以前の問題として、政府がどうするんかということを中心と、基本的に推進するなら推進するに当たってどういう安全に対する理解活動をやっていくのかという、そここの基本は横に置いて論議、話はできない問題ではないかというふうに通じています。この点について。

○国務大臣(平沼赳夫君) 大変重要な御指摘だと思っております。やはり国民の信頼をいかに原子力に対して得るかということが私は非常に大切なことだと思っております。

そういった面で、私も原子力安全・保安院において、業務の実施状況でございすとか規制の考え方について積極的に情報発信を行うことによりまして国民の皆様方の理解と信頼を得るとともに、更なる規制の実効性向上につなげることを目的に広報を実施してきたところでございす。

今回の事態を踏まえれば、まず安全規制についての国民の信頼を回復するためには、原子力安全規制の考え方について、具体的に定めた基準や個別の事案に関する規制当局の評価が安全確保の観点からいかに科学的であつて合理的なものかといった点を分かりやすく説明をしていくことが御指摘のように私は必要なことだと思っております。規制の透明性を向上していくことも重要でございまして、規制をできるだけ分かりやすいものとするともに、自治体や事業者などに対して制度についての積極的な説明や意見交換を行って、更なる改善に結び付けていくことが私は必要だと思っております。

また、安全文化を高めていくための啓発活動を行

うことも当然重要でございまして、被規制者である事業者に対しても、第一義的な安全確保の責任は事業者にあつて、規制当局は安全規制を通じて事業者の取組を促進していくことが基本であることなど、安全規制の考え方を十分に説明していくことによりまして事業者の意識を高めて、規制の実効性の向上につなげていくことも必要だと思っております。

そういった取組のほかに、御指摘のございました、やっぱり幅広く国民の皆様方の理解を得るということとは、これは非常に大切なことございまして、今までも、例えばリレーションシップマネジメント、こういったことを実施して、ホームページでございすとかあるいはパンフレットなどによる積極的な情報提供を行ってまいりました。また、積極的な報道の発表もすることも必要でございすし、それからマスコミのことをさっき藤原先生おっしゃいましたけれども、やっぱり定期的にマスコミの皆様方と懇談会を開催をして理解を深めていただく、こういうことも必要だと思ひます。

かつて、敦賀でございましたか、原子力の発電の問題が起ったときに、新聞の一面に放射線漏れ十億キロピコキュリーと、こういうすごいことが出て、国民は十億も出たかという事で心配しましたら、ピコという単位がこれ入っておりますとほとんど問題のないことであつたと、こういうことで、マスコミの皆さん方とやっぱりそういう意思の疎通を図って、そしてそういう中でやっぱり皆様方の理解をいただくということも大事で、これまでも非常に努力はしておりますけれども、まだ足らなかつたと、そういうことは言えると思ひますけれども、自治体あるいは住民の皆様に対する、私どもは、業務説明会、こういったこともやらしていただいて、常に国民の皆様方の理解をいただく、そういう意味でこれからは原子力の必要性について小学校を対象にして副読本というものを無料で配付すると、こういう

形で大変な大部を用意してやっています。そういうことも通じまして幅広い理解を得られていく、得ていくということを私はしていかなきゃいかぬと、このように思っています。

○藤原正司君 次に、原子力安全委員会にお尋ねをしたい。

先ほどダブルチェックの問題は修正案を提案された方に対して木俣委員の方から質問ございましたが、原子力安全委員会の方にお尋ねをしたいというふうに思っております。

今回の事案を通じて、ダブルチェック機能が働いたのか働いていないのかと、原子力安全委員会というのは何をしてきたとか、様々な議論が出ているわけでございます。

ただ、私が考えますのは、安全委員会と保安院のダブルチェックというのは同じことをやればよいということではないというふうに思っております。同じことをやるんだしたら、むしろ要らないとさえ私は思っているところでございます。

むしろ、言うならば、一つは、安全委員会というのはここぞというところで神の声を出す。これは正しい、正しくない、安全、安全でないという神の声をきちんと出す。それだけの信頼と権威を持たなければならぬというふうに思っております。

もう一つは、そういうためには、個々の事案に対してどう対応するのかということではなくて、個々の事案から何を酌み取って基本的な安全政策を立案するのか。あるいは、原子力基本法には企画、審議、決定と、こうなっておりますけれども、個々の事案から何をエッセンスとして酌み取って、我が国の原子力安全を推進する上で何の骨を作っていかなければならぬのか、こういうところこそ私は原子力安全委員会の役割があるというふうに思っております。保安院と同じようにばたばたばた動いていけばいいという、保安院がばたばた動いているというんじゃない、ただその活動が目には映れにくいというもので私は決していないというふうに思っております。

そういうふうには私は個人的見解を持っているわけでありまけれども、安全委員会の委員長として、安全委員会に求められている役割、機能というのはいくつかあるとお思いでしょうか。

○政府参考人(松浦祥次郎君) 原子力安全委員会、松浦でございます。

今の御質問にお答えをさせていただきます。原子力安全委員会の重要な機能のまず第一は、原子力安全確保に関する規制についての基本的な考え方を示すということだと思います。第二に重要な役割は、ダブルチェックという言葉に代表されますように、専門家による厳格な調査審議を通じて安全審査を実施するという、そういう役割を持っているというふうに認識いたします。

さて、その今申し上げました安全規制についての基本的な考え方を示すという、そういう機能に關しまして、今回の不正等に関しましては、十月十七日に、最新の知見や技術基準への反映等、再発防止のための基本的な考え方を示させていただきました。また、十月二十九日には国と事業者の責任分担の明確化などにつきまして、経済産業大臣に対して内閣総理大臣を通じて勧告をさせていただきました。

一方、安全審査を実施するという、そういう機能に關しましては、現在は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づきまして、原子炉等の設置などに関しましては一次規制庁が許可をされるという場合に対して、原子力安全委員会が関連分野の専門家を結集いたしました。客観的、中立的な立場から厳格な安全審査を行うという、そういう役割を果たしております。

さらに、原子力安全委員会は、原子力施設の設置許可後の安全確保に關しまして、その安全規制の状況を把握、確認するという役割がございます。現在それは規制調査と呼んでおりますが、その規制調査を実施しております。これにつきましても、規制行政庁の結果の単なる追認になるのではなくて、客観的、中立的調査分析を行いまして、安全規制の重要事項に關して主体的な意見を

申し上げると、このような役割を果たしていくべきだと考えております。

○藤原正司君 今お聞きしたことは、私も書類を読めば大体分かることなんです。問題は、私が申し上げたかったのは、そういうことを通じて何を基本に持って安全委員会は対処する必要があるのかという、むしろそういうことがお聞きしたかった。

先ほど勧告について言われました。私は、安全委員会というのは、有事のときにきちっとした最後の番人としてのチェックをする、これも大事。しかし、安全委員会は平時も大事。平時の中でいかに原子力の安全を推進していくのかという点について大所高所からその在り方を絶えず検討しておく必要がある。

例えば、今回の健全性評価の考え方についても、確かに勧告の中で触れておられます。しかし、こういう問題はずっと以前からあったのであって、今回の事案が発生してどうだったのかではなく、あるいは保安部会の中で検討が始まったから言うのではなく、もっと以前から大所高所、専門的な立場で科学的合理性に基づいた評価の在り方というものを導入すべきだと、本来もっと早くやるべき。安全委員会はたしか昭和五十三年にできていたわけでして、私は検討するに十分な時間はあったというふうに思っているわけでございまして、むしろそういうところに安全委員会が機能を果たしてこそ権威ある安全委員会ということでございます。一々細かい事務の在り方まで私は聞くつもりはなかったと、そういう意味で申し上げたわけでして、その点について御見解があればお聞かせ願いたい。

○政府参考人(松浦祥次郎君) 今御指摘の点は、正に重く受け止めていただきたと思います。今までも、確かに先生御指摘のように、この長い時間の間にどうして今の問題になっていることを指摘しなかったかということは明らかに反省いたしました。今後はこういうことはいらないように、

先を見た形で安全委員会の果たすべき役割を実施していきたいというふうに考えます。

○藤原正司君 是非よろしくお願いしたいと思えます。

最後に、今回の不正の事案につきましては事業者に対して様々な厳しい指摘があり、それはそれれももつともなことであるというふうに思っております。しかし、原子力現場で働く者にとりましては、先ほども申し上げましたように、我が国特有とも言えます原子力をめぐる大変厳しい環境の中でいかにこの安全を守り供給責任を守っていくかということで懸命に努力していることも事実でございます。

私、ようおやじに、気遣わんと頭使え、こういうことをよう言われました。今回の事案の背景には、やっぱり余りにも多くの複雑な規制、これは文章化されているとかされていらないを問わず、裁量行政も含めて余りにも複雑な規制、そして科学的合理性を否定するかのとき風潮、こういう中で、ともすれば安全確保への自主的な対応というよりも、むしろ役所や対外対応に想像を絶するような緊張の中でより多くの神経と労力を費やさざるを得なかったと、こういうことも背景にあるんじゃないかというふうに思うわけでございます。

決して、不正をしてそのことでコストを下げるとか、そういうことが動機になっているものではない、何とか今日一日を無事に送りたい、何とか今日一日を周りに、新聞に載ったりテレビに載ったりしないで送りたいと、そういう、ただし、そのことを念じる余り、そういう気持ちから今回の不正ということも起きてきた一つの背景ではないかというふうに思っております。こういう問題が起れば、規制をどんどん強化してもっと監督責任を明確にしてという話が出てくることは事実でございますが、現状の原子力職場が様々な点から多くの規制とそして監視を受けていると、そういう中で運転せざるを得ないという点についても是非御理解をいただきたいというふうに思うわけでございます。

その上であえて申し上げますならば、科学的合理性を欠いた規則は場合によっては有害ですらあるということ、あるいは規制だけに頼り、現場の実態から遊離し、従事する者の安全に対する自主性を否定するような制度は結局長続きしないということをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長(田浦直君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時開会

○委員長(田浦直君) ただいまから経済産業委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案及び独立行政法人原子力安全基盤機構法案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○加納時男君 委員長、右足負傷のため、座ったまま質問することをお許しただきたいと思っております。

○委員長(田浦直君) どうぞ。

○加納時男君 ありがとうございます。

それでは、午前中の質疑に引き続きまして、なるべく重複を避けつつ伺いたいと思っております。

初めに、原子力発電所における不正記録事件でございます。

八月三十日、それから十月二十八日までにかけて、数次にわたり経済産業省原子力安全・保安院から各社に対して自主点検作業等の総点検を指示され、その結果が、中間報告が十一月十五日にあつたと聞いております。その結果について、まず概要を伺いたいと思っております。

○政府参考人(佐々木宜彦君) 十一月十五日に原子力事業者十六社から中間報告が提出されました。この中間報告は、原子炉圧力容器、その内部

構造物及び圧力バウンダリーを構成する機器を含め、過去三年間までさかのぼった自主点検作業について確認を行った結果が取りまとめられたものでございます。

中間報告におきましては、すべての事業者から不正のある事案はなかったとの報告を受けております。なお、複数の事業者から、誤記等の記録上の不備や故障、修理等について国への情報提供を行うことが望ましかったとする事例があつた旨の報告がなされております。

現在、原子力安全・保安院といたしまして、提出された中間報告の内容につきまして、事業者からのヒアリングや原子力保安検査官による現地での確認等により精査を行っているところでございます。現在までのところ、法令違反に当たると考えられるものは見いだされておりましたが、その結果取りまとめ次第、速やかに公表したいと考えております。

なお、今年度末までに各事業者から同様の過去十年間にさかのぼりまして、ただし東京電力に關しましては過去十四年にさかのぼった自主点検作業を含む調査結果を最終報告されることとなっております。これにつきましても、原子力保安検査官による現地での確認を含め、総点検の結果について確認を行つてまいりたいと考えております。

○加納時男君 分かりました。

ということは、二つ確認したいと思うんですが、一つは、原子力の安全確保上最も重要な原子炉圧力容器、その他の内部構造物及び冷却材、圧力バウンダリーについても今の御答弁で全部含まれていると、現在のところ法令違反はないということでしょうか。

それからもう一つは、福島第一原子力発電所の一号機については明らかな法令違反だということはこの国会の席でも申し上げてまいりましたし、また保安院もその認識で、原子炉等規制法、電気事業法違反で一年間の運転停止処分を受けており、これは当然だと考えております。この件を除いては明らかな法令違反はなかったということと

確認していいでしょうか。

以上、二点伺いたいと思っております。

○政府参考人(佐々木宜彦君) まず、前段の過去三年間にさかのぼつた中間報告におきまして私も現在の状況で確認をしておることは、法令違反はなかったということでございます。

第二点の問題でございますが、東京電力からも中間報告が出されておりますが、また近々格納器に関する報告書も提出されると聞いておりますが、私どもの現在までの調査では、その他に不正はなかったということを確認をいたしておりますが、なお、格納容器の問題につきましては東京電力からの報告書が出た段階でまた精査をさせていただきますと考えております。

○加納時男君 福島第一の一号機のPCV、原子炉格納容器については詳細な報告が出たところで見解を述べるといふことでございますので、それを持ちたいと思っております。

この件について、十月三十一日のこの参議院経済産業委員会集中審議が行われたわけですが、でも、そのとき三つポイントがあつたと思えます。何が起つたのか、要するに空気注入して漏えい率測定を不正操作した、それがどのようにしてやつたのか、なぜそのようなことを行つたのか、どの程度安全上の問題があつたのかということとを伺つたんですが、ただいまの御回答ですと、これらについてもなお調査結果を待つてということだと思ひますので、それを待ちたいと思つております。

ただ一つだけ、再確認であります。前回も質問したんですけれども、これがなぜ起つたのかと。これは、新聞情報等によりまして、格納容器の漏えい率テストを事前に行つて本番に備える、国の本番に備えるというために事前に測定したところ、保安規定で定めてる値、〇・五%未満、〇・三八だつたんですか、一号機の場合、パーセント一日当たりといったその値をどうも超える値が出ていたので、このままでは定期検査を通らないというので隠した、操作をした、空気を注入した

というふうな新聞で報じられております。そういうことがまたギルティーであるというのか、それは罪があるというふうな事業者も認めているわけでありませう。

今日確認したいのは、どのくらいの数字が漏れていたのか、〇・五%未満、〇・三八%未満にしようとしたのかということなんですけれども、それはその後分かつたでしょうか、まだ分らないでしょうか。

○政府参考人(佐々木宜彦君) これも正確には報告書を待ちたいと考えておりますけれども、私どものいろいろな事情聴取の過程では、二・数%程度の漏れがどうもあるようであるということが事実としてあつたようでございます。

○加納時男君 そうしますと、例えばその数字を二・五%としまして、ということは要するに保安規定の約五倍強の漏れがあつたと。それは、漏れていても平常はいいわけですけれども、常に測定されているわけですから。そのときに冷却材が喪失されるような事故、LOCA、ロカと言つていいますけれども、そういう現象が起きた。例えば、再循環ポンプにつながつて配管ですけれども、これが破断をして中の水が漏れてしまつた、放射性物質が外へ出ようとする、そのときに二・五%の漏えい率のままで外へ出たときに本当に安全であつたのか危険な状態であつたのかというのが、例えば安全評価指針に定めている事故評価基準では、敷地境界線で五ミリシーベルト・パー・イヤーというのがありますが、それから見て、これにはるかに下の数字なのか、これを超える危険な状態であつたのか。危険かどうかというのは非常に大事なポイントだと思ひますが、ここを是非聞きたいと思ひます。

○政府参考人(佐々木宜彦君) 福島第一原子力発電所の原子炉の設置許可申請書では、格納容器設計漏えい率〇・五%パー日を前提として、冷却材喪失事故の敷地境界における被曝評価の結果は、実効線量当量で〇・〇一一ミリシーベルトとされております。

今お尋ねの仮に格納容器の漏えい率を二パーセントあるいは二・五パーセントとした場合、正確には詳細な評価が必要でございますけれども、漏えい率の比から考えますと、敷地境界における被曝線量を試算しますと、おおむね〇・〇五ミリシーベルト程度となります。

今、先生御指摘の原子力安全委員会の発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査方針におきましては、事故時の安全設計評価の判断基準である周辺の公衆に対し、著しい放射線被曝のリスクを与えないことの具体的な基準につきましては、発生の事故当たり五ミリシーベルトを超えないこととしております。したがって、御指摘の冷却材の喪失事故が発生した場合の被曝線量は五ミリシーベルトを超えないものと考えられます。

○加納時男君 ありがとうございます。

五ミリシーベルト、実効線量当量といった基準に対しては、今のお話ですと、〇・〇五ミリシーベルトという約百分の一といえますか、かなりけたの小さな値だったということは確認できると思います。このことと倫理的な責任、企業としての社会的な責任とは全く別だということももちろん理解はしておりますが、安全かどうかということとは非常に地域にとっても国民にとっても大事なポイントでありますので、確認をさせていただきます。

午前中の質問と重複するところは飛ばしまして行きたいと思いますが、次は原子力安全委員会の勧告への対応について伺いたいと思います。

前回のこの委員会でも質問させていただきました。これは原子力安全委員会初の勧告が十月二十五日になされて、三つポイントがありまして、国と事業者の責任を明確化すること、それから運転段階の安全を重視した規制制度を整備すること、特に維持基準といいますが、運転維持に関する技術基準を整備すること、三つ目は情報の透明化と。前回のこの委員会ではこれについての考え方を伺いました。今日は、この考え方に基づいてどのようにこの考え方が法制化されたのか、簡単に御報告いただけたらと思います。

○政府参考人(佐々木宜彦君) まず本省といたしまして、原子力安全委員会の勧告を重く受け止めております。そして、この法案を提出させていただいたほか、制度の確実な運用によりまして、勧告の趣旨を踏まえて、今後の原子力安全に対する国民の信頼を回復するよう努力をまいりたいと考えております。

勧告された諸点について、今回の法案における具体的な対応の主なものを申し上げます。まず、国と事業者の責任の明確化については、これまで法令に位置付けられていなかった事業者の自主点検につきまして、定期事業者検査として定期的な検査を法的に義務付けることとしているわけでございます。

第二に、運転段階の安全を重視した規制制度の整備についてでございますが、ひび割れ等があった場合、事業者による健全性評価の実施を義務付けることとしており、その評価手法も、学会などが定めた民間規格を活用することによりできるだけ明確化することとしております。

第三に、情報の透明化については、経済産業大臣など一次規制庁に、原子力関係規制法の運用について公開の場で行われます原子力安全委員会に報告し、必要に応じて意見を求めることを義務付けることとしております。この原子力安全委員会の報告については、衆議院においてこれを更に強化する旨の修正が行われたところでございます。

さらに、軽微な事象についても勧告を踏まえて積極的に公表するよう事業者を奨励していきたいと考えております。この原子力安全委員会の報告につきましても、衆議院においてこれを更に強化する旨の修正が行われたところでございます。

○加納時男君 ありがとうございます。前回述べられた考え方が法律の形で反映されているというふうな御説明、理解をしたいと思っております。

ところで、今の御説明の二番目にあった件であります。供用開始後の原子炉の安全性を評価する基準が今まで日本になくて、今回それを明確にしたというのは私は大きな前進だと思います。大きな犠牲を払ったけれども、一つの前進が得られたと思っております。

アメリカでは、連邦の規制のやり方を見ていますと、アメリカ機械学会、ASMEと書いておりますが、のセクション11においてこれに準拠するべきだというようなことを連邦規制では言っているわけですが、日本でもこのような基準を今回取り入れることにしたんですが、これまで遅れた理由は何でしょうか。

○政府参考人(佐々木宜彦君) いろいろの諸事情もあつたかと思いますが、米国におきましては御指摘のとおり、アメリカの機械学会規格が策定されて、一九九〇年代から米国の安全規制を担当しております原子力規制委員会の規制の基準として取り入れられてきたわけでございます。

私が国では米国と異なり、学会等におきまして規格に係る活発な議論が行われるようになったのは最近でございます。民間規格として制定されたのは二〇〇〇年になってからでございます。現在、二〇〇二年版の最新版が策定されております。これを受けまして、私も保安院におきましては、昨年十二月から総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会におきまして、供用期間中の技術基準として検討が開始されたところでございます。

今般の不正事象の要因の一つは、ひび割れ等の不具合が発生した場合に、事業者が取るべき措置が不明確なため、十分な対応が取られていなかったこととあります。この反省に立ちまして、今回の法案ではひび割れ等の進展評価を義務付けることとしました。この反省に立ちまして、策定された民間規格を国の規制基準として活用することとしたものでございます。

健全性評価の具体的な手法につきましては、電気事業法第五十五条に基づきます省令において定め

ることとしておりますが、専門家等により十分な議論を行ひまして、国民各層の十分な理解を得るため、十分説明を行ひつつ、対応をしてまいりたいと考えております。

○加納時男君 原子力安全・保安院が長年懸案であつたこの問題に二年前から取り組んでこられ、今回、寸前のことで間に合わなかつたわけではありましたが、実現に向けて努力されたことは評価したいと思っております。

さて、先週十二月五日に行われたこの委員会の参考人質疑の中で、健全性評価基準は事業者検査に適用するのはもちろんだけれども、国の定期検査にも適用するのか、すべきなのかという議論がありました。参考人からは当然適用すべきだという意見がありました。これについては今度の法令ではどのようなことになっておりますでしょうか。

○政府参考人(佐々木宜彦君) 結論から申し上げますと、国の定期検査にもこの維持基準は当然適用されるものでございます。

この維持基準につきましては、事業者が法令上、定期事業者検査時に発見したひび割れ等の不具合について健全性の評価を行うことを義務付けております。その中で、安全性確保の確認の観点から、特に重要な設備については国が自ら定期検査により設備の健全性を確認することとなりますが、その際、国は事業者の行った健全性評価の妥当性を確認することとなります。

定期検査の対象設備にひび割れ等があつた場合でも、事業者が行つた健全性評価が妥当なものであれば、国が行う定期検査においても、その内容を確認した上で問題がないものとして取り扱われることとなります。その意味で、国の定期検査でも維持基準が適用されることとなります。

○加納時男君 私は、今の回答で結構だと思ひます。

ただ、なぜ質問したのかといひますと、法案をずっと読んだときに、電気事業法第五十五条のところにこれを書き込まれております。第五十五条は事業者定期検査のことでありまして、五十四条は国

それから見ていきますと、この故障というのと、それから事故というのは明らかに違う、まして大事故とは全く違う。故障をあたかも大事故のように扱うのはいかがかというのがこの宮先生の御指摘だったようですけれども、これお読みになつていたら感想を一言、院長お願いします。

安全の確保は、私は第一義的に事業者が負うべきだと思っております。その上で、その事業者のやっている検査が適切であるかどうかを言わば監査するのが原子力安全・保安院、その原子力安全・保安院の検査、監査が妥当であるかどうかというのをもっと高い立場から見るのが原子力安全

さらに、原子力安全委員会においては、規制当局だけではなくて事業者からも情報収集を行って、規制当局がその任務を適正に遂行しているかを確認をいたしまして、必要な場合には改善を指示することによりまして監査的な体制をより強化

つまり、今回の不正事件を契機として原子燃料サイクル、核燃料サイクル政策に、政策に変更があるかどうか。二つ目は、安全管理体制の改善を図ってほしいけれども、それはどうか、安全管

理。三つ目は自治体の立場、原子力立地自治体の立場を尊重することという大変厳しい要求が木村知事から出ておりまして、これに対して回答されたというふうな新聞で拝見しましたけれども、どのようにこの要望について回答されたのか。そして、その回答を知事はこんな感じのようと言ったのか、評価されたのか、これ一番知りたいところでありまして、お願いしたいと思っております。

○国務大臣(平沼赳夫君) お尋ねの第六回核燃料サイクル協議会、これは御指摘のように十一月二十八日に開催されました。私と木村青森県知事に加えまして内閣官房長官、それに細田科学技術政策担当大臣、さらには遠山文部科学大臣、そして事業者の方々等が出席をしまして、知事からの要望について協議をいたしました。

知事からの御要望の一つである原子力安全・保安院の経済産業省からの分離・独立、このことを知事は言われました。これに關しましては、私から、一つは現在のダブルチェック体制が最も有効である、二つ目は国の安全体制の強化が重要であるとの観点から、審議中の法案に盛り込まれている自主検査の法律的な位置付け、さらには原子力安全委員会の充実強化策等を説明をさせていただきまして、そして併せて、木村知事のお考えやその後の国会での審議等を踏まえて幅広く議論をし、国民の原子力行政に対する信頼の回復を図っていくことが大切であるとの考え方を述べさせていただいたところであります。それからまた、もう一つの御要望である原子力立地道県と国との立場を原子力基本法等に位置付けることに關しては、細田科学技術政策担当大臣から、原子力立地道県と国との相互理解と意思疎通を図りまして、幅広く検討していく場を設ける旨述べたところでございます。

もう一つは、エネルギー政策、原子力を含めて不変かどうか。この基本方針は全く変わらないと、こういうことで述べさせていただきまして、こういったことに対して、木村知事からは、こ

ういった国の対応については評価をされまして、今後とも政府一体として真摯に検討を続けてくれるように要望がされたところでございます。また、国への協力については、国が真摯に取り組んでいる限り青森県からは無用の混乱を起こすことは回避すべきとして、今回の回答を了としていただきます。このことについては約束をします、こういう力強い言葉をいただいたところでございます。

○加納時男君 大臣ほかの回答を評価し、それから真摯にこれから検討を一緒にやっていくということ、そして回答を了とするというお話をしっかりと承りました。ありがとうございます。

今の関連でございますけれども、今度は大臣のお考えを伺いたいんですが、今回の事件があった、こういうことからエネルギー政策が変わるのではないかとこのことを盛んに言われております。今の青森県知事への回答では変わらないよというところであります。

今後のエネルギー政策と原子力について、エネルギー政策基本法が今年の六月に議員立法で成立したわけでありまして、これに基づきどのようにお考えになるのか、それがこの不正記録事件による変更があるのかどうか、ここを是非伺いたいと思っております。いかがでしょうか。

○国務大臣(平沼赳夫君) 政府といたしましては、エネルギー政策基本法において明らかにされた「安定供給の確保」、「環境への適合」、それから「市場原理の活用」という基本方針にのっとりまして、今後のエネルギー政策を長期的、そして総合的かつ計画的に推進をしてみたいと、まずこのように考えております。

原子力発電につきましては、燃料供給の安定性に加えまして、その発電過程においてCO₂を排出しないという環境特性から、基本方針にのっとりエネルギー政策を遂行する上で不可欠な基幹エネルギーとして、その導入を積極的に進めていく必要があると認識をしております。

しかし、今般の事案により、原子力政策を推進する上で前提となる原子力の安全に対する信頼が損なわれたということは大変遺憾であると私も思っております。今後は、地元の方々を始め、原子力行政に対する信頼の回復のために万全を期していかなければならない、このように思っているところでございます。

○加納時男君 おっしゃることは極めて大事なことでございまして。

エネルギー政策基本法は、もう大臣もおっしゃったとおりでございますが、政策の基本は、何となく安全保障と環境と自由化が並んでいるんじゃないかと、安全保障と環境を揺るぎなき前提としてベースに置き、その上に市場原理を発揮させて自由化を積極的に推進しようということが国会での意思でございますので、そういう方向でこれから原子力以外の分野でもエネルギーの政策のかじ取りを是非よろしくお願い申し上げたいと思っております。

最後になりますが、ごらんになっているかどうか、十一月十二日付けの東京新聞なんですけれども、一面にびっくりするような見出しがありまして、電力会社の五分割を何か検討しているというところ。だれかが検討しているらしいんですけれども、だれかというところ、恐らくどこか官庁ではないかと普通思いますよね。その後、何か大臣が記者会見で、こんなのは聞いたことないと否定されたというふうな記事もちよと拝見したんですけれども。

これは一体何なんですか。これはいろんな雑誌に後、取り上げられておりますので、大臣が、これらについて、そういうことも実は考えているとおっしゃるのか、考えていないとおっしゃるのか、是非伺いたいと思っております。

○国務大臣(平沼赳夫君) 御質問にありましたように、当省から東京電力に対して五分割案を打診したという事実は一切ございません。

電気は経済社会活動の基盤でございますので、その効率的な供給と同時に安定供給の確保が求めら

れておりますが、これまで我が国におきましては、東京電力を始めとする垂直統合型の一般電気事業者が主体となって電力供給設備の整備あるいは原子力発電の推進等を通じて電気の安定供給という社会的責務を担ってきた、こういうふうな考えでおります。他方、小売自由化の進展に伴いまして、送配電部門の中立性の確保も重要な課題となっておりまして、これについては、まず情報遮断など適切な措置により十分その確保を図れるかを検討すべきものと考えております。

いずれにいたしましても、我が国の電力供給システムの在り方については、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会で精力的に御審議をいただいているところでございまして、その結論を踏まえて適切な制度設計を図っていくかなければならないと思っております。私どもとしては、この十一月十二日付けの東京新聞の記事というのは全く事実無根と、こういうことでございます。

○加納時男君 事実無根である、考えていないというふうな理解いたしました。

実は、これはアンバンドリング、発送、配電をばらばらにしちやって無責任体制、系統一貫の責任体制から無責任体制を作り、ハゲタカファンドとは言いませんけれども、外国系の企業に切り売りをし、そして日本を壊滅させるんだというようなシナリオが某国でのとっているというところを「財界展望」だとか「選抜」という雑誌が取り上げておりましたので、その引き出しにこの記事も使われていたので確認をいたしました。

私はもう、そんなことは大臣考えているなんて全然思っておりませんし、あくまでもこのベースはエネルギー政策基本法の原則、セキュリティと環境の原則、その上に立つての自由化ということですのでしっかりとやっていくんだというさっきのお話ですべては解決していると思っておりますので、大臣を御信頼申し上げ、責任のあるエネルギー行政をやっていただきたいと思っております。

御質問したい事項たくさんあったんですけれども、実は午前中の同僚の木俣委員それから藤原委

員が非常にいい質問をしていただきましたので重複を避けまして、若干時間は残しましたけれども私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○近藤剛君 自由民主党の近藤剛でございます。

引き続きまして、電気事業法及び原子炉等規制法の改正並びに原子力安全基盤機構法案に関連し、質問をさせていただきます。

この法案の提案の御説明に当たりまして平沼大臣が述べられましたとおり、原子力発電所の自主点検作業にかかわる不正な記載や原子力格納容器の定期検査における不正な操作は、これまでの原子力の安全確保に関する国民の信頼を大きく損なうものでございました。今後、原子力の安全性に対する国民の信頼回復には、国と事業者の責任分担の明確化、そして運転段階の安全を重視した規制制度の整備、加えて情報の公開と透明性の向上がまず必要であると考えておりますが、原子力の安全性に対する国民の信頼回復に向けての平沼大臣の御決意を改めてここに総括的に伺いをさせていただきます。

行政として非常に反省すべき点があったわけですが、実は今回のこの法案も、二法をお願いしているところでございます。私も第一義だと思っております。国民の信頼を回復することが第一義だと思っております。そしてこの法案を含めて、そしてまたこの国会の場で御審議をいただいて、そしていろいろ御意見もちょうだいした、そういったことをすべて総合的に勘案をさせていただいて、これからの安全体制というものを更に一段と強化をして、一日も早い国民の信頼回復に努めていかなければならないと、このように思っております。

○近藤剛君 よく分かりました。

大臣のそのような御決意に沿いまして、今般の二法案に基づいて諸施策が効果的に実施に移されることを大いに期待したいと存じます。

しかし、今回の措置によりまして、原子力の安全性が必ずしも完璧に確保されるわけではないということも、我々としては同時にしっかりと認識しておく必要があろうかと考えます。例えば、技術的にも安全面でも一層の改善の余地があるかと思ひますし、また素材的にも更なる研究が必要だろうと思ひます。

そこで、伺いをいたします。去る十一月二十九日に閣議決定をされました新年度予算編成の基本方針におきまして、IT、ナノテク・材料などを含めました科学技術の研究開発を重点的に推進されることとされております。

当然、原子力の安全性向上に関連する研究開発もその対象となっているものと考えますが、具体的に来年度以降の展望も含めてお答えいただきたいと思います。

○政府参考人(佐々木宜彦君) 科学技術振興策につきまして、本年六月十九日に、総合科学技術会議に政府全体の戦略が検討され、同会議で決定されました「平成十五年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」において、原子力の安全性向上のための施策は、いわゆる重点四分野には含まれておりませんが、特に重点的に推進

すべき領域事項として取り上げられているところでございます。具体的には、「エネルギーの安全・安心のための研究開発」の中に、原子力利用の安全対策技術の調査研究及び開発が挙げられております。

こうした安全分野での研究については、日本原子力研究所や核燃料サイクル開発機構などのほか、原子力安全・保安院においても、原子力発電施設についての検査手法や検査技術の高度化、耐震設計評価手法の高度化、高経年化対策、原子力施設の安全性の向上に向けた技術的知見の収集や安全性の実証等を推進しております。今後は、今回、設置法を提出させていただいております原子力安全基盤機構がこれらの実施に当たることとしております。

また、原子力安全・保安院の原子力安全実証解折関連予算額は、平成十四年度は約百六十八億円となっておりますが、今回の問題を踏まえまして、今後検査技術の実証などを強化すべく、予算要求等、検討を行っているところでございます。

○近藤剛君 分かりました。

平成十五年度以降も踏まえた、より戦略的なアプローチが必要だろうと思ひます。よろしく御検討をお願いいたします。

さて、原子力の安全性の確保は、また別の角度からの対策も必要であらうと思っております。

昨年の九月の十一日、私はたまたまアメリカの首都ワシントンに滞在しておりました。当時、原子力発電所へのテロ攻撃の可能性も予測されておりました。アメリカ政府の関連機関、特に原子力規制委員会、NRCなどが大変緊張した状態だったということを現地でも知りました。

テロ防止の観点から、我が国におきましても、原子力施設についての防護についていろいろな対策が立てられていると思ひますが、具体的にどのような取組を行っているのか、その現状、それから、これからの施策につきまして、できるだけ具体的にお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(平沼赳夫君) 前半、私からちょっと

お答えさせていただきます。

九月十一日のあの同時多発テロが起こりました。私も原子力発電所の安全について大変、担当大臣として問題意識を持たせていただきました。閣議の中の閣僚の懇談会の中で私は問題提起をさせていただきました。

従来は、原子力発電所というのはその警備というのは民間が主体的にやっていると、そして防護さくがあつて監視カメラがあつて、そしてそういう形で万全を期しているわけでございますけれども、もし大変高精度の武器を持ってそこに突入をしてくるようなことになりましたと、結局、それまでの体制ですと、大体、原子力発電所というのは海岸べりで人口が稠密でないところに所在しております。そうすると、まず最寄りの警察署に電話をする、そうすると警官がそこに駆け付けてくる、こういう形になっていきます。

ですから、そういう現状を申し上げて、やはりテロの対象になるのか、これは何とかすべきである、こういうことで、機動隊が原子力の発電所、そこをしっかりと安全を確保すること。それから、沖合には、大体、海岸に立地しておりますので、海上保安庁の巡視艇が常時警戒の、そういう一つの体制をしく、こういう形でとりあえずはやろうと。こういう形で、危機管理の担当大臣も協力をしていたら、そういう体制を組ませていただいたところです。

それから、機動隊の方のいわゆる装備に関しましても、これはやっぱり向こうが重装備で来るとそれに対抗すべきことが必要であるという形で、小型の自動小銃、これも携行するようにしよう、こういう対策を講じさせていただきました。

私は、九月十一日の後、そういう形で、現状の体制を一応しました。そしてさらに、現状については政府の委員の方から御返事があると思ひます。

○政府参考人(奥村萬壽雄君) 議員御指摘の昨年のアメリカでの同時多発テロ事件以降の国際テロ情勢の高まりを踏まえまして、警察では各種の重

要施設の警戒強化を行ってきておりますけれども、なかなか原発等の原子力関連施設につきましては、これが破壊されました場合の重大性にかんがみまして特に強化を行ってきているところがございます。

具体的には、今、大臣からお話がありましたように、機関銃やライフル銃を装備いたしました機動隊の銃器対策部隊、これによりますところの原子力関連施設の警戒隊を編成をいたしまして、原発等の施設管理者とも必要な連携を十分に取っているところであります。

今後とも、情勢に応じて体制の強化あるいは装備資機材の充実を図りながら、原発の警戒警備には万全を期してまいりたいと考えております。

○近藤剛君 ありがとうございます。

情報面も含めまして、是非、他省庁との連携も深めて、総合的に対応を検討していただきたいと思っております。

また、最近では、イラクや北朝鮮の核開発疑惑に加えて、アルカイダも核物質を所有している、そのような報道もございまして。核拡散防止の観点から、我が国の輸出管理体制がどのようになっているのか、この際、念のため伺いしておきたいと思っております。

○政府参考人(細川昌彦君) 委員御指摘の核兵器の拡散防止の観点からの、我が国では外為法に基づきまして厳正な輸出管理を実施しております。

内容としては二つございまして。一つは、従来より、関係国の国際合意に基づきまして規制品目というのが合意されております。原子力の専用品あるいは汎用品につきましては規制品目でございますが、このリストに基づきまして輸出許可体制をしております。二つ目は、委員御指摘の、昨年九月のアメリカの同時多発テロを契機にいたしましてテロによりますリスクが高まったということで、今年の四月から原則すべての品目につきまして、大量破壊兵器の開発に用いられるおそれ

があるという場合には輸出許可の対象にするという言わばキャッチオール規制というものを導入いたしております。

今後とも、こういう規制を通して実効ある規制を実施してまいりたいと、かように考えております。

○近藤剛君 ありがとうございます。

今、キャッチオール規制のお話があったんですが、またこれは一方で民間企業に大変な負担を掛ける話でございまして。是非、情報データの整備あるいは国際的な連携を深めるといようなことによりまして、できるだけ窓口を一元化するように御努力いただきたい、そのように存じます。

それでは次に、今いろいろと安全面についてのお話をさせていただきましたが、そのような原子力の安全性確保を前提としたこれらの原子力行政の在り方につきまして総括的に伺いたいと思存じます。

エネルギーをめぐる世界の情勢は近年大きく変化しつつあることは御承知のとおりでございます。先ほどもお話をいたしましたように、その第一は環境問題であろうかと思存します。我が国は、本年の六月、京都議定書を批准をいたしました。九月に行われましたヨハネスブルグ・サミットで、他の参加国とともに京都議定書の早期発効努力を宣言をしてもいるわけであります。地球温暖化を防止するためのCO₂を主体とする温室効果ガスの排出削減を実現するための取組を強化する必要性は一段と高まっております。そして、エネルギー消費国としての我が国のそれに対する努力は当然の責務であろうかと思存しております。

第二は、先ほどもお話しございましたように、エネルギー安全保障の問題でございまして。我が国の原油輸入の中東依存度は九〇％近くまで上昇をしております。近隣アジア諸国の中東石油への依存度も上昇を続けております。流動的な中東情勢にかんがみまして、全面的な資源外交の見直しもある意味では必要ではないか。そして、更なる供

給源の多角化も当然のことながら必要であろうかと思存します。

また、地球温暖化対策、そしてエネルギー総合安全保障の両面から、原子力推進の必要性はますます増大をしていると考えております。原子力発電開発投資は非常に巨額であり、また投資回収期間の長いものでございまして。しかしながら、長い目で見て、我が国にとりまして必要不可欠な投資でもあらうかと、こう思存します。

一方で、日本の産業の高コスト体質を改善するための方策の一つとして、エネルギーコストの低減が強く経済界全体から求められております。経済合理性の更なる追求をねらいとした電力自由化の推進が必要とされているわけであります。

このような観点から、電力分野におきます原子力発電の推進、そして自由化の推進、この二つを両立させる上でのような施策が必要と考えておられるのか、大臣のお考えを是非、プルサーマルの問題等も含めまして総合的に伺えたいと思存いたします。

○国務大臣(平沼赳夫君) 非常に本質的な、また広範囲にわたる御質問でございました。

地球温暖化、京都議定書、これを日本はもう批准したわけでございまして、これはやはり日本は国際的に公約をしたことですから、これを守っていくということは非常に大切なことだと思います。そういう中で、やはりCO₂の排出量というものを削減をしていかなきゃいけない、こういう観点からエネルギーを考えますと、これはもう近藤委員御承知のように、百三十万キロワットの原子力発電所一基で二酸化炭素の排出量を〇・七割削減できると、こういうことでございまして、そういう意味からも、安全をいかに担保しつつ国民の信頼を回復して、そして国の基本計画にのっとり原子力発電の推進をしていくということとは、これは地球温暖化の面からいっても非常に私は大切なことだと、こういうふうに考えているところでございまして。

また、エネルギーの安定の供給と、こういう面

から考えますと、今、一次起源のエネルギーの五二％は、これは石油に依存しております、そのうち八八％が中東に偏っていると、こういうことでございまして。

原子力発電は、今の段階では大体二二％ぐらいでありますけれども、やはり将来的には原子力を推進しながら、やっぱりエネルギーを安定的に、そして非常に翼を広げてしっかりとエネルギーを確保するということは大事でございまして、我々としては原子力の推進、さらには新エネルギーを含めてとにかく皆さんの入手ルートを確保して、そしてその安全性、安定性を確保すると、こういう形でございまして、新エネルギーに關しましても、私どもとしましてはこれは予算を大変つぎ込みまして、毎年毎年予算の要求額を増やして新エネルギーの拡大に努めているところでございまして、また、やはり分散という面では天然ガスということも重要なことでございまして、今回のエネルギーの一つの基本的な政策の中で特に天然ガスということにもやはりこれから軸足を置いてやっていくこと、こういうことにさせていただきます。

そういう中で、プルサーマルについてもお話がございましたけれども、我が国は、御承知のように、天然エネルギー資源のない国でございまして、いわゆるこのプルサーマルということをやっていくということは我が国のエネルギー事情に非常に合致することであると思存しております。我々としてはプルサーマル計画というもので、これを国民の信頼をしっかりと得ながら安全性を担保して私どもはやっていかなければならないと、こういうふうに思っているわけです。

そしてまた、自由化という問題についてもお話がありましたけれども、先ほどの御答弁でも申し上げましたけれども、やはり消費者ということとを考えると、自由化をすることによってやはり高コスト構造と言われている日本の中でコストを下げる、ということも私どもは重要な視点だと思存いたします。そういう意味で、既に大口の需要

家に対するいわゆる自由化というものをやりまして、その結果として、これは電力料金というものが下がってきたことは事実です。

しかし、この自由化を考えるに当たっては、安定供給ということを考えますと、極端に自由化に走りまですと、他山の石とすべき事例というのは諸外国にあるわけでありまして、例えばアメリカのカリフォルニアの電力クライシスなどということ、結果的には大変消費者に迷惑を掛けまして、コストが高いものに付くと、こういうこともありますから、そういうことを含めて私どもは自由化というものは考えていかなければならない。

ですから、消費者のニーズというものも踏まえながら、ドラスチックな形ではなくて、やっぱり国民の理解を得つつ、そういったところを原子力政策と合わせて私どもは総合的に考えていかなければいけないんじゃないか、こういうふうにお思っております、いろいろたくさん御質問いただいたんですけれども、そういう基本的な考え方で私どもはやってまいりたい、このように思っております。

○近藤剛君 いずれにいたしましても、いろいろな意味でこれからバランス感覚がより一層重要になってくるんだらうと存じます。ありがとうございます。

それでは次に、原子力発電推進の観点から、法定外普通税の核燃料税について伺いをいたしたいと思います。

つい最近、法定外普通税であります核燃料税にかかわる福島県の増税案に対して、地方税法の系統に従って総務相は同意を与えました。地方税法第二百六十一条第三号には、道府県法定外普通税について、国の経済施策に照らして適当でないことと認める場合を除いて、総務大臣は同意しなければならぬ、そのような規定がございます。

本件福島県の増税条例は、国の経済施策に照らして適当でないと思えるわけでございます。少なくとも原子力エネルギー行政の主務官庁である経済産業省に事前協議があつてしかるべき

であつたと思われませんが、この点を含めまして、経済産業省の見解をお尋ねいたします。

○副大臣(高市早苗君) 今般の核燃料税の増税につきましても、経済産業省といたしましては、納税者の納得を得ないままに大幅増税を行うことの問題点、それからこうした動きがほかの原子力立地地域に波及するおそれを指摘いたしつつ、エネルギー政策の観点から強い懸念を表明してきたところでございます。

地方税法その法律自体には、総務相が同意する、そして不同意という決定の際に、経済産業省に相談をしない、協議をしないという規定はないんですけれども、ただ本音のところを言えば腹を立てております。当省といたしましては、やはり様々な、先ほど申し上げましたような懸念をあらゆるレベルでお伝えしてきたわけでございます。すし、また地方財政審議会の中でもその考えを表明してきたところでございます。

ただ、福島県の条例案に対する同意に際しまして、総務大臣から福島県に対して、納税者である東京電力に対し十分な説明を行うこと、それから条例の妥当性について検証を行い、必要に応じて見直しを含め検討することについて強い要請があつたと聞いておりますので、今後、福島県と東京電力の間の協議を注視してまいりたいとこのところでございます。

○近藤剛君 お考えは分かりました。

我々としても、エネルギー政策の基本が今後、特定地域の財政事情によつてゆがめられることがないように、国と地方の税源にかかわる関係、そして要すれば地方税法第二百六十一条の見直しについても検討してまいりたいと思っております。

それでは最後に、原子力発電の運転停止の状況と影響についてお尋ねをいたします。先ほど、午前中もお話ございましたように、今般の一連の不正問題に関連する行政処分、あるいは定期検査その他の事由によりまして運転停止している原子力発電機はたしか十二月五日現在二十基に達している、合計して千七百万キロワット

に及んでいる、そのように聞いております。

この影響は、電力需給バランスだけではございません。CO₂の排出量、あるいは最近では重油、石炭等の国際商品相場にも大きな影響を与えていることは御承知のとおりであります。これら影響に対します経済産業省の考え方と国の対応についてお答えをいただきたいと存じます。

○政府参考人(佐々木良彦君) 炉心シユラウドあるいは再循環系の配管のひび割れが確認されました原子力発電所の健全性につきましては、総合資源エネルギー調査会の小委員会でも専門家の意見を聞きつつ評価をしていくことにしております。昨日までに二回開催をいたしましたので、今後の点検、調査の進め方あるいは設備のひび割れに対する米国の原子力規制委員会の対応について、米国から来ていただいて審議等を行ったところでございます。

現時点ではこれらの原子力発電所の運転再開について具体的な見通しを持っていないものではございませんが、今後、当省の評価結果について原子力安全委員会の評価も受けまして、さらに地元に対しても十分説明を行い、理解を深めていただくことが必要と考えております。

電力の需給バランスでございますけれども、現時点におきましては、東京電力の全原子力十七基千七百三十一万キロワット中九基八百六十三万キロワットが行政処分による運転停止のほか、定期検査や点検のために運転を停止をしております。さらに、この冬場におきまして、四基の原子力発電所が定期検査に入る予定となっております。これらに加えて、残りの四基につきましても、格納容器漏えい率試験を行う日程を現在東京電力が検計中と聞いております。

私も原子力安全・保安院といたしましては、資源エネルギー庁からお聞きしているところによりますと、この冬場の電力需給については、停止している火力発電施設の運転の再開、定期検査時の調整などにより、必要な供給力を確保する予定と聞いております。これらの対策を講ずるこ

とによりまして何とか安定供給が確保されるというところでございますけれども、厳冬によりまして電力需要の増大等の不安定要因もあることから、引き続き需給の動向を注視していくことが必要だ、かように聞いていますところでございます。

○近藤剛君 今お答えございました需給関係だけではございませんで、温暖化ガス排出量の問題あるいは国際商品への影響等もあるわけでありまして、これからの原子力行政にありましては、是非、そのような点も含めまして総合的な判断をお願いをしたいと存じます。

これで私の質問は終わります。ありがとうございます。

○松あきら君 よろしくお願ひいたします。

午前中から各先生方がすばらしい御質問をなさしまして、私が何おうと思つていたことは全部質問で出ちゃったという形でございます。多少か、あるいはもう少し多いかもしれませんけれども、重なる部分はお許しをいただきたいと思います。

今回、東京電力の原子力発電所における二十九案件の問題に始まりまして、一連のトラブル隠しなど、正に、点検、検査をめぐる不正、不適切な事象の発生は、原子力の立地地域の住民の皆様を始め国民の原子力に対する信頼を著しく失墜をさせたわけでございます。

言うまでもございませんけれども、原子力問題は単なるエネルギー政策の一環にとどまらず、国の危機管理に対する姿勢にもかかわつております。原子力の技術はほかのハイテク技術に比べましてその破壊力は圧倒的であり、独自の危険性も秘めております。

かつて、旧ソ連の生物学者でありますZ・A・メドベージェフ氏は、その著書「チェルノブイリの遺産」の中で、一九八六年四月のチェルノブイリ原発事故がなぜソ連で起きたのか、この問題について興味深く書かれているんですけれども、それによりまして、ソ連の政治・経済体制が過度に官僚的、硬直的体質に染まり、民主政治とは縁遠い

システムにあったからであると、こんなふうにしておられるんですね。今回の不祥事の背景には、その官僚的あるいは硬直的な体質というのがやはりあったのではないかなという気が私はするわけでございます。

原子力技術を始めとして現代の科学技術は高度に専門化をし、また自己増殖化し巨大化していく中で、国民にとっては容易に理解をできず、ますます縁遠い存在になっております。今回の電力会社の一連の不祥事で浮かび上がった根本的な問題は、国民と原子力事業者の間にやはりこれは断絶が生じていたからではないでしょうか。今なすべきことは、原子力という科学技術、そして行政、そして国民の三者の接点をどのように創出するかということではないかと思えます。これにつきまして、改めて大臣にお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(平沼赳夫君) 松先生から非常に重要な御指摘をいただいたと思っております。

今までも非常にこの三者の意思の疎通、そして信頼関係を高めるという努力はしてきたことは事実です。しかし、それがやはり不十分であり、その結果、今回のような事態が起こったと、こういうふうに思っています。

これまでもやはり国民の皆様方によく知っていただかなきやいかぬということで、文部科学省の御協力をいただきながら、百万部というような副読本を作った、そしてそこを採用してくださるところには学校の現場で教えていただくと、こういうこともしてきましたし、また事業者も事業者で一生懸命努力をしてテレビ等を使う広報活動も、先生もごらんになったと思いますけれども、原子力というもののいろいろなこともテレビでは流れてきておりましたし、また定期的に見学会等も設けて、そして幅広く国民が原子力発電所の実際現場に行つてそこで説明を聞くというふうなこともやってきました。また、政府も一生懸命広報に努めてきたわけでございますけれども、しかしやはりこの三位一体となつてというような形で考えますと、まだまだ不十分だったような、そういう反

省もあります。

そういう意味では、いかに国が基本的なこのエネルギー政策の柱でございます原子力に対して国民の皆様方のやっぱり本場の理解をいただく、こういう努力はもっともっとやらせていただくかなければ私にはならないと思つておりまして、これからそういう形でしっかりとやっていきたいと思つております。

また、立地の方々についても、私どもとしてはその立地の皆様方にこれまでも随分説明をしてきたと思ひますけれども、しかし今回の事故が起きますと、立地の方々の上京されてきて、今までやったことは全く我々は何だったのかと、全く信用できないというふうなお言葉もありました。ですから、これも原点に立ち返つて、そういういわゆる立地の方々との意思の疎通もしっかりやらせていただくこと。

それから、やっぱり国民的なレベルでは、立地地域とそれから消費地域というものが非常に距離をしてしまつていて、そういう実態があります。そこで、私どもとしては、まだ一回しか開いておりませんけれども、例えば立地地域の知事さんを始めその関係者と東京のような最大の消費地の知事さんを始めとして、そういう対話、そして一般の市民が参加していただいでそこで原子力を考えるというふうな対話集も一回やりましたけれども、これからのそういうことをやっぱり精力的にやつていく。

そういう形で、私どもといたしましては、御指摘のように、国として立地の地方と、そして国民の皆様方、ここがやっぱり三位一体となつてお互いの共通の意識が生まれてくれば、私はこの信頼というものが醸成されてくる、こう思つておりますので、そういう大切なことでございますので、これからそのことは更にしっかりとやっていかなきゃいかぬ、このように思っています。

○松あきら君 ありがとうございます。

私も、実は立地地域の皆様とそして消費地域です、都市部の皆様、この接点、先ほど大臣この

接点をいかに作っていくかということを、一度会合を持たれたということですが、やはり私は利益を得ている消費地域、都市部に住んでいる私たちが、立地地域の皆様は御苦労をしながら立地をしてくださっているという事実をこれやっぱり分からせないと。ですから、例えばテレビなどでもそういう、あ、自分たちは非常に恵まれているんだな、立地地域の方たちの御苦労があつて自分たちがあんなに分かるような、何かそういう広報活動もすべきであると、これは以前に政務官のときに申し上げたこともあるんですけども、是非その点もよろしくお願いを申し上げます。

今回のこの問題は、これを放置すればやはりエネルギーの安定供給確保という面からも国民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあるというゆゆしき事態であり、我が国の原子力政策、さらにエネルギー政策の根幹を揺るがす極めて深刻な状況にあるというふうに思ひます。

先ほど来、十七基だ、二十基だ、やれ何基だというふうに出ておりましたけれども、先ほど院長のお話では、現在止まつているのは点検も含めて十七基で、これからあと四基点検も含めて止めることがあるというふうなお答えだったというふうに思ひますけれども、それにしましても、やはりこの代替には火力などで代替しているということでございますけれども、先ほど高市副大臣の御答弁の中に、国民の料金負担には今のところ変動はないということと少し安心をいたしましたけれども、やはりエネルギーの安定供給は国民経済と生活の基盤であるわけでございます。原子力発電は二〇〇〇年度実績で全発電電力量の三四・三%を占めておりまして、安定供給及び発電過程ではCO₂を出さないという、こういう点からもエネルギーの無資源国日本といたしましてはこれをも利用していかなければならないのはやはり私は当然であるというふうに思つております。その大前提が国民の理解と信頼であるというふうにも思つております。

その意味で、今回の一連の電力会社によるトラブル隠しは国民の信頼を裏切る行為であつたと、これはどうしても言わざるを得ないというふうに思ひます。今後、国民の信頼、なにかんぞく発電所の立地の自治体との信頼をどのように取り戻すかというのが大きな問題です。

実は、今日の新聞に木村知事がこんなことをおっしゃつておりました。国と地方との関係はどうあるべきかというところで、両者はもっと話し合うべきだ。国に面会を求めても会わないというところがしばしばあつた。国は、地域の不安の度合いなどを肌で受け止める力が足りない。立地自治体のあいまいな立場と権力を法律に明記し、国との正式な協議の場を作つてほしい。政策の節目節目で地元に見解を聞いたり、調整したりする場だ。そうすれば、地元は明確な責任と権利を持つて原子力政策にかかわれると。

私は、やはり大事なことが、やっぱり肌で知つてほしい、まだ国は肌で感じていただいていないというのがやはり私は立地の自治体の皆様これは正直なお気持ちじゃないかなというふうに思ひます。

確かに、原子力というのはまた高度な科学技術によるもので、一般国民にはなかなか分かりにくい。しかし、国民に分かりやすく説明するといふこの点でこれまでその努力がかなり欠けていたんじゃないかと私は思ふんですね。先ほど午前中藤原先生の御質問もいろいろ御質問だったんですけども、情報公開という点について藤原先生は、安全上どのレベルかをしっかりとさせるべきではないかというふうなことを御質問なさつたんですけれども、私もそれは大賛成で、それは当然だということに思ひます。大臣も、情報発信をします、そしてこれから十分な解説や説明をしていかなければならないというふうにもお答えになつていらつしやいますけれども、やはりその意味で安全性の確保に関する技術的、科学的説明能力を高めていくことが今後は是非とも必要であると考えています。

ちよつとあれなんですけれども、日本は地震立国というか地震国です。プレートというものが挟まれている、日本はそのプレートの上に日本という国はある、これはよく分かっている。そして、分かっているけれども、詳しいことは分からないけれども、いったん地震が起ると、テレビなどをばつとつけると、今どこで地震があつて、震度幾つで、マグニチュードは幾つで、どこで地震は例え津波の心配はちよつとあるかもしれない、でもどこそこにはないとか、あるいは全面的に津波の心配はありませんとか、こういうふうに出るわけです。国民の皆様は、だから地震は物すごく起りやすい国だという不安はあるんですけれども、でも、何かあつたらすぐNHKなりあるいはほかの放送局なりが、つければ教えてくれるという、やつぱりここに安心感があるんです。

ですから、私は、科学的に情報公開しろ、説明しろ、何をしろ。やつていますよと言っても、国民の皆様には、例えばシユラウドという言葉は私も実はこの問題が起きるまで知りませんでした。テレビでシユラウド、シユラウドとよく使っているんですけれども、見ている方はだれもシユラウドなんて分からないんですよ。だから、そういうこともきちんと、国民の皆様はレベルという大変ですけれども、だつて分からないのは当然です、専門的にそんな勉強していないのは当然なんです。ですから、ちよつと頭のスイッチ切り替えていただきたい。何も私は、どこかの原発で傷が入ったから、どこそこ原発で傷が入りまして、これは保安院の定める漏えい率の〇・五%未満を下回っていますから心配ありませんと言ふ必要はないけれども、仮にそこまでしてくれと、ああ、何か物すごく努力してくれていると、そして国民に分かりやすい情報公開をしてくれると、取組について何か前向きだとも思つてくださるでしょうし、あるいは立地自治体との新たな信頼もこうした努力によつて築くことができるのではな

いかなと思ひますけれども、雑駁ですけれども、大臣、いかがでございますか。

○国務大臣(平沼赳夫) 先ほど藤原先生との審議のときにも出ておりましたけれども、情報を公開してきめ細かくやるというのは、それは必要なことだとは思ひますけれども、過度にやりますと、それはまたマイナス作用があることもこれは御指摘のとおり事実だと思ひます。

要は、いかにしつかりと、国も事業者もしつかりとやつていくかという根本姿勢が国民の方々に分かることが私は一番大切なことだと思ひます。ですから、確かに、シユラウドの例を出されましてたけれども、それはもう一般の国民の方は知りません。そして、シユラウドのひび割れが入つたときに必ず新聞には図面入りでシユラウドというのはこの部分にあつて傷がこうだということけれども、そこまで読む人も非常に少ないわけですね。ですから、要は、やつぱり万全の体制をしいていて、そして事業者も国も本当にシステムチックに、そして科学的な合理性に基づいてちゃんとやつていくよという安心感を持つていただく、そういう基礎を作ることが私は大切だと思つておりました。

もちろん、細かいことも知つていただくことは大切ですが、なかなか細かいことまで、格納容器ですとか、そういうところまではなかなか無理ですけれども、私はそういうことを構築するということは、やつぱり学校教育の中にもそういうものをしつかりと入れていただく。もちろん、原子力のある意味では危険性もしつかりと認識していただいて、しかし、同時にその有用性とか、こういうふうにして安全を担保すればこういう非常に大きなメリットもあるとか、そういうところをやはりしつかりと私どもは、国も事業者もそして国民も総合的に理解していくという、そういう体制を作るということが大切だと思ひます。私どももそういう中でこれから文部科学省等とも連携をしながら、今までもやつてきていることとすけれども、更にその辺をしつかりやつていかなければならないと、こういうふうと思つてお

ります。

○松あきら君 ありがとうございます。

今回の法律案では、三つの公益法人への委託事業を移管しまして、独立行政法人原子力安全基盤機構、これが設立をされたわけでございます。これに事業者検査に係る事業者の実施体制の審査を行わせるなど原子力安全規制の実施体制の強化のための役割を担うこととされております。

そこで、独立行政法人を設立する、この機構を設立する意義、メリットあるいは必要性について、まず保安院の説明を求めます。

○副大臣(西川太一郎君) 保安院という御指名でございますが、私からお答えをさせていただきます。

独立行政法人原子力安全基盤機構は、本年三月の閣議決定、すなわち公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画におきまして、原子力安全規制の効率的かつ的確な実施を図るため、国が行つていた原子力等の検査の一部を担当させるとともに、国が原子力安全規制に關連して公益法人に委託しておりました事務を当該独立行政法人に移管をし、実施するために、設立の方針を決定し、今回の法案をお願いをさせていただいているものでございます。

本機構には、これらの業務を行うために、原子力に関する専門知識に精通した専門家を中途採用も含めまして確保育成することによりまして、いわゆる専門家を形成することといたしてあります。その活用により、原子力安全規制の効率的、効果的な実施に資すると考えております。

また、公益法人への委託をいたしております業務の機構への移管に際しましては、類似業務の整理統合、共通業務、管理業務の合理化、こういうことを図ることによりまして、既存の公益法人における実施体制をより効果的なものにしていくことができると、これがメリットであるというふうに考えております。

また、今般、原子力発電所における不正記録等の問題に対する再発防止策といたしまして導入を

提案をさせていただいております。いわゆる定期自主検査の体制に関する審査等につきまして、専門家を確保にしていけると、このように考えております。

○松あきら君 その機構の人員規模はどの程度を想定していらっしゃるのでしょうか。先ほどもちよつと出ましたけれども、保安院との業務の仕分はどのようになるのか、具体的に説明をお願いいたします。

○政府参考人(佐々木宜彦君) まず、国と機構との具体的な業務の仕分でございますけれども、機構は、現場に精通した専門家を確保して専門性を生かした業務を担当することといたします。

例えば、国の行う使用前検査でございますと、例えば材料、機器のスペック、あるいは検査のデータの妥当性の確認、あるいは安全審査に際しての安全解析などを担当します。一方、国は、国民の安全に責任を持ち、法令判断を行う立場で、重要な法令判断に直結する業務を中心に担当いたします。このように、国は機構を活用することによりまして、原子力施設の安全機能の総合的な確認に人的資源を重点配分し、全体としての原子力安全規制体制の強化を図ることとしております。

また、今般の原子力発電所における不正記録等の問題に対する再発防止策の導入を提案させていただいております。定期事業者検査の制度化におきましては、原子力に関する知識に精通した専門家を確保することといたしてあります。また、これによる行政の肥大を防ぎつつ、再発防止策をより有効に実施することができると考えております。

機構の人員につきましては、再発防止策の一環として、検査体制の強化を図る観点から検査員の増員を要求、検討しているところでございます。厳しい財政事情の中での予算面の制約や行政組織の効率化の観点から踏まえつつ、早急に関係機関との調整を行い、最終的には平成十五年の予算編成に対して具体的に定まるものと認識しております。

すが、私どもとしては四百数十名規模を確保したいと考えているところでございます。

○松あきら君 安全規制につきましては、検査能力等の向上が求められております。やはり四百数十人ということで、私は多い方がいいというふうに思っています。しかし、その有能な人材というのはどのように確保を行っていくんでしょうか。私は、以前、大学の原子力の科が少ないということと人材養成をしていかなければ、もう抜本的にそこからしなければ有能な人材がなかなか出てこないという、増えないということをお願いしたい。すけれども、その有能な人材確保はどのように行っていくのでしょうか。

また、三つの公益法人は業務を移管させられたわけです。その後の業務は今後どのような業務をその公益法人で行っていくのか、それも教えていただきたいと思っています。

○大臣政務官(西川公也君) 私の方からは、前段の部分の有能な人材をどう確保するかと、こちらの方をお答えをさせていただきます。

先生御承知のとおり、原子力安全機構の組織体制、人員構成、これから決めるわけであります。先ほども西川副大臣がお答えしましたように、中途採用で有能な人材を採用していくと、こういう考え方を持っておるわけであります。

景気が比較的低迷しておりますので、人材難で絶対数は少ないかと思いますが、通常に比べては確保しやすいのではないかと、こう思っております。

これからは、公益法人に現在委託し、実施している業務を移管して行う業務に関しては、現在の当該業務を実施している者の採用も検討していくと、こういうことで、現在やっている人も来てもらえればやっていきたいと、こう考えています。採用した職員につきましては、専門技術、知識を深めるとともに、法令知識や倫理観、職務に対する使命感など職員としての資質向上を図ると、こういうことを通じまして人材の育成を考えていきたいと、こういうふうに考えております。

○政府参考人(佐々木宜彦君) 三つの公益法人の今後の見通しにつきまして御説明申し上げます。

まず、財団法人原子力発電技術機構、NUPERCと申しておりますが、これにつきましては、業務の移管によりまして事業規模の縮小は避けられず、今後どのような規模で、どのような業務を行っていくか等につきましては理事会の場で検討を行っていただくところでございます。このNUPERCを監督する私どもといたしましても、適切な助言、指導を行っていく必要があると考えております。

一方、財団法人発電設備技術検査協会につきましては、移管される原子力安全関連委託業務のほか、従来から火力発電設備に係る安全管理審査業務やISOの審査業務を行ってきたところでございまして、引き続きこれらの業務はこの法人において行う予定であります。

また、財団法人原子力安全技術センターにつきましては、文部科学省が所管しておりますが、移管される原子力安全関連業務のほか、従来から放射線障害の防止法の関係の業務あるいは原子力安全確保に関する講習、出版業務等を行ってきたところとございまして、引き続きこれらの業務を行う予定と聞いておるところでございます。

○松あきら君 一つのNUPERCですが、これは今後考えていくということで、あとの二つはしっかりとやるべきことがあるということをお願いしました。ありがとうございます。

次に、この法律案では、従来事業者によって任意に実施されている事業者による自主点検を法令上明確に位置付けて、検査結果の記録保存を義務付けるとともに、その検査に係る事業者の実施体制が適切なものかどうかを独立行政法人原子力安全機構が審査をし、国はその審査結果を評定することとされております。

一方で、例えば東京電力は、今回の事案の発生を受けた再発防止策といたしまして、原子力発電の品質監査に関し、社外の人材を登用するなど改善策を発表しております。そうした事業者におけ

る第三者による監査とその機構の審査とはどの点でどのように異なるのか、御説明をよろしく願います。

○政府参考人(佐々木宜彦君) 先生御指摘の東京電力が導入するとしている第三者による品質監査は、同社が自主点検結果の不正問題についての公表に際して、補修部門と発電部門の適切な関係の在り方、協力企業との関係などについて問題があったとの認識に基づき、再発防止を図るためいかなる体制が適切であるかどうか、こうしたことを含めて社外の有識者から成る第三者に評価してもらい、同社の安全確保についての品質保証体制の向上に役立てようとする取組であると聞いております。

私ども、国の検査あるいは独立行政法人による定期事業者検査そのものにつきましては、こうした事業者におきます品質保証の体制の確立は極めて重要であると考えておりますが、そこは、国あるいは独立行政法人による検査と、電力会社が自らの品質保証の体制を第三者にチェックしてもらう体制とはおのずから違うものでございますけれども、規制の立場からいえば、こうした東京電力の取組に対しては一定の評価を行うべきだと考えております。

○松あきら君 今しつかり伺わせていただきましたけれども、先ほど来出ております、ただ単に二回やったというようにだけでは是非ないようによろしくお願いを申し上げます。

先ほどもちよつと木村知事の、今日の新聞に載っておることを申し上げましたけれども、去る十一月二十八日に政府は青森県との核燃料サイクル協議会において、知事に対して独立行政法人の地域検査本部を青森県に設置するという方針を示したとされておりますけれども、この地域検査本部というのはどのような使命を担われるのでしょうか、御説明をお願いいたします。

○政府参考人(佐々木宜彦君) 実は今後、法案成立後検討を進めていくことでございますけれども、現場重視という考えから、大型核燃料サイ

クル施設のほとんどが立地する青森県に核燃料サイクル施設検査本部を設置すべく最大限の努力を行っていくということで、大臣からも青森県知事に示されたわけでございます。

この本部が行う業務といたしまして、核燃料サイクル施設に関して国から切り出される定期検査や使用前検査の一部、これまで公益法人が実施してまいりました溶接検査あるいは廃棄物の確認等の業務、核燃料サイクル施設に関する防災の支援業務などを担当することを念頭に置いております。

人員の規模につきましては、核燃料サイクル施設の安全確保の重要性を十分認識し、今後予想される具体的業務量を踏まえて業務委託に遺漏なきを期すべく検討してまいりたいと考えております。

○松あきら君 この地域検査本部に関しましては知事も評価をされているというふうに伺っておりますし、是非先ほどの国は肌で知ってほしいと、自分たちの気持ち、これを踏まえて是非よろしくお願いを申し上げます。

次に、実はダブルチェックの体制について三問用意していただんですけど、先ほど来出ましたのでこれはちよつとカット、済みません、させていただきます。同じことをまた伺ってもあれなので三問飛ばさせていただきます。申し訳ありません。

次に、今回の契機となりました従業者からの申告制度について伺いたいと思います。

今回、東京電力の事案では、点検作業を請け負ったGEI社ですね、この元社員から申告がありまして、これが問題発覚の発端となったわけでございます。

この申告制度につきましては、ジェー・シー・オー臨界事故の発生を受けて、平成十二年の六月に原子炉規制法の改正によりまして、原子力事業者は申告をしたことを理由として従業員に対して解雇、そのほか不利益な取扱いをしてはならない旨の規定が新設されたところでございますけれども、

ども、今回のような請負事業者の従業員に対してこの規定が直接に適用となるのかどうか、まずお伺いをいたします。

○政府参考人(佐々木宜彦君) まず、申告者の保護についてでございますけれども、先般取りまとめられました評価委員会の中間報告においても、より多くの者からより容易に申告を行えるような環境を申告する者の立場に立つて整備することが重要である、請負事業者及び請負事業者の従業員からの申告についても申告者の保護に努めるべきの旨が指摘されております。

私も原子力安全・保安院といたしましては、申告者の保護やプライバシー保護等を考慮して申告制度の運用改善を図ったところでございますけれども、請負事業者の従業員や外国にいる従業員からの申告につきましても、申告者の保護の安全に注意を払いつつ、申告案件の適切な処理に努めてまいります。

○松あきら君 ちょっと余り意味が私分かんなかったんですけども、今回の東京電力の事案に係る申告者の保護については、評価委員会の中間報告でも反省すべき点が示されております。この際、請負事業者の従業員が申告する場合の保護について、今回の法改正と併せた法律改正により法文上明確にしておくことも考えられたのではないかと思いますけれども、今運用改善とおっしゃいましたけれども、それはいかがでございますでしょうか。

また、原子力安全・保安院における今後の調査機能の充実策、また体制整備の具体的な内容と併せて御所見をよろしくお願いいたします。

○副大臣(西川太一郎君) ただいまの法文上明確に請負会社の従業員の保護も書くべきだと、こういう御指摘でございます。原子炉等規制法の第六十六條の二項にございます「従業員」という言葉を使っておりますが、これは必ずしも直接原子力事業者が雇用されている者に限らず同じようなケース・バイ・ケースによるものでございますけれども、業務を請け負った者に従事をしてる請負

会社の従業員につきましても、保護の対象となる場合もあるというふうに読めるわけでございまして、この「も」が、私も答弁しながらこれはどういふことかというのをさつきからずっと考えているんでありますが、これはケース・バイ・ケースでございまして、したがって、先生の御指摘を十分踏まえて、具体的事案に即して検討を重ねながら成熟化をして、いずれの日にかそういう必要があるれば明文化をしていくことも必要なのかなというふうにも思っておりますが、現時点ではその六十六條の二項によつて保護されているというふうに申し上げられるというふうに思います。

○松あきら君 ケース・バイ・ケース、なる場合もあるということでございますけれども、是非この「も」を生かしていただいて、次のまた更なる法改正もあるかもしれませんけれども、よろしくお願いを申し上げます。

今回、いろいろな事案がありまして、検査官の増員あるいは資質向上のための取組など山積みと、山積とされている問題多々ありますけれども、こうした中でその規制当局が単に焼け太りしちやいましたよと、つまり人員だけ増えましたが、何か反対に得しちやいましたと、こういうふうにして国民からは思われないうようなやりきんとした検査体制、また規制体制の構築が必要だと思ひます。いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(平沼赳夫君) お答えさせていただきます。

まず、今回の法案におきましては、事業者による自主点検を定期事業者検査として義務付ける一方で、規制当局はその実施体制や方法などを審査、そして評定することを定めているわけであります。このように事業者の果たすべき責任と安全確保の義務を明確化をいたしまして、国は事業者が安全確保の義務を適切に果たすことを確保する仕組みを作ることによりまして、安全確保に向けた効率かつ実効的な仕組みを構築することによりまして、また、そのほかにも、今回の法案におきましては、罰則の強化などによる不正行為に対

する抑止力の強化を図ることとしております。さらに、検査の運用面においては、抜き打ち的手法の導入といった対策を講ずることによりまして、安全規制の実効性を強化することとしております。

こうした規制の効果を高めるための措置を前提として、なお必要な検査官等の増員など、体制面の強化について現在関係機関と調整を行つていくところでございますが、このような安全規制について実効性を確保するための多面的かつ総合的な取組を行つていくことについて国民の皆様方の御理解をいただいて、委員御指摘のように、焼け太りというようなことを御指摘を受けないように体制面での強化についてもやっぱり理解をしていただくように努力をしていかなければならないと、このように思っております。

○松あきら君 真摯なお答えありがとうございます。

去る二日、世界で初めての燃料電池市販車の納車式が総理官邸で行われまして、小泉首相がこれに乗されたのを私もテレビで拝見をいたしました。

我が公明党は、地球規模でのエネルギー・環境問題に取り組みまして、二〇二五年までに二〇％のクリーンエネルギーをということで自然エネルギー・太陽・水素系経済社会というものを目指しております。

新エネルギーとして期待をされます燃料電池につきましましては、民間調査会社の試算では二〇一〇年に四千億円規模の市場になるということです。別のシンクタンクの試算もありまして、そこでは国内市場規模が同年に四、五兆円、二〇二〇年には三十兆円ぐらいに膨らむ可能性がある、こういうふうにしていくわけでございます。このように、最近燃料電池をめぐる話題が沸騰しているわけでございます。

燃料電池は、水素燃料の持つ化学エネルギーを直接電気エネルギーに変換するため、自動車で四八％程度と発電効率が高いんですね。これがソリ

ンでは御存じのように一六％と、かなり違うんですね。化学反応の過程で発生する熱を利用するコージェネレーションシステムにも最適であるわけでございます。こうしたことから、公明党は二〇一〇年二月から二〇二五年を目指して燃料電池を含むクリーンエネルギーの比率を二〇％まで引き上げるといふ、こういう提言を発表するなどいたしまして、燃料電池の開発、普及促進を強く主張してまいりました。

国は、燃料電池につきましましては二〇〇五年ごろまでに実用化、普及への基盤整備を終え、一〇年までに実用品レベルの製品の市場導入が加速化し、公共施設や関連企業での率先導入などで燃料電池搭載の自動車を五万台、家庭向け定置用が約二百十キロワット普及というシナリオを描いております。二〇二〇年の導入目標は自動車で約五百万台、定置用、家庭用ですね、これで約一千万キロワットとしているんですね。

実は私、これ作ったときには、でも規制の壁が立ちふさがっているんです、これ書いたんですけども、今日の新聞に、読みましたら、読売新聞に、今日の新聞で「燃料電池車認定を緩和」という、大きく載っております、まあ私がこういう、残念なことになっているということもありまして、ものを、正にこれを見ましたら「燃料電池自動車の大量販売を促進するための認定制度の緩和や、家庭用燃料電池を普及するため関連規制の緩和を盛り込む」ということが明らかになったということとで発表されていまして、現行では一台ごとに行つてはいる車両認定を見直しまして通常のガソリン車と同様の型式認定制度の導入を求めている、それから家庭用燃料電池が発電設備に相当する場合は、現行では消防法で設置の届出が必要とされているけれども、この普及を図る観点から見直すこと。

このように私は、もうこういう高圧ガス法、消防法、道路運送車両法などもがんじがらめだと、こう言おうと思つたんですけども、かなりこれ考えていただいて、そうすると今後、今経済産業

省の敷地内に移動式の設備が一定時間置かれていて、これも今に変わっていくのかなんというふうにも思いますけれども、やはり水力、火力、原子力に次ぐ第四の新しいエネルギー源として注目を集めて是非応援をお願いしたいと思っています。さらに、風力、太陽光などの自然エネルギーの推進とともに産業競争力の強化や新たな雇用創出など、我が国の将来の発展基盤の形成にも資する燃料電池の実用化、普及に今後政府としても国策として力を入れていただきたいと思います。

最後に、平沼大臣の御決意とこれからの取組を伺って、質問を終わります。

○国務大臣(平沼赳夫君) 十二月の二日に世界で初めての市販の燃料電池車を政府が五台導入をいたしました。そのうちの一台は経済産業省に入りました。

私の私用車にしようと思ったわけでございますけれども、市販の車で四WDのスポーツタイプのそういう車種でございますし、それでも航続距離は三百五十キロでございます。私も総理と一緒にその場で試乗をいたしました。非常に、市販車にそのまま載せておりますから、ほかの車と比べては非常に加速がいいという、そういう実感があります。結局、最初から何か百六馬力で無段階変速ですつと行きますから、ですから国土交通大臣がハンドルを握ってすいすい運転されていたのが印象的でございますけれども、そこまで来ております。

ただ、まだいろいろ規制がございまして、当省の中期に移動式でしかまだスタンドが設置できないということですから、これはやはり消防法ですとかいろんなことをクリアをして、常設のそういうスタンドというものを全国展開をしていかなきゃいかぬし、またやはり水素ということでございますから、やはり急激な反応で非常に大きな爆発に結び付くおそれもありますから、そういう安全性をいかに担保するか、こういうことでございます。しかし、もうほぼ技術的にはここは解明をされていきます。

そういう意味では、二十一世紀、環境の時代と言われておりますけれども、これは、無限にある水素をいわゆるエネルギー源としまして、そしてCO₂を全く排出をしないと、こういう利点もございまして、私どもは国を挙げてひとつこの普及促進を図っていかねばなりませんし、またその他の新エネルギーもこれは重要でございますから、私は、新エネルギーも含めてエネルギーの多様化、そして安定供給、そういった形で努力をしていかなきゃいかぬと、このように思っています。

○松あきら君 ありがとうございます。

○西山登紀子君 日本共産党の西山登紀子でございます。

私は、十月三十一日には、東電側の不正事件の責任の所在について質問をいたしましたし、また申告制度がなぜ二年間機能しなかったのかということにつきましては、大臣の責任についても質問をさせていただきまして、十一月七日には、検査体制、報告体制の問題を通して、経済産業省保安院の原発の安全確保の能力及び責任にかかわる問題を質問をしております。

今回提案されております法案の趣旨説明を大臣はこう述べていらつしやいます。「原子力発電所の自主点検作業に係る不正な記載や、原子炉格納容器の定期検査における不正な操作は、これまでの原子力の安全確保に対する国民の信頼を大きく損なうものであります。本法律案は、これらが生じたことへの反省に立ち、原子力の安全確保に万全を期し、国民の信頼が得られるよう、関係の法律において所要の措置を講ずるものであります。」と、このように述べていらつしやいます。今度の東電などの事件の反省の上に立つて、国民の信頼を回復するためにこの法案を出したというふうに述べていらつしやるんですけれども、まず私は、こうした法案を出す大前提の問題につきまして、大臣の認識なども含めて三点、まず最初にお聞きをしたいと思っております。

その第一は、今、雪印だとか日本ハムなど食品

の偽装工作なども国民の厳しい批判を買っておりまして、会社の存在にかかわるような事態になっている企業も出ています。今回の東電などの不正は、正に放射能被害にかかわるといふ非常に重大な問題でございます。それにいたしますと、例えば東電の二十九基につきまして、大臣は厳重注意で、ほとんど私たちから見ますとおとがめがなしてあったかなと。格納容器の不正は原発の運転停止となったわけですから、非常に甘いというふうに私は思っております。

そもそも、原発の安全にかかわる検査をこまかしたり、原発の安全に関して国民をだます、こういう事業者は危険な原発を扱うそも資格はないんだと、このように私は考えるんですけれども、大臣の御認識をお伺いいたします。

○国務大臣(平沼赳夫君) 今般の一連の問題の背景といたしまして、事業者には法令の遵守の重要性、それから業務実施に当たっての公正さ、それから説明責任の重要性についての認識不足などの問題があったと私どもは重く受け止めております。

また、原子力部門の他部門からの監査が不十分である、現場限りで判断を行うことが慣習化していた、保守点検作業などの記録やその保存が適切に行われていないなど、会社内部の体制や安全確保活動についての品質保証体制上の問題があったものと考えております。

このため、十月一日に、東京電力に対しましては、厳重注意を行う際、組織風土の改革と真の安全文化の醸成を図ることについても強く求めたところでございます。また、今後、当面の間、同社に対する保安検査や定期検査の実施に際しては、保安規定の遵守状況や設備の健全性を見るだけではなくて、検査の準備過程でございますとか、社内における検討、意思決定の状況など、品質保証活動についても確認をすることといたしました。また、当面におきましても、今回の問題についての反省の上に立ちまして、今回のような事態を

防ぐために、法案では、定期事業者検査や設備にひび割れ等がある場合の設備の健全性の評価の義務化など事業者の果たすべき責任や義務を明確化するとともに、罰則の強化など、不正発生に対する抑止力の強化も図っているところでです。

当省のこうした取組の下で、電気事業者連合会においても、情報公開の促進など具体的な行動を検討するために、信頼回復委員会を設置するなどの取組を講じていると私どもは承知しています。

お答えでございますけれども、今回の事態というのは大変遺憾でございます。そして、東京電力のデータの改ざん、そして虚偽の報告あるいは隠ぺい、こういったことは本本当に国民の皆様方の原子力に対する信頼を大きく損なったことでございまして、私も言語道断であると、こういうことを申し上げたところでございまして、こういことをいたしました。今るる申し上げましたようなそういう取組によりまして事業者の適切な安全確保活動と安全文化の向上を促して、今後こういった事態が二度と起こらないようにしていきたいと、こういうことで私どもも全力を傾注していきたいと、こんなふうに思っております。

○西山登紀子君 十二月五日の当委員会での参考人で、河瀬参考人は、私が、こういう原発を扱う資格はないんじゃないか、そんなふうにならぬ住民はお考えじゃないでしょうかと聞きますと、気持ちとしてはそうだというふうにお答えになったわけですね。

第二に、この法案を出す場合の前提条件としての真相の解明の問題です。

東電などの今回の事態は国民に大きな衝撃を与えまして、あれから三か月半がたったわけですが、十四の原発立地県の知事さんの要望書がここに出ています。十一月の二十日なんですけれども、十四県の知事が原発団体協議会というものを作っていらつしやる、要望書なんですけれども、この十一月二十日の要望書も、私見てみますと、やはりこの東電の不正記載、格納容器漏えいの検査における偽装工作の事実関係については

いう文をなぜ法案に入れなかったのでしょうか、お伺いをいたします。

○政府参考人(佐々木宜彦君) 御指摘のとおり、政府原案では、定期自主検査の結果及び健全性評価の結果についてこれを記録し、保存することについての規定はしてありません。

しかしながら、これは国が一切関知しないとか、一切報告する必要があるということを意味するものではないかと考えております。例えば、定期事業者検査の実施に係る体制について独立行政法人が審査することとされておりますが、この審査では事業者の行った検査の結果あるいは健全性評価の結果についても国がチェックすることを考えておりました。また、国の定期検査の対象となる設備については、この定期事業者検査の結果及び健全性評価の結果の報告も受けることを考えておりました。

さらに、必要な報告については、一般的には報告徴収規定に基づいてもこれを求めることを念頭にしておりますので、政府の原案として提出させていただいたわけでございます。

○西山登紀子君 東電の不正事件から国民が教訓を学んだ点は、今求めればできるんだとおっしゃったけれども、求めてこなかったわけですよ、保安院は。だから、ずっと表に出てこなかったわけですから、そのところやっぱ反省が足りないというふうには、原案がそこにとどまっているということについて私は思いますし、この間の参考人のときに、河瀬さんは、私がやっぱりすべて公表するのが望ましいんじゃないですかと言えば、やっぱりすべて公表は望ましいというふうにもお答えになっているんですね。

それじゃお聞きしますけれども、記録をする、保存をするということなんですけれども、その保存期間というのは何年を考えていらっしゃるんですか。

○政府参考人(佐々木宜彦君) いろいろ設備等によっても異なると思います。原則として、当該記録がなされた年から、この記録に係る設備が取り

替えられるという事態に至るまでの期間プラス三年から五年程度の期間を加えたものとして考えることが適切ではないだろうか、今検討を始めたところでございます。

○西山登紀子君 東電の格納容器の例の捏造の問題でも、九一年とか九二年とかかなりさかのぼったものでございます。やっぱり非常に長い期間さちつと保存をしませんと、せっかく記録し、保存というふうに決めても、短い時間だと、いやもう発覚したときには時効だよというふうなものになるわけですから、これはやっぱりかなりきちつと、それが廃棄になるぐらいまではきちつと保存をさせるということが必要だと思うわけですよ。

今度の法案では修正がされております。そこで、修正の提案者の方にお伺いをしたいわけですが、五十五条の三項の修正で、今度、経済産業省令で定める事項については経済産業大臣に報告を義務付けているわけですが、この省令で決める範囲というふうになっておりますが、具体的に何を想定しているのかというところ、これは一点お伺いしたいのと、それから、私は、やはり五十五条の一項もそれから三項も含めましてすべて報告をさせ、公表させるべきだというふうにお考えだと思います。その点についての御意見を伺いたいと思います。

○衆議院議員(田中慶秋君) 西山先生の御質問にお答え申し上げます。

衆議院における修正については、まず、この法案の健全性の評価の結果について客観性を高めることを目的としたものであり、経済産業大臣にその報告を義務付けました。そして、原子炉の安全状態に対する国が常にそのことを把握しなければならぬ、こういうことも目指しているという、目指さなければいけない、こういう形でこの修正をさせていただきました。

二つ目は、安全上の重要な問題について直接経済産業大臣が原子炉の安全状態の確認を行うこととしているわけでありまして、定期事業者検査の結果全般について原子力安全基盤機構が行う実施体

制の審査や国の定期検査を通じて適正な確保がなされるものと考えております。

また、一項等の問題等については、これから省令の問題を十分検討させていただくことになるわけでありまして、議論の中で、経済産業大臣の報告を義務付ける事項は、国が原子炉の安全状態を把握するために必要な十分な事項について事業者に対する過重な負担を強いることのないように、設備の安全性確保、事業者の負担とバランスの考慮などを含めながら、特に具体的には経済産業省令の内容を今後詰めるということをお願いいたします。

六社の原子力事業者から私どもに提出された総点検の中間報告におきまして、すべての事業者から、不正のおそれのある事案はなかったと報告を受けております。複数の事業者からは、記録等の誤記あるいは不備、あるいは故障、修理等に係る国等への情報提供を行うことが望ましかったとする事例等があったと報告を受けております。

○西山登紀子君 私は、事業者の負担となるかどうかということよりも、やっぱり国民の安全の確保がどうされるかということが大前提でありまして、すべて公表するということは私は事業者の負担というふうには思わないです。調査に参りましたら、すべて出してくださいますよと云ったら、西山先生、こんなにたくさんになりますよと云って、関西電力の方が言われましたけれども、私は、それを全部見るといふのは、それは大変な負担だと思います。だけれども、それはやっぱり国民に、世界じゅうにそれこそ公表して、しかもペテランが精査をするということであれば全部出すというところが、これは出さないでこれは出そうかというふうには思う方がむしろ負担でありまして、私は、すべて出すというふうなきちつと決めた方が事業者にとっても非常にすっきりするんじゃないかというふうに思います。

次にお伺いしますけれども、先ほども質問がありましたけれども、十一月十五日まで中間的な報告を求めていたんですけれども、その報告がマスコミなどではいろいろ言われておりまして、点検記録の記載漏れなど含めると千二百件ぐらいあるかなというふうな報道されているんですけれども、これは全体でトラブルの件数はどうなっているのでしょうか。

議員御指摘の千二百件とは、新聞報道にもありました、全事業者のすべてのものを足し上げたものでございまして、誤記等のそうしたものです。現在の、私どもは、提出された中間報告の内容につきまして事業者からのヒアリングやあるいは原子力保安検査官によりまして現地での確認によりまして精査を行っております、その結果とより次第、速やかに発表したいと考えております。

○西山登紀子君 誤記も含めてということですが、これは、私もさんだつての質疑のときにこういうグラフを作りまして、七七年の通達とそれから八八年の通達で報告が上がつり下がったりするということ、やっぱり行政の裁量に任せておけばこういうことにもなるということで資料を出させていたわけですから、未公表が恒常化しているという、こういう表題を見ますと、今いきなり出てきたという、千二百件ほど出てきた、誤記も含めてということなんですけれども、ざっと概算してみれば、これを例えば大体年間六十件から二百件ぐらいの、幅はありますけれども、まだこれから精査されると言っているんですけれども、ざっと見てそれぐらいのトラブルがあるんじゃないかと。六十から二百件ですね。

私は、トラブルが多く公表されるということが問題ではなくて、それがいけないことではなくて、むしろたくさん隠されているということの方が国民にとっては危険なんです。この前のグラフで言ったように、軽微なものまできちつと報告するようにといったときには年間四十五件か四十

件か五十件か、これは出さないでこれは出そうかというふうには思う方がむしろ負担でありまして、私は、すべて出すというふうなきちつと決めた方が事業者にとっても非常にすっきりするんじゃないかというふうに思います。

一件ずつ出ていたのが、うんと、余り出さなくてもいいよという通達になった途端にぐっと隠されて、隠されて、私はそう思いますけれども、報告されなくなつてしまつて、年間もう一けた台になつてしまつて、原発は倍ほど増えているのにトランプの報告は一けた台に落ちてしまつて。こういうふうにもむしろ隠されていることが危険だと。

ですから、今、未公表が恒常化しておりますけれども、これはやっぱり安全神話というものである今までの原発行政のなせる業でありまして、原発は未確かな技術だし危険なんだよ、だからきちつとしないといけないということで、トランプも公表していきながら説明責任をきちつと果たしていただくということがむしろ国民の信頼を回復する上では非常に大事なことがないかなというふうには、私は、立場は違ひますけれども、そういうふうにも思ふわけです。

それで、大臣にお聞きしたいと思うんですけれども、各社のこの報告を見ますと、国への報告は、法律や通達に基づく国への報告は怠つたということではないと。むしろ適切な情報提供の在り方からすれば提供すべきだったかなというふうな形になつておりまして、今ある状況というのはやっぱり意図的に隠したのではありませんという業者に口実を与えるような状況になつていてと思ひますので、この際、法律で報告の義務を明確化する、最低限、定期事業者点検というふうなものとかそういうことについてはきちつと報告もさせるし、公表もしないといふことを法律で義務化する必要があると思ふんですけれども。

○副大臣(西川太一郎君) 従来、事業者の自主点検につきましては法的な位置付けがございませんで、点検で確認した結果の保存や報告についての義務付けはございませんでした。

しかしながら、今回の自主点検記録等の不正を踏まえ、今般の法案におきましては、定期事業者検査によつて、例えばびび割れなど技術基準を満たさなくなる可能性のある場合には健全性評価の

実施を義務付けることとしております。また、その結果についてはこれを記録し、保存すること義務付けることといたしております。さらに、評価の結果、国の技術基準を満たさず設備の健全性に問題がある、こういうことが判明した場合などは、一定の場合には報告を求めることといたしております。

こうした対応を通じて、定期事業者検査の実施状況についても国において確実に把握できると、こういうふうにも考えております。

○西山登紀子君 その点は意見の違ひ点ですけれども、次に移りたいと思ひます。

今回の不正事件の中で、シユラウドというのが非常に問題になりました。シユラウドですね。シユラウドとは一体何かというところから国民の皆さんも、私も含めてですけれども、勉強をしたところでございます。

お聞きしますけれども、元々このシユラウドというのは沸騰水型の原発のこういう言わばスカートのひだのようなものなんですけれども、原発の建設時にそのシユラウドの交換というのは想定されていなかったのではないかとというのが一点。

それから、今二十九基ありますが、沸騰水型の原子炉は、このうちシユラウドを取り替えた数は何基ありますか。また、その理由は何か。また、一基当たりシユラウドを交換する日数、それは当然止めているときにやるわけですから、それそのときの定期点検の掛かった日数ですね、これを教えていただきたいと思ひます。

○政府参考人(佐々木宜彦君) 我が国におきましては、シユラウドの交換につきましては、平成九年以降に六基の原子炉で行われております。具体的には、東京電力の福島第一原子力発電所一基から三基機及び五基機、中国電力株式会社島根原子力発電所一基機、日本原子力発電株式会社敦賀発電所一基機で行われております。

この炉心シユラウドの交換に係ります工事計画認可の申請理由は、いずれの原子炉も応力腐食割

れに対する予防保全とされておまして、交換に当たつて応力腐食割れ性により優れた材料に変えますと、こういう申請でございました。炉心シユラウドの交換につきましては、事業者の自主的な判断で実施されたものでございます。原子力発電所の建設当時に事業者が炉心シユラウドを交換することを想定したか否かについては、規制当局としては承知しておりません。

すから、七〇年代、八〇年代、日本の原発は元々創設当時からシユラウドを交換しなきゃならないなんということとは毛頭考えてはいなかったはずでございます。

また、炉心シユラウド交換に掛かる費用につきましては、一基当たり約百億円程度であると聞いております。

私は、九月二十七日に日本原電の敦賀原発を調査をいたしました。鶴田所長代理が代表で会つていただきましたが、これについても、シユラウドについて非常なちよつと問題を感じましたが、こういうふうにも定期検査をずつとやつたという、こういう資料はその目の前で公開をさせていただいて説明を受けたんですけれども、これは報告がずつと保安院にあるいは通産省にはなされていなかったものが改めて出てきた、インディケーション、数が多く出てきたということなんですけれども。

また、炉心シユラウド交換を行った定期検査の期間については、前に申しました六基における例で申しますと、定期検査の開始日、これは発電機の解列日でございますが、それから定期検査の終了日までの期間の実績を述べますと、福島第一の三基機では四百七十四日間、福島第一の二基機については三百五十八日間、敦賀発電所一基機については五百七十四日間、福島第一の五基機については三百二十五日間、島根原子力の一基機については三百五十二日間、福島第一原子力発電所一基機については三百五十六日間という実績でございます。

問題は、九六年の第二十四回の定期検査で、シユラウドの日4という部分ですが、インディケーション二十八か所、最大長さは三百六十四ミリといひますから、三十六・四センチの傷が見られる、深さは七ミリですね、こういう傷も含めて四十七か所全体として見付かつていたんですけれども、これは報告をしなかった。九八年の第二十五回点検では、長さが四百三十三ミリに広がつていたんですが、次の二十六回でシユラウドを交換するからまあいいかということで、二十四回の結果に基づいてそのときも異常なしと報告をしております。九九年の二十六回の点検では、新品に交換したため元のシユラウドの状況は全くチェックせずに廃棄物のプールに切り刻んでしまつてしまつたという状態です。

○西山登紀子君 先ほど私がお聞きしたことについて、ちよつとお答えがよく分かりません。シユラウドの交換というのは原発建設時に想定がされていなかったのではないかとということについて、事業者ではありません、通産省なり経済産業省がどうだったかということなんです。

結果に基いてそのときも異常なしと報告をしております。九九年の二十六回の点検では、新品に交換したため元のシユラウドの状況は全くチェックせずに廃棄物のプールに切り刻んでしまつてしまつたという状態です。

○政府参考人(佐々木宜彦君) どうした時点ですうした交換があり得るかということ、いろいろな海外の例によりますトラブル例でありますとか、いろいろな技術的な判断が必要になるわけでございますけれども、建設の当初からこれはいずれ交換するものだとすることを確定的に、規制当局も事業者も特定のこうしたその期間だというような情報は持っていなかったと思ひます。

保安院にお伺ひしますけれども、このシユラウドが予防保全の対策で交換しなければならぬほど危険な状態であつた、そのような状態を把握していただいでしょうか。

○西山登紀子君 シユラウドが問題になり出したのは世界的にも九三年ごろからなんです。で

○政府参考人(佐々木宜彦君) お尋ねの日本原子力発電株式会社の敦賀一基機のシユラウドの交換につきましては、交換する前のシユラウドがどういふ状況であつたのか、非破壊検査におけるインディケーションがあつたということは私も承知していませんでした。

○西山登紀子君 なぜ承知していないのでしょうか。

○政府参考人(佐々木宜彦君) 当時の工事計画の認可の申請に当たりましては、当該取替えの工事そのものが技術基準上の適正さを判断するものというところで、取替えの理由は予防保全という理由ということのみを審査の対象としていたものと思われまふ。

○西山登紀子君 予防保全だと。しかし、百億です。そして、替えるための定期検査というのは日数が最大でもそれこそ一年以上、十六か月の場合もあります。シラウドを交換するというのはそれほど大仕事です。大仕事でございませう。

しかも、先ほど保安院の院長は、このシラウドというのは確定的に最後までもつかどうか分からなかったものだというふうな話をされましたけれども、それであるならばなおさらのこと、なぜ交換するんだらうと疑問を持って当たり前にやないですか。なぜ把握しなかったんでしょうか。報告を求めなかったんでしょうか。

○政府参考人(佐々木宜彦君) 元々、工事計画の認可の対象範囲ということは今申し上げたとおりでございますけれども、原子炉内の構造物でありましてシラウドの点検については、これは事業者が自主的に点検をするという対象物になっていたということによるものと考えております。

○西山登紀子君 極めて保安院の、安全性に対する関心も持たないし報告も持たないというのは、これは監督能力問われると思ひますよ、こんなこと。

しかも、敦賀の原発だけではないでしょう。ほかに取り替えた五基についても、交換したときの危険な状況、クラックの状況、インディケーションの状況、把握をしているのでしょうか。

○政府参考人(佐々木宜彦君) 原子力安全・保安院、一月設立されて以来、私どもの現在の行政で申し上げたいと思ひますが、確かに六基の交換前のシラウドの状況について前の状況は把握して

おりませんけれども、今回の一連の調査によりまして原子力安全・保安院としては次のように承知いたしております。

まず、福島第一原子力発電所一号機につきましては、平成五年から平成九年にかけて、定期検査期間中に一つの縦方向溶接線近傍及び二つの周方向溶接線近傍にインディケーション又はひび割れが確認されていたと承知しております。

福島第一原子力発電所二号機については、平成六年に開始された定期検査期間中に四つの周方向溶接線近傍にインディケーション又はひび割れが確認されていたと承知しております。

福島第一原子力発電所三号機については、平成六年に開始された定期検査期間中に五つの周方向溶接線近傍にインディケーション又はひび割れが確認されていたと承知いたしております。

福島第一原子力発電所五号機については、平成六年に開始された定期検査期間中に二つの周方向溶接線近傍にひび割れが確認されていたと承知いたしております。

敦賀発電所一号機については、平成六年から平成十年にかけて、定期検査期間中に四つの周方向溶接線近傍及び一つの縦方向溶接線近傍にインディケーションが確認されていたと承知いたしております。

島根原子力発電所一号機については、平成六年に開始された定期検査期間中に一つの周方向溶接線近傍にインディケーションが確認されたものの、中国電力は当時、ひび割れによるものではないと評価していると承知をいたしております。

○西山登紀子君 何だかそういうふうなことを少し把握していたんだというふうなことを少しけれども、実際のクラックがどれほどあったのか、非常に幅も大きいとか、深さもどれぐらいであったとかというものは極めて重要なものでありまして、シラウドが何年たつたらこんなふうになるんだぞということ、もちろんその原発の安全性にとつても大事ですけれども、水平的な知見の共有ということで、いわゆる原発というのは未

知のもので、未知のものを今ずつと使っているわけですから、どんなふうになるのかということについてやはり科学的にもきちっと把握をしながら、危ないぞ、危ないぞと起こりそうだとぞといったらすぐにはと全部の原発に手を打つ、その役割をするのがやっぱり政府であり保安院というふうに私たちは思っているわけですが、やはりそういうことができないということは事業者側との非常に甘い関係があったんじゃないかというふうに思わざるを得ないわけですね。

大臣にお伺いいたしますけれども、このシラウドにつきましては、衆議院でも吉井議員が十一月の二十七日に質問をいたしまして、世界の方から、NRCの方からきちっと文書で危ないぞという警告が九三年に来ていたのにもかかわらず、日本の場合には全電気事業者についての文書による点検計画の指示はなされていなかったということが明らかになりました。大臣の御答弁では、やはりそういう指摘を受けてきちっと管理体制、安全体制やうていきたいというふうな御答弁も、衆議院ですけれども、吉井議員の質問にお答えをされて

います。

私もいろいろ調べてみましたけれども、本当にこれは保安院の甘い体質といひますか、本当に規制監督機関としての私は姿勢もさることながら、能力も疑いたくなるような事態だと思ひます。

シラウドの応力腐食割れについて保安院が通達を出したのは二〇〇一年でございませう、九月の六日です。それで今調査をやっているわけですが、けれども、NRCから通達来たのは九三年でございませうから、これでは本当に余りにも対応が遅過ぎると思ひます。

しかも、今申し上げました二〇〇一年九月六日の通達というの、応力腐食割れが起きやすいSUS304というのがあるわけですが、304から低炭素化したSUS304Lや耐食性の優れたモリブデンを配合したSUS316Lを採用するようにしたんだけれども、昨年の七月にはそのSUS316Lを使用している東電福島第二原発の

三号機でシラウドの亀裂が発見されたというふうなことになるわけで、これは非常に材質の問題としてもきちっと調べなければいけない大きな問題が起こつています。

そこで質問ですけれども、一つは、今私は通産省、経済産業省のこのシラウドに対するあるいは事業者に対する甘い対応と検査や監督能力にも疑問を持たざるを得ないということを申し上げましたけれども、七〇年代に運転を開始した原発でシラウドが304Lのものが五基交換されないうまま運転されております。安全性が大変心配です。どう対応するのかというのが一点です。

それからもう一つは、福島や中電の浜岡原発で応力腐食割れを起こしているSUS316Lなど、八〇年代に運転を開始した原発が九基あります。これも心配です。どうなさるのかということ。

それから、全体としてシラウドについて、検査方法の充実も含めて国の定期検査の対象にこのシラウド、今一番注目を集めておりますこのシラウドにつきましましては、もうあいまいなことは許されたいと思ひます。国の定期検査の対象にしてきちっと見ていくということが必要ではないでしょうか。

○政府参考人(佐々木宜彦君) 今、先生御指摘でございましたが、七〇年代に運転を開始し、シラウドが行われていない原子炉は、東海第二発電所、福島第一原子力発電所四号機及び六号機、浜岡原子力発電所一号機、それから浜岡原子力発電所二号機の五基でございませう。

八〇年代に運転を開始してシラウド交換が行われていない原子炉は、女川原子力発電所一号機、福島第二原子力発電所一号機から四号機まで、柏崎刈羽原子力発電所一号機、浜岡原子力発電所三号機及び四号機並びに島根原子力発電所二号機の九基でございませう。

これらの十四基の原子炉におきまして、現在シラウドにインディケーションやひび割れが確認されているものは、福島第一原子力発電所四号

機、福島第二原子力発電所二号機及び三号機、女川原子力発電所一号機、柏崎刈羽原子力発電所一号機並びに浜岡原子力発電所四号機の合計六基でございます。

これらのひび割れ等が確認されているシユラウドにつきましては、現在、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会の原子力発電設備の健全性評価等に関する小委員会において、技術的に学識経験者等の意見を聞いて、どういう方向で今後これに対応していくかという方策、それから評価の方法について御検討いただいております。この結果を踏まえて、我々対応いたしたいと思っております。

また、現在行われているシユラウドの点検の結果を踏まえて、ひび割れが発見された箇所からのサンプルを採取いたしまして、傷の進展、原因の究明が、言わば福島の第二の三号機と同じようなパターンであるかとか、あるいは違う要因があるか、いろいろな原因究明にかかわる情報をもう少し詳細に調査をした上で今後の必要な対応を検討していきたいと、このように考えている次第でございます。

○国務大臣(平沼赳夫君) 我が国では、御指摘のように、平成六年六月に福島の第一原子力発電所の二号機のシユラウドでひび割れが発見をされまして、この対策をいたしまして、当時の資源エネルギー庁は事業者によるシユラウドの点検計画を取りまとめました。また、十三年七月に、これも御指摘ありましたけれども、第二原子力発電所三号機において、応力腐食割れに強いとされていた種類のステンレス鋼、これはSU316Lを用いたシユラウドについても加工方法を原因としたひび割れが生じたことから、原子力安全・保安院は、同年の九月、同様のシユラウドを有する事業者に点検の実施及び報告を指示をいたした。このように、当省としては新しい知見が明らかになったときなどに随時対応を取ってまいりました。

しかしながら、今回、東京電力の自主点検記録

に係る不正の事案の中で、シユラウドのひび割れを発見したにもかかわらず対策を行わないまま放置し、技術基準適合義務違反の可能性があったものの、インディケーションが見られたにもかかわらず異常なしとして処理し、その理由を記録しないなど不適切な取扱いを行ったものがあつたことも判明をしました。そのため、今後の法律改正によりまして、シユラウドなどの技術基準が適用される設備について定期事業者検査を義務付けることを提案をさせていただいたところでございます。

なお、定期検査と、こういうことでございまして、たけれども、定期検査は安全上極めて重要な設備を対象として国が検査するものでございまして、シユラウドはその損傷によりまして原子炉冷却材喪失事故のような重大事故を引き起こす可能性が極めて低いものであることから、これは定期検査の対象にしない、こういうことに相なっております。

○西山登紀子君 大臣最後に、低いとおっしゃったけれども、百億円も掛けて、しかももう一年以上の時間を掛けて交換をしなければならぬほどにこれはもうおつけないものなんですよ。

ですから、これはやはり安全を第一優先にして国の定期検査にきちっと入れて、安全確保に全力を尽くすということが今国民の信頼を回復する上では私は不可欠な最低のものだと思いますけれども、最後にもう一度大臣の答えを伺って終わりたいと思います。

○委員長(田浦直君) 簡単にお願います。

○国務大臣(平沼赳夫君) 安全性を担保するということは原子力にとって非常に大切なことでございまして。ですから、西山先生のおっしゃる意味も分からないわけではございませんけれども、先ほど御答弁させていただきましたように、これは炉心のところでカストロフイーに結び付く、そういうものではないという判断の中で定期検査に入れていると、こういうことでございまして、私どもといたしましてはそういう今見解の中でやらせていただいている、こういうことで御理解をい

ただきたいと思っております。

○広野ただし君 国会改革連絡会(自由党・無所属の会)の広野ただしでございます。

今日もしんがりでございます。お疲れでしょうが、重要な問題でございますのでよろしく御願いを申し上げます。

今度の東京電力始め代表的な電気事業者による事案につきましては、私はまあやはり日本全体が非常に病んでいるなど、こういう思いがいたすわけです。政界は政界で、鈴木宗男議員の不祥事を始めいろいろな問題がある。そして、官界はブル金、外務省のブル金のような、あるいは過剰接待といったようなことであるような問題を抱えている。そして、経済界は特に日本の企業を代表するような企業の方々、そしてまた経団連の会長にも擬せられるような方、こういうことでありますから、経済界においても違法精神といえますか、あるいは企業倫理と申しますか、そういうことからいってこれはやはり非常に問題がある。正に日本の病の一つの表れかなと、こういう思いがいたすわけでありまして。

一方で、現場ではもうこの安全のために地道な努力をやはり積み上げていると思うんですね。しかし、その中でもやはりその企業風土といえますか、そういうところに問題があるんだ、こういうふうにはやはり思うんですね。

日本の場合は、この間参考人からも言われたんですけれども、隠す、あるいは隠すをつくという不正に対しては日本人は非常に厳しいと。そういう違法以上に、法を守る以上にそのところがあるりますと、もう許せない、こういう話になってしまいうわけですね。そういうときに私は、今までのようななぜこの原子力において隠さなければならなかったのか、うそをつかなければならなかったのか、そういうところがやはり一つ大きな問題があつた。何か安全ということに、今日午前中もありましたけれども、もう絶対安全なんだと、絶対安全と。人間が作るものに絶対なんて付くものがあるか、そういうことなわけですね。

ね。

そういうところに、まあしかしこの間も敦賀市長に来ていただいております。国民の皆さんはある程度非常に賢いから、人間の作つたものに絶対なんてあり得ないと、こう思つておられるんですから、そのところを分かります。本当によく説明を、また分かりやすい、役所の言葉じゃなくて、分かりやすくやっていくということが非常に大切だと思うんですね。

ですから、この間も参考人にも申し上げたんですけれども、まあ例えば車に例えれば、いや、これはこすつてペイントが取れた、はがれた、これはバンパーが壊れたんだと、これはワイパーが壊れたんだ、しかしやっぱ運転には問題がある。バックミラー、先ほどバックミラーの話が出ましたが、バックミラーもちょっとだけこすつたものであれば大丈夫でしょう。だけれども、バックミラーが破壊したと、こうなれば運転に問題がある。ですから、そういうことを分かりやすくランク付けをして、この以上になつたらやはりこれは運転を止めなきゃいけないんですよというようにことをやっぱやっていくということが非常に大切だと思つておるわけですが、日本全体のこの病の問題と、もう一つ安全神話に関するところについて、大臣の見解を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(平沼赳夫君) やはり、戦後半世紀以上たちまして、ある意味ではいろんな面で制度疲労といえますが、日本も大変そういう意味では問題点が露呈してきていることは事実だと思つていいます。それはいろいろな原因がある、こういうふうにも思つておられて、やはりそういう延長線上の中で今回のこともやはりその淵源をたどるとその原因の一つになっているんじゃないかなと、こういう気がしております。

また、いわゆる安全性神話のことについてお話がありましたけれども、この安全性神話に関しましても午前中の御質疑の中でも同じ御意見が出ました。

私も、やはり人間がやるものにはそれは完全無欠なものはない、したがってそれを早目早目に手当てをして、そしてより良いものに近づけていくということが我々人間に課せられた一つの大きな使命だと思っております。そういう意味では、やはり今回のそういうことを教訓として私どもとしては足らなかつたところをしっかりと補つていくと、そういう面でもいわゆる維持基準というようなものも今回の法案の中で導入をさせていた

しかし、繰り返して申すまでもありますが、原子力に対してはやっぱり安全ということが一番大切ですから、そのことを中心に据えてそういうものを体系付けていく、こういうことが私は必要だと思っております。先生の二点に関する御意見については私は非常に同感でございます。

○広野ただし君 この間、東京電力の社長が見えまして、信用を積み上げるのはもう非常に長きを要する、しかし信用を壊すのは一瞬にして壊れると、こういうことでございました。

そういうことで、その中で私今回のことをもう一度やっぱり直していただくことは本当に大切な、原子力にとつて大事なことで、こう思っております。東電の幹部の人たちが責任を取つてあつたという間に潔く辞められたということも、ある意味では非常に責任感の強いやり方でありまして、ここから再生の道が始まつてきているというようにやっぱり期待したいと思っております。そういうことでないと日本のエネルギー事情、やはり非常に厳しいものがありますから、そういう面ではこれからやり直していかなきゃいけないと、こういうふうに通つておるわけでありまして。

この中で、今度の法律の中でダブルチェック体制ということをよく言われるわけでありましてけれども、このところもう一つ分らないんです、素人には、要するに、二重行政ということであれば行政効率の面からこれはとんでもない話なんです。しかし、何か役割分担が行われておる

ということであれば、それは国民の皆さんも、おなるほど、そういうことでダブルチェックになつていて非常に安心だと、こうなるわけでありまして、国民の皆さんに是非そこを分かってやさいことで御表現、御説明いただきたい、こう思いますので、大臣と原子力安全委員長、それと文科省の副大臣ということでお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(平沼赳夫君) 原子力安全・保安院と原子力安全委員会は同じことを重複して行うものでございまして、原子力安全委員会というのは一次規制行政たる保安院を監査的な立場からチェックすること、こういうふうになつております。

今般の一連の不正事案に関連しても、勧告をいただくなど、原子力安全委員会からは原子力安全の確保について規制の在り方や運用について監査的な立場からの御指摘をいただきました。

今回の法案には、ダブルチェック体制の強化のため、規制を直接行う当省などの行政庁が、まず原子力発電所に関する工事計画の認可、それから定期検査や定期事業者検査の実施体制の審査、こういった各種の規制等の実施状況について原子力安全委員会に報告をさせていただいて、その御意見を聞いて、そして保安の確保のための必要な措置を講ずることを盛り込んであるわけでありま

す。さらに、原子力安全委員会におきましては、規制当局だけではなくて事業者からも情報の収集を行つて、規制当局がその任務を適正に遂行しているかを確認をし、必要な場合には改善を指示することによりまして、御指摘のような監査的な体制をより強化させた形で発揮させるものと考えております。

当省としては、規制当局として原子力安全委員会からのチェックを受けながら、緊張感を持ちながら安全規制行政の質を高めていくことが必要だと、こういうことでダブルチェック体制を完全なものにしていききたいと、このように思つておりま

す。○政府参考人(松浦祥次郎君) 原子力安全委員会の松浦でございます。

今、平沼大臣からお答えありました趣旨と似ているところがあるかも知れませんが、お答えさせていただきます。

原子力安全委員会では、現在、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づきまして、原子炉の設置許可の段階においてダブルチェックを行つております。

このダブルチェックと申しますのは、今もお話ありましたように、一次規制庁が行うことをそっくりそのままなすということではございませんで、原子炉安全専門審査会の審査委員が自ら自分たちの審査をする安全審査の指針を作りまして、それに基づいて審査をするわけでございます。すなわち、専門家の立場から客観的な視点で審査をしていくわけでございます。

それからもう一つは、実は実用発電用原子炉等の主要な原子炉施設の設置の場合には、実はその審査、再審査に係りましては客観性を高めるといふことと、それから地元の方々の御意見を参酌するというところで、地元で公開ヒアリングを行います。これは、その原子炉の固有の安全性に関するヒアリングを行うということでござい

ます。これを参酌して審査を進めております。このように、原子力安全委員会は、独自の観点あるいは独自の物差しと申しますか、それからチェックしているわけでございまして、言わば安全委員会は一次行政庁が行われました安全規制に関する問題に対して監査的な立場からチェックをする、このようにしているわけでございます。

さらに、今回の法律の改正案におきましては、原子炉の設置段階だけでなく、運転段階におきましても規制行政による規制の実施に関して原子力安全委員会のダブルチェックを行うと、こういうことでダブルチェックの機能が強化されるわけでございます。これは、今までも実は実際に

行つていたわけでございますが、これが法的にきちんとして位置付けられるということでございまして、これにつきまして単に一次規制庁のなされた規制活動を追認すると、そういうことではなくて、専門家によりまして客観的な中立的な調査分析を行うと、こういうことで、安全規制上の重要事項に關していろいろな意見や見解を述べていくと、このようにして、一次規制庁のなされたことを後からちゃんと監査、監視するといふ、そういう機能で行つていきたいといふふうに考えているわけでございます。

○副大臣(渡海紀三朗君) 基本的には我が省も一次規制庁でございまして、主に科学技術に関する実験炉等を我々は責任を負つておるわけでござい

ますが、やはりこの同じダブルチェックでより信頼なり安全というものが高まるというふうに考えておるところでござい

ます。私は、この話を聞いていて、一番大事なことは、やっぱり客観性と中立性があるか、そういう意味で、今、安全委員会の委員長がお答えになつたわけでありますけれども、やっぱりこの一次規制庁とは違つたところにそういった組織がきちつとあつてチェックをされるということは大変重要であるといふふうに考えておるところでござい

ます。○広野ただし君 私は、この日本の場合、どうしてもど元過ぎれば熱さ忘れるということ、エネルギー危機が二回にわたつて日本経済を襲つた、日本の社会を襲つた、そのことをすぐ忘れてしまつと、こういうところにやはりちよつと問題があるなと思つておりますが、やはりしっかりとこのエネルギー体制というものを作つておか

思います。安全の問題と、もう一つは廃炉の問題、最後に処理をする廃炉の問題、そしてまた核燃料の最終処理といいますが、その使用済み燃料の最終処理の問題、この三つが問題なところだと思えますけれども、やはり安全ということについてはしっかりとしたことをやっていかなくさい。

これが、アメリカがスリーマイル島の、七九年ですか、あれがありましてから、原子力に対する信頼が非常に落ちて、二十年前ですと、原子力力支持派が四九%、反対派が四六、七%ということ、ところが、それから二十年ぐらい、もう非常に安全の問題に力を注いで、今では原子力力支持派が六七%、三分の二以上の支持を得て、そして反対派が二六、七%というふうにならなくなったわけですね。

いずれにしても、長い間、安全の問題について信用を積み重ねてきたことがこういう原子力支持派というものが非常に多くなったということだと思えますので、このところをやはり日本ももう一回、これを奇貨としてやっていかなきゃいけないんじゃないかと、こう思っておるわけです。

そういう中で、この間、参考人もおっしゃっていましたが、科学的合理性を持った規制の仕方ということがおっしゃってありましたけれども、私は、何でもかんでもがんじがらめにするというのはやはりちょっとそれは問題だろうと。もう分厚い規制ハンドブックみたいなものがあつて、だれも読まないくらいのものであつて、規制ががんじがらめということではあつてはならないので、やはりそこにある程度インセンティブが働く。良好な運転を続けた事業者については、その実績を見て、規制の負担が和らぐというようなものにはやはりなっていないと、みんな一律に、ある程度問題が起これば事業者とそうでない事業者と一律にやっていくのはそれこそ護送船団のような話で、これは何のインセンティブも働かないんだと

思うんですね。

ですから、やはりよう頑張ったところについて、もちろんその重要な部分の分解、点検ということはやらなくさいけないですけれども、そういう良好な実績というものを十分評価されるようなそういうものを作っていくかないと、がんじがらめの規制はどうかと、こう思っておりますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(平沼赳夫君) がんじがらめの規制というのは、これは非常に硬直化して、そしてインセンティブが働かないと、こういう御意見だと、こういうふうに思っています。

ただ、日本の場合には、原子力というものに関しては非常にその安全性について国民の皆様方の心配があります。したがって、私はインセンティブを与える、こういうことで規制をどんな成績のいいものから外していくということに関しては、やはりある意味ではしっかりと見据えて慎重に私はやらなくさいかと思っております。むしろそういう事業者に対しては、もしインセンティブを与えるとしたら、規制ということよりも事業の意欲がわくようなそういうインセンティブを与える方が、この安全という、日本の今の国民の皆様方の安全に対する心配を考えたときにはそういう形でインセンティブの方がいいのではないかなと、私は個人としてはそんなふうな感想を持っていますと、ここでございます。

○広野ただし君 今こういう事案が起こればかりですから、そういうことはなかなか言えないんではないかと思えますけれども、やはりそこが科学的合理性という問題だと思ふんですね。決てがんじがらめにしているものではないと私は思っていますので、例えば三年ごとに見直しをしていくとか、そういうことをやってインセンティブが働くようなものにしていくっていただきたいなと、こう思っております。

それと、今度の事案も、正に申告といいますが内部告発というように明らかなっていうようなことでございまして、日本の風土

で内部告発をしますと、和をもって貴しとなす国でありますから、正に周りから冷たい目で見られると、こういうことでありますから、やはり内部告発者といえますか申告者を守る、守ってあげるという、そういう体制を事業者が作っていないといけないと、こう思うわけでありまして。

実は、今日、私は事業者に来てもらいたかつたんです。どうやって考えているんですかということ、来てもらいたかつたんですが、どうも恐れをなされて来られなくなつたんですが、是非そこいらもよくやっていただきたいと思ひますが、もし事業者がそういう保護体制がないときに、経済産業省として、そのことについてこれはこういう体制を直すべきではないかということ指導あるいは改善を勧告するとか、そういう措置はないんですか。

○大臣政務官(桜田義孝君) そういうことができるようになっております。

今回の東京電力の不正問題の発生を踏まえまして、電力会社においても申告に対する重要性を認識しているところでありますし、社内における申告を制度化したり、今後制度化を検討する動きがあると聞いておるところでございます。

その制度におきましては、各事業者においては、申告者を保護する観点から、イントラネットや電話によって申告を受け付ける際に申告者が特定できないシステムとしたり、申告の検討結果を公開するに当たりましては申告者の了解がなければ氏名を公開できないというようなことで十分配慮がなされておるところと聞いておるところでございます。

また、なお原子炉等規制法に基づきまして、国に対する申告を行った従業員の保護が義務付けられておるところでありますし、事業者がこの法律を遵守すべきことは当然であると考えております。

○広野ただし君 先ほど松議員からお話ありましたが、そこで一応、非常に問題になりますのは事業者の範囲であります。ですから、請負業者、

メーカーがいろいろと入って、修繕等もやります。更に大変なのは、そのメーカーの下請になっている人達ですね、これがやっぱりみんなお客さんですから、あるいは大手のところから言われたら申告したくても申告できないというのが日本の風土なんですね。

ですから、このところを、単なる電気事業者だけをやるんじゃなくてそういう幅広いものを是非考えてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○大臣政務官(桜田義孝君) 先ほど西川副大臣がお答えになりましたように、従業員の中には、電気会社の従業員のみなならずその下請に入るような働き手の方々も従業員という認定をして保護の対象となっているところでございます。

○副大臣(西川太一郎君) 時間が限られてるところ恐縮でございます。簡単に追加をさせていただきますと、これは法文を読むとなかなかそのように読めないですね。「も」というところでケース・バイ・ケースで、先ほど御注意がありました。しかし、これは判例があるんです。

したがって、将来、先ほど御答弁申し上げましたように、法改正をする余地が残されている、このように理解しております。

○広野ただし君 じゃ、そういう指導を是非やっていただきたいと、こう思います。

それと、この申告とか内部告発という、またこれもよく分からないんです、私なんかの考え方は、非常に単純に分かるのは、これは何といえますかね、原子力安全一〇番というものを原子力安全委員会にも設ける、そして保安院にも設けると。原子力安全一〇番なら、何か頼りになるかなというように形でいろいろと連絡もあるんではないかと、こう思うわけなんです。だから、申告とか何かこういう難しい言葉を使わないで、是非そういうことも考えていただきたいというふうに、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(平沼赳夫君) 申告制度を実効性のある制度として運用するためには、この制度の内容

が広く一般に認識されとともに、申告を行おうとする者が申告しやすい環境を整備するということが非常に大切だと思っております。

このため、原子力安全・保安院におきましては、申告制度の趣旨について広く一般に周知するために、原子力安全・保安院のホームページにおきまして、申告者の個人情報保護も含めまして保安院における申告処理の方法を開示するとともに、申告者が申告を行う際の手続等に関する情報も掲載をさせていただいてるところでございます。また、申告しようとする方の便宜を図るために、申告は電話、ファクス及び電子メールにより受け付けております。さらに、申告者がメッセージを録音できる専用電話を開始をいたしまして、これにより夜間、休日を問わず二十四時間受け付ける体制を取っているわけでございます。

原子力安全・保安院といたしましては、以上の取組に加えて、今後につきましても申告者が申告しやすい環境を整備するため、申告制度について更に広報を行う周知徹底を図るとともに、申告制度の運用について充実をさせていただこうと、このように思っているところでございます。

○政府参考人(松浦祥次郎君) 今、原子力安全委員会にも安全一〇番を設けてどうかという御提案がありましたので、お答えをさせていただきます。と思います。

この原子力の安全を確保するという点では、私は常々一番重要なのは、現場の作業をする人、技術を持つている人が高い誇りを持って作業をするということが一番重要だと思っております。そういう方々は、実のところは現場で妙なことがあったとすると、それはその誇りを傷付けられるわけでありますから、何とかはつきり言いたいというふう

に思っておられるのが普通だと思っております。そういうことですので、現場のそういう方が物を言いやすい、そういう雰囲気を作るといのが何より大切だと思います。ただし、そういう方々が現場の中、職場の中で言いにくい、それから行政庁にも何か言いにくいという、そういう気分が

あるようでしたら、安全委員会の方では是非そういうのを受け取りやすいようなことを考えないといけないというふうに考えております。

この点で、実は私は昨年の夏ごろから各現場を順番に回っておりまして、現場の方々と安全文化といいますが、安全を保つていく上で一番重要なのは何かというところで意見交換をやっております。その中で一番強く申し上げておりますのは、いつもこれでいいのかなという聞き直す態度といえますか考え方は、これは国際原子力機関の安全文化の文章の中ではクエスチョニングアティチュード、物を聞く態度というふうに言っておりますが、これが一番重要だと思っております。ここで変だかなと思つたときに、それをちゃんと伝えていただくということが大事だと思っております。

こういう点で安全委員会がそういうことを受ける雰囲気を持つていらっしゃるということを皆さんに知っていただくために、これから原子力安全委員会は現場へ出ていって、規制庁とは違った形で現場の方々と意思疎通ができるように図ってきたいと思っております。その中で今御提案のありました安全一〇番というふうなことにしても、具体的にどういふことがあり得るかということも考えていきたいと思います。

○広野ただし君 正にそのとおりで、やはり現場の人たちは非常に真摯に誇りを持ってやっていくという、そういう雰囲気にならなさいいけないと思ひますし、そのところが企業の倫理でありまして、遵法精神あるいは社会正義の問題だと思ひます。このことをしっかりとやはりやっていってほしいなと、こう思っております。

それともう一つ、先ほど原子力の短所と申ししますか、そのところで廃炉の問題です。日本原子力発電でいよいよ廃炉のことをやっていくわけですが、廃炉についてはやはり放射能の問題ですとか、あるいはコストがどれぐらいい掛かるんだらうとか、あるいは技術的なやはい不安というものが国民の皆さんの中にあると思ひます。そのところについて分かりやす

く、海外ではかなりやっておるわけでありまして、どういふところまである程度分かつていて余り不安がないんだというふうなことがあるのか、いや、これからやってみたいと分かりますと、こういうことなのか、お話ししたいと思ひます。

○政府参考人(岡本巖君) お答え申し上げます。原子力発電所の廃止措置を円滑に行うためには、廃止、廃炉に要する費用をあらかじめ積み立てておくということが必要かと思ひます。廃炉についての技術的な基準というものと併せまして、そのための準備をしっかりとやっておくということが肝要かと思ひます。

そのために原子力発電施設解体引当金制度を創設いたしております。日本原子力発電を含みます十の電気事業者においては、十三年度末で九千八百八十九億円の引当金を積み上げております。これは今現在、向こう四十年にわたって費用を積みむというところで、総見積額としては約二兆五千億円の開始からの期間を勘案しまして、引き当て率としては平均しますと三八・五％というところで、総額では約九千九百億円の引き当てを現にこれまで積みこんでいるところでございます。

○広野ただし君 技術的なことで。○政府参考人(岡本巖君) 実績という点では、実際にこの引き当てを取り崩しました額は十三年度でまだ三十一億ということで、実際、この引き当ての取り……

○広野ただし君 技術的なその、ここはこうとか。○政府参考人(岡本巖君) それは東海の廃炉というものが真つ先にあるわけですが、今の各電力会社の廃炉というものはまだしばらく、これから約十年弱ぐらい先ということに早いものでもなろうかと思ひます。

○広野ただし君 私のいろいろと聞かせていただいたところでは、文科省のやつておられるJPRD Rでの廃炉の技術、あるいは海外でも廃炉のいろ

んな事例が出てきていますので、自信を持つてやっていけるというふうに聞いておりますが、これは日本でもそれだけの技術があるかどうか、これから実証していかなきゃいけないことだと、こういうふうに思っております。

ところで、今度、原子力安全基盤機構ですか、こういう独立行政法人が作られるということでもあります。今まで民間の三法人、公益三法人で、これは原子力発電技術機構ですか、あるいは発電設備技術検査協会、原子力安全技術センターということで、民間でやれたんですね。それをなぜ独立行政法人というものを作つて、私はもうこれこそ焼け太りだと思ふんですね。そういうことではなくて、政府がやるべき、行政がやるべきことがあるならば、それを決めて、それをアウトソーシングでやると。そのためには、そういうことをきちつと決めて契約をするということが非常にスリムな行政を作つていく意味で非常に大切なことだと思つておるんですが、結局、問題が起つたらば何か新しい組織を作つて焼け太っていくと。これがもう一番日本の悪いところで、行政改革に逆行をしていると、こう思ふわけですが、その点、いかがでしょうか。

○国務大臣(平沼赳夫君) 原子力基盤機構のような独立行政法人を作ると結局焼け太りになるのではないかと、こういう御質問だと思います。その前に、アウトソーシングということもおっしゃいました。

原子力安全基盤機構というのは、行政改革、公益法人改革の一環として、本年三月に閣議決定が行われたことを受けて設立をしようとするものがございます。公益法人改革は民間にゆだねられるものは民間で行うことが原則でございますけれども、原子力安全規制に関する業務のように、国民の生命保護等の観点から、これにより難く、国の強制的関与が不可欠なものについては、既存体制の合理的再編成を行った上で、国又は独立行政法人においてこれを実施するとの考え方で検討が行わ

れたものであります。

原子力安全基盤機構が行う業務のうち、これらで国が公益法人に委託して実施していた業務は、安全審査に際して行われる解析作業、各種安全性実証試験、防災用の事故進展予測システムの設備運用などであり、これらの業務は、国民の安全確保を使命とする原子力安全規制や防災業務の主要な要素であることから、ただいま申し上げた公益法人改革の考え方に沿って独立行政法人原子力安全基盤機構において実施をすると、こういうことにしたのでございます。

また、国から公益法人に対する委託等につきましては、平成十二年十二月に閣議決定された行政改革大綱に基づいて、官民の役割分担等の観点から見直しが行われました。その際、原子力安全規制のように今後とも国の関与が必要な分野については、公益法人ではなくて、むしろ国又は独立行政法人において直接実施することが適当であるとの基本的な考え方が取られたわけであります。

今回の独立行政法人原子力安全基盤機構は、このような行政改革の流れの中で設立されることと決定されたものでございます。また、業務の移管に当たりまして、共通業務の合理化でございまして、管理事務の抑制等を徹底的に図りまして、既存の公益法人の体制よりスリムな組織として一層効果的かつ効率的な事業の遂行を図ることとしております。

さらに、今回の原子力発電所における不正記録等の問題が発生したことから、定期事業者検査の制度化など再発防止策を提案させていただいており、専門家集団である機構を活用することによりまして、原子力安全規制の効率的かつ実効的な実施が可能であるものと考えております。

今後とも、御指摘のような批判を受けることのないように、これらの行政改革の理念に沿った設立趣旨を十分に踏まえつつ機構の業務実施状況の評価等を行いつつ、効率的な運営が行われるように努力をまいりたいと、このように考えて

おります。

○広野ただし君 公益法人改革のことを例に取られますが、それはまた別の考え方なんです。この三つの三法人で今までやっていて今回の問題が起ったことというだけでは全くないわけですね。法体系に何らかの問題があった。この三法人は一生懸命やっていたんですね。

ですから、これを三つ束ねて、一つだけのはがと全部吸収するようですけども、それでやるんじゃなくて、私、かねがね独立行政法人というのは、最終的には国の悪いところと民間の悪いところが出て、親方日の丸主義で無責任なものになつていく、そこに赤字がたまつたら結局どうするんだというところですね。ところが、公益法人でこうやって、民間法人、あれを見ますと、そこが赤字になるのがそれは国の責任じゃありません。

ですから、何かやっぱり全部丸抱えしていくことの方が私は非常に問題があつて、独立行政法人をこうやって作つてやるよりも、国のやるべきことはこうなんだということ、それをアウトソーシング等であれば非常に効率的なことがやれるんではないかと、こう思うんであります。大臣の本音を伺いたいと思います。

○国務大臣(平沼赳夫君) おっしゃることも私も理解できないわけじゃないです。

独立行政法人制度というのは、国の関与を最小限にして自立性を高める一方で、経営責任を明確化しまして、具体的な目標の設定や管理を行うとともに、厳格な外部の評価、この実施によりまして、状況によりましては、廃止を含めまして組織や業務を定期的に見直すことになっております。

また、会計面におきまして企業会計を原則といたしております。財務諸表を公開するなどの透明性を向上させているわけじゃないです、やはりそういう意味では、例えばトップの交代も含めて、私どもとしてはそういう開かれた運営をしていくと、こういうことでございまして、御指摘の点も私どもは理解できますけれども、今回、この原子力にかかわる、やはり国民のいわゆる生

命、安全、そういうものにかかわるものでございますので、開かれた形の独立行政法人の中で効率的に、そして国民の皆様方が納得いただくような、そういう体制でやらせていただきたい、こういうふうに思っております。この三つでございます。

○広野ただし君 終わります。

○委員長(田浦直君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、小林温君及び片山虎之助君が委員を辞任され、その補欠として後藤博子君及び山下善彦君が選任されました。

○委員長(田浦直君) 他に御発言もないようですから、両案に対する質疑は終局したものと認めさせていただきます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べいただきます。

○西山登紀子君 私は、日本共産党を代表して、電気事業法及び原子炉等規制法一部改正案並びに独立行政法人原子力安全基盤機構法案に対する反対討論を行います。

東京電力などによる原発の自主点検記録の改ざん、原子炉格納容器の漏えい率偽装などが発覚し、原子力に対する国民の不信が高まっています。二法案は、この反省の上に国民の信頼を回復するために提出したとされていますが、二法案の骨格は昨年より既に準備されてきたものであります。しかも、一連の事件の全容解明が不十分なまま、実効性ある再発防止策が取れるはずがありません。

電気事業法等改正案に反対する理由は、いわゆる維持基準の導入により、技術基準の適用が不明確だったことが不正事件の要因とする原子力事業者と規制当局の責任を免罪することにつながるからです。

今回の東電等の不正事件は、国の原子力安全文

化、安全神話なるものが全くの虚構にすぎないことが明白になった事件であります。質問でも明らかにしたように、軽微な損傷も法律で報告を義務付ける徹底した改善が求められています。原発立地市町村、知事会など国民が求めている徹底した透明性の確保と情報の公開を保障することこそ今取るべき道であります。

原子力安全基盤機構法案に反対する理由は、本来国が実施すべき検査を非公務員型の独立行政法人に任せることは、国の検査部門を現場から遠ざけ、原発の安全確保に対する国の責任を後退させるものだからです。

原子力業界が設立した財団法人の業務を独立行政法人に移管し、業務だけでなく原子力事業者とのなれ合い、癒着まで引き継ぐことにつながり、原子力安全規制の被規制者からの独立性、中立性の確保を図ることに逆行することは明白です。

今、国民が求めているのは、保安院と原子力安全委員会によるダブルチェックがあるかどうかではなく、原発を推進する責任、権限を持つている経済産業省から原発の規制部門を切り離し、独立した権限を持つ機関による規制を確立することだからです。

日本共産党は、原発損傷隠ぺい事件を踏まえて、第三者機関による事故隠しの全容の徹底的な究明を行うこと、安全確保のために独立した原子力規制機関を確立すること、原発増大路線に根本的なメスを入れること、プルトニウム循環方式政策、核燃料サイクル施設の総点検、計画の中止を図ることなど、国民の安全のための措置を実施することを求めて、反対討論を終わります。

○委員長(田浦直君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

まず、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案の採決を行います。

○委員長(長田浦直君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

平田健二君から発言を求められておりますので、これを許します。平田健二君。

○平田健二君 私は、ただいま可決されました電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会及び公明党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 原子力発電所における事業者の自主点検作業記録に係る不正や国の定期検査において偽装が行われていたことを踏まえ、原子力事業者に対して原子炉の安全性について行っている調査の結果を速やかに報告させるとともに、総点検結果を厳正に審査し、結果を公表すること。

二 今般の問題が、今後の我が国のエネルギーの安定供給及び京都議定書の目標達成に支障を及ぼさないよう、原子力エネルギーの位置付けを含め、エネルギー政策全般について検討を行うこと。また、自然エネルギーの開発・導入をさらに推進し、自然エネルギー利用の促進を図ること。

三 当委員会における議論及び参考人の意見等を踏まえ、原子力安全規制の信頼性を回復するため、原子力安全・保安院がより独立した役割を果たすよう、その在り方について検討すること。さらに、原子力安全・保安院と原子力安全委員会とのダブルチェック体制の強化の方策についてさらに検討すること。

四 事業者検査に係る審査結果に対する評定に

当たっては、原子力事業者の事業者検査に係る社内体制や不正防止体制の確立状況について厳格に評定すること。また、その評定は、科学的合理性に基づき、原子力事業者にインセンティブを与えるなど、原子力事業者の自助努力を引き出すような方式とすること。

五 原子力安全・保安院は、規制機関としての信頼性をより一層高めるため、検査官の人員の充実、技術評価能力の向上に努めること。

六 維持基準の意義については、国民や原子力施設立地地域の住民の理解が得られるよう十分に説明を行うこと。また、維持基準の作成

に当たっては、作成過程の客観性・透明性を図り、最新の技術的知見を反映した国際的規格が合理的、迅速に活用されるような措置を講ずること。なお、民間基準を活用するに当たっては、国によるその承認・審査過程が柔軟性を欠いたものとならないよう留意するとともに、国の行う定期検査においてもこの活用に配慮すること。

七、事業者点検結果における故障、トラブルに関する報告の判断基準や保存されるべき記録については、設備・機器の安全上の重要度を考慮した上で、できるだけ明確・具体的に原動力事業者に示すとともに、それに基づき報

告された内容については、国はその安全上の影響度を公平・適切に評価し、その結果を遅滞なく、これまで以上に明確に国民へのメッセージとして発信すること。また、報告の対象とならない軽微なトラブルについても、原子力事業者において情報を公開し、国がそれをより大きなトラブル防止に活用するよう努めること。

八 申告制度は、社会的な監視により国の原子力安全規制行政を補完する重要な制度であることにかんがみ、原子力事業者及び従業員に対し本制度の趣旨、申告手続について周知徹底を図ること。また、申告制度の運用につい

ては、原子力事業者のみならず、請負事業者

及びその従業員からの申告についても、申告者のプライバシー保護を図り、円滑に情報提供が行われるように環境整備に努めること。

九 原子力発電所の安全確保においては、原子力施設立地地域の住民や地方公共団体との信頼関係が重要であることにかんがみ、国及び

原子力事業者は、国民、原子力施設立地地域の住民及び地方公共団体に対し積極的に情報を公開して説明責任を果たし、原子力安全確

十 将来の検査制度の在るべき姿として、原子力事業者の保安活動の適切性の確認に重点を

置き、原子力事業者が常に改善努力を行わなければならない仕組みを作るために、検査制度全体を監査型体系に移行することを含め、検討を進めること。

右決議する。
以上であります。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

〔委員長 田浦直君〕 ただいま平田君から提出されました附帯決議案を議題として、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

(委員長(田浦直君) 多数と認めます。よつて、千田君提出の附帯決議案は多数をもつて本委員会決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、平沼経済産業大臣から先言を求められておりますので、これを許します。平沼経済産業大臣。

○(國務大臣(平沼起夫君) だいたいま御決議のあり
ました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重
し、これらの法律案の実施に努めてまいりたいと
考へております。

ありがとうございました。

（委員長（田浦直君） 次に、独立行政法人原子力安全基盤機構法案の採決を行います。

本案に賛成の方の拳手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長（田浦直君） 多数と認めます。よつて、
本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと
決定いたしました。

平田健二君から発言を求められておりますので、これを許します。平田健二君。

○平田健二君 私は、ただいま可決されました独立行政法人原子力安全基盤機構法案に対し、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会及び公明党の

各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

独立行政法人原子力安全基盤機構法案に
対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 独立行政法人原子力安全基盤機構（以下

「機構」というの業務については、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。

二 機構の役員及び職員については、原子力安全分野に造詣の深い適切な人材を起用するよう十分配慮するとともに、原子力施設の検査等の事務に従事する職員については、原子力安全規制の被規制者からの独立性・中立性の

確保を図る観点から、原子力事業者等からの
出向者を充てないようにすること。

三、機構の役員の報酬及び退職手当について

は、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、機構及び役員の業務の業績を的確かつ厳格に反映させること。また、経済産業大臣は、機構

の役員の報酬及び退職手当の水準を、国家公務員及び他の独立行政法人の役員と比較できる形でわかりやすく公表し、国民の理解を得るよう努めること。

四 機構が所期の成果を挙げるためには、的確で厳正な業績評価が重要である。このため、明確かつ具体的な中期目標や評価基準を設定

することとし、また、公正で客観性のある厳

格な評価を確保するよう、評価者の人事及び評価の方法には細心の配慮を払うこと。
右決議する。

以上であります。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(田浦直君) ただいま平田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田浦直君) 多数と認めます。よって、平田君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、平沼経済産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。平沼経済産業大臣。

○国務大臣(平沼赳夫君) ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、これらの法律の実施に努めてまいりたいと考えております。

ありがとうございました。

○委員長(田浦直君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十一分散会

十二月六日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、中小企業の経営振興に関する請願 第五四号(第六〇八号)(第六〇九号)(第六一〇号)(第六一一号)(第六一二号)(第六一三号)(第六一四号)(第六一五号)(第六一六号)(第六一七号)(第六一八号)(第六一九号)(第六二〇号)(第六二一号)(第六二二号)(第六二三

号)(第六二四号)(第六二五号)(第六二六号)(第六二七号)

一、フランチャイズ産業の健全化に関する請願 (第六六三三号)(第六六三三号)

一、原子力発電等に関する請願(第六九三三号) 一、フランチャイズ産業の健全化に関する請願 (第六九四四号)(第六九五五号)(第六九六六号)(第六九七〇号)

第五五四号 平成十四年十一月二十六日受理

中小企業の経営振興に関する請願

請願者 川崎市川崎区殿町二ノ一四ノ一一 平山博美 外千二百六十名

紹介議員 畑野 君枝君

政府税制調査会は、六月の答申で大企業・大金持ちに対する減税を先行させる一方、中小業者・国民に大増税を強い方向を打ち出した。憲法第二五条では「すべて国民は、健康で文化的な最低限の生活を営む権利」を保障しており、生活費には課税しないのが原則である。課税最低限は、生活保護基準である三五六万円(四人家族)東京都まで引き上げるべきである。ところが中小業者の場合は、働き分(自家労賃)を経費として認められていないため四人家族で一五二万円の所得控除しかなく、大幅に生活費に食い込む重税となっている。こうした中で、政府が広く、薄くなどと、特定扶養控除・配偶者特別控除などの廃止で課税最低限を引き下げようとしていることは許せない。さらに、消費税の税率の大幅引上げとともに、中小業者に対する免税点の引下げ・簡易課税の廃止・見直しなど進めようとしているが、中小業者が消費税を売上げに転嫁できず、身銭を切つて消費税を支払わざるを得ない実態を無視したものであり絶対反対である。法人事業税に一律外形標準課税を導入する動きは、大企業へは減税し、九割の中小企業に大増税を押し付けるものであり容認できない。消費税を三%に引き下げるなど国民本位の減税で景気を回復し、中小業者の振興と地域経済を再生する政策の実施を求める。

ついては、次の措置を採られたい。
一、中小企業の経営を振興し、景気回復を図ること。

第六〇八号 平成十四年十一月二十七日受理
中小企業の経営振興に関する請願

請願者 神戸市兵庫区塚本通四ノ三ノ七 中川太一 外三千三百六十三名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第六〇九号 平成十四年十一月二十七日受理
中小企業の経営振興に関する請願

請願者 神戸市長田区堀切町三ノ一二 善本勝幸 外三千三百五十五名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第六一〇号 平成十四年十一月二十七日受理
中小企業の経営振興に関する請願

請願者 北九州市戸畑区初音町一三ノ三五 一、二〇三 緑豊重 外三千三百五十五名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第六一一号 平成十四年十一月二十七日受理
中小企業の経営振興に関する請願

請願者 北海道室蘭市東町五ノ一三ノ一二 川浪浩司 外三千三百五十五名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第六一二号 平成十四年十一月二十七日受理
中小企業の経営振興に関する請願

請願者 北九州市八幡西区引野二ノ八ノ一 六 池田晶絵 外三千三百五十五名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。
第六一二三号 平成十四年十一月二十七日受理
中小企業の経営振興に関する請願

請願者 愛知県一宮市千秋町屋宇宮浦一〇ノ二 横井一夫 外三千三百五十五名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第六一四号 平成十四年十一月二十七日受理
中小企業の経営振興に関する請願

請願者 群馬県高崎市東町一五八ノ八 大竹ミチ代 外三千三百五十五名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第六一五号 平成十四年十一月二十七日受理
中小企業の経営振興に関する請願

請願者 神戸市中央区中島通三ノ五ノ二九 井上敏 外三千三百五十五名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第六一六号 平成十四年十一月二十七日受理
中小企業の経営振興に関する請願

請願者 北海道室蘭市高砂町四ノ六ノ一四 藤井新八 外三千三百五十五名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第六一七号 平成十四年十一月二十七日受理
中小企業の経営振興に関する請願

請願者 岡山県津山市高野山西四三六ノ五 藤木久男 外三千三百五十五名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

中小企業の経営振興に関する請願

請願者 群馬県高崎市中豊岡町五四六ノ七

岩間康子 外三千三百五十五名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第六一九号 平成十四年十一月二十七日受理

中小企業の経営振興に関する請願

請願者 福岡県田川郡添田町大字添田八一

八ノ二五 森本忠利 外三千三百五十五名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第六二〇号 平成十四年十一月二十七日受理

中小企業の経営振興に関する請願

請願者 群馬県高崎市新町八三 鈴木勝子

外三千三百五十五名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第六二二号 平成十四年十一月二十七日受理

中小企業の経営振興に関する請願

請願者 福岡県田川市大字弓削田三、〇七

三ノ二 三島秀夫 外三千三百五十五名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第六二三号 平成十四年十一月二十七日受理

中小企業の経営振興に関する請願

請願者 岡山県津山市小原一、二四九 高

山弘 外三千三百五十五名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第六二三号 平成十四年十一月二十七日受理

中小企業の経営振興に関する請願

請願者 岡山県津山市妙原四二ノ六 永礼

紹介議員 陽子 外三千三百五十五名

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第六二四号 平成十四年十一月二十七日受理

中小企業の経営振興に関する請願

請願者 福岡県田川郡金田町大字金田一、

四九八ノ二 持丸隆則 外三千三百五十五名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第六二五号 平成十四年十一月二十七日受理

中小企業の経営振興に関する請願

請願者 大阪府貝塚市三ツ松二、七三二ノ

七五〇四 奥野元秀 外三千三百五十五名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第六二六号 平成十四年十一月二十七日受理

中小企業の経営振興に関する請願

請願者 福岡県田川郡赤池町大字赤池一、

〇八四ノ九 大内田倫子 外三千三百五十五名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第六二七号 平成十四年十一月二十七日受理

中小企業の経営振興に関する請願

請願者 群馬県高崎市貝沢町九四三ノ八

新井芳博 外三千三百五十五名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第六六三三号 平成十四年十一月二十七日受理

フランチャイズ産業の健全化に関する請願

請願者 埼玉県川越市下赤坂六三三ノ三四

日野隆一 外五十四名

紹介議員 西山登紀子君

我が国のフランチャイズチェーン産業は、本部

数一、〇〇〇社以上、加盟事業者数二〇万余、年

間販売額一七兆円以上に達し、なお増え続けている。

働く国民は三〇〇万人に迫っている。また、

コンビニエンスに代表される小売業、清掃、写真

その他のサービス業、各種塾経営などその業種も

多岐にわたっている。新規創業、雇用の創出など

地域経済の活性化や、住民の消費生活の充実な

ど、今や我が国の経済社会で果たしている役割は

極めて大きいものがある。しかし、本部と加盟事

業者の間の契約関係等には、不公正な関係が存在

し、トラブルの多発など必ずしも健全な産業とは

言えない実態にある。産業の位置・役割の大き

さにかんがみ、その健全化は我が国の経済活性化に

つては、次の事項について実現を図られた

一、フランチャイズチェーン産業健全化のための

新法を制定すること。

二、中小売商業振興法の適用対象業種以外のフ

ランチャイズチェーン産業について、本部と加

盟店の取引関係の実態を踏まえ、本部の「情報

開示」を進める等、特別の対策を講ずること。

第六七三三号 平成十四年十一月二十八日受理

フランチャイズ産業の健全化に関する請願

請願者 埼玉県川越市吉田一九三ノ六 金

子芳治 外四十七名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第六六三三号と同じである。

第六九三三号 平成十四年十一月二十九日受理

原子力発電等に関する請願

請願者 茨城県水戸市笠原町九七八ノ六

香取衛

紹介議員 狩野 安君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第六九四号 平成十四年十一月二十九日受理

フランチャイズ産業の健全化に関する請願

請願者 愛知県大府市吉川町二ノ八九 浅

田光彦 外四十九名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第六六三三号と同じである。

第六九五号 平成十四年十一月二十九日受理

フランチャイズ産業の健全化に関する請願

請願者 群馬県吾妻郡中之条町折田二六五

ノ一 綿貫勝 外四十三名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第六六三三号と同じである。

第六九六号 平成十四年十一月二十九日受理

フランチャイズ産業の健全化に関する請願

請願者 兵庫県川辺郡猪名川町松尾台三ノ

三ノ一九 三輪祐仁 外五十四名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第六六三三号と同じである。

第七一〇号 平成十四年十一月二十九日受理

フランチャイズ産業の健全化に関する請願

請願者 埼玉県上尾市原市三二四ノ一 広

浦清治郎 外四十九名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第六六三三号と同じである。

十二月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、フランチャイズ産業の健全化に関する請願

(第七四六号)(第八〇〇号)(第八一二号)(第

八八四号)(第九二三号)(第九二四号)

一、中小企業と地域経済を活性化させる経済政

策に関する請願第一〇三二号(第一〇三二

号)(第一〇三三三号)(第一〇三四号)(第一〇三

五号)(第一〇三六号)

第七四六号 平成十四年十二月二日受理

フランチャイズ産業の健全化に関する請願

請願者 さいたま市東大町二ノ六二三

紹介議員 伊藤誠一 外三十三名

この請願の趣旨は、第六六三号と同じである。

第八〇〇号 平成十四年十二月二日受理

フランチャイズ産業の健全化に関する請願

請願者 長野県小諸市滝原八八二 丸山正昭 外五十四名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第六六三号と同じである。

第八二二号 平成十四年十二月三日受理

フランチャイズ産業の健全化に関する請願

請願者 東京都杉並区方南二ノ二八ノ三二 仲本明彦 外四十九名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第六六三号と同じである。

第八八四号 平成十四年十二月三日受理

フランチャイズ産業の健全化に関する請願

請願者 岐阜県大垣市荒川町三一〇ノ一 中尾治男 外五十四名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第六六三号と同じである。

第九二二号 平成十四年十二月四日受理

フランチャイズ産業の健全化に関する請願

請願者 埼玉県川越市増形二六四 小名木一郎 外四十九名

紹介議員 平田 健二君

この請願の趣旨は、第六六三号と同じである。

第九二四号 平成十四年十二月四日受理

フランチャイズ産業の健全化に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関一ノ三ノ一 大窪珠美 外四十六名

紹介議員 井上 美代君

第九部 経済産業委員会会議録第十一号 平成十四年十一月十日【参議院】

この請願の趣旨は、第六六三号と同じである。

第一〇三二号 平成十四年十二月四日受理

中小企業と地域経済を活性化させる経済政策に関する請願

請願者 長野県上田市芳田一、三〇七ノ五 中沢優子 外八十四名

紹介議員 西山登紀子君

政府は、先の通常国会で継続審議となった有事関連法案の成立を企んでいる。有事法制は、後方支援どころか、アメリカの戦争に自衛隊が直接参戦できる仕組みをつくり、自治体や民間企業、国民を協力させようというものである。今、アメリカのブッシュ政権が、イラクのフセイン政権をテロ支援の「ならず者国家」と決め付け、イラクに戦争を仕掛け、フセイン政権を無理やり転覆させようとしている。有事法制が成立したら、アメリカの戦争に自衛隊が参戦することになりかねない。政府が発表した来年度予算案は、社会保障だけでなく、医療、介護、年金、雇用など軒並みの改善で、総計三兆円を超える負担増を国民に押し付けようとしている。さらに、配偶者控除や高校、大学の子供を持つ世帯への特別扶養控除、赤字の中小企業からも法人税を取る外形標準課税の導入など国民・中小企業への大増税が予定されている。消費税増税の計画も進んでいる。一方、大企業向けには、法人税の大幅な減税である。これでは、国民の生活も中小企業の経営も取り返しのつかない事態になりかねない。今、不良債権処理を柱とした「小泉構造改革」の下、銀行の中小企業に対する貸倒り・貸はしが深刻である。中小企業と地域経済を支えてきた信用金庫・信用組合の経営破綻も相次いでいる。これでは、中小企業と地域経済は破壊されてしまう。長期不況の原因は、銀行の不良債権処理が遅れているからではない。長年にわたる国民生活の悪化で、消費が低迷しているからである。その背景には、大企業が、安い労働力を求めて海外進出し、国内では工場閉鎖や人減らし、賃金カットなどやりたい放題のリストラを

進めていることがある。不況を脱出し、中小企業と地域経済の再建を目指すためには、銀行の貸倒り・貸はしがしの規制、大企業の下請中小企業いじめやリストラの規制が必要である。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、銀行の貸倒り・貸はしがし、大企業の下請企業いじめとリストラを規制し、中小企業と地域経済を活性化させる経済政策に転換すること。

第一〇三二号 平成十四年十二月四日受理

中小企業と地域経済を活性化させる経済政策に関する請願

請願者 長野県上田市中央二ノ二三ノ四 平林重一 外八十四名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一〇三二号と同じである。

第一〇三三号 平成十四年十二月四日受理

中小企業と地域経済を活性化させる経済政策に関する請願

請願者 長野県上田市下之条七八一ノ一一 坂田義則 外八十四名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一〇三二号と同じである。

第一〇三四号 平成十四年十二月四日受理

中小企業と地域経済を活性化させる経済政策に関する請願

請願者 長野県上田市舞田四九四ノ七 田中あゆみ 外八十四名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第一〇三二号と同じである。

第一〇三五号 平成十四年十二月四日受理

中小企業と地域経済を活性化させる経済政策に関する請願

請願者 長野県上田市大字吉田八二ノ七 高橋正浩 外八十四名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第一〇三二号と同じである。

第一〇三六号 平成十四年十二月四日受理

中小企業と地域経済を活性化させる経済政策に関する請願

請願者 長野県上田市大字中野二〇一ノ五 六 丸山昌明 外八十四名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一〇三二号と同じである。

平成十四年十二月十八日印刷

平成十四年十二月十九日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

C